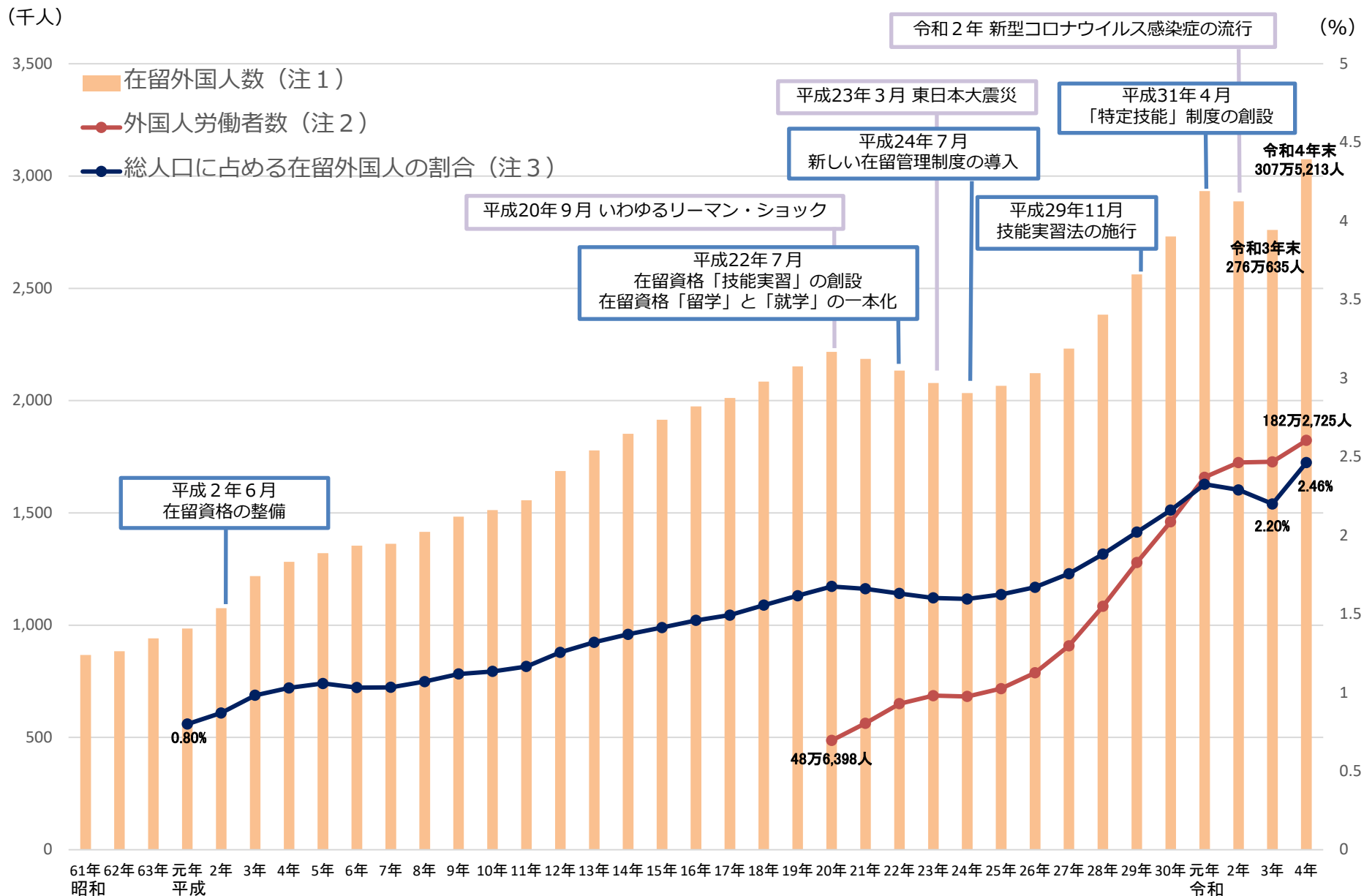

日本語教育関係 参考データ集

○日本語教育の学習者／機関／教師等……………	4
○日本語教育における養成・研修関係……………	36
○地域における日本語教育関係……………	44
○日本語教育に係る各種提言……………	53

令和6年3月
文化庁国語課

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)

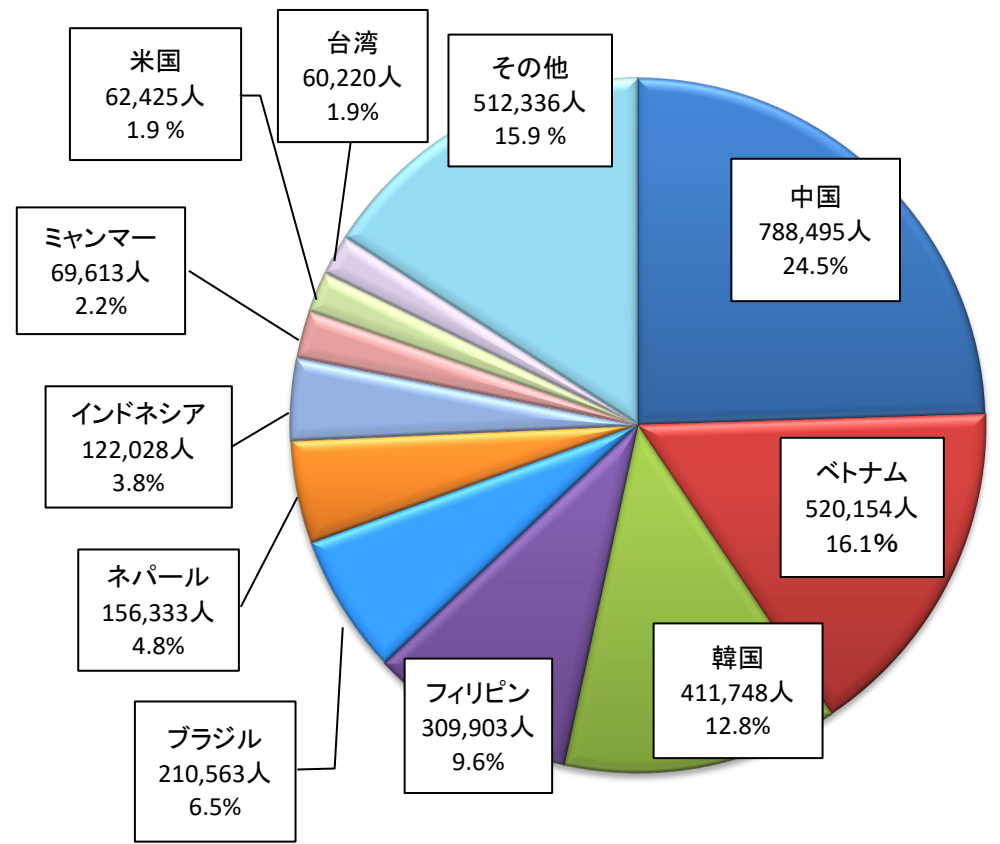
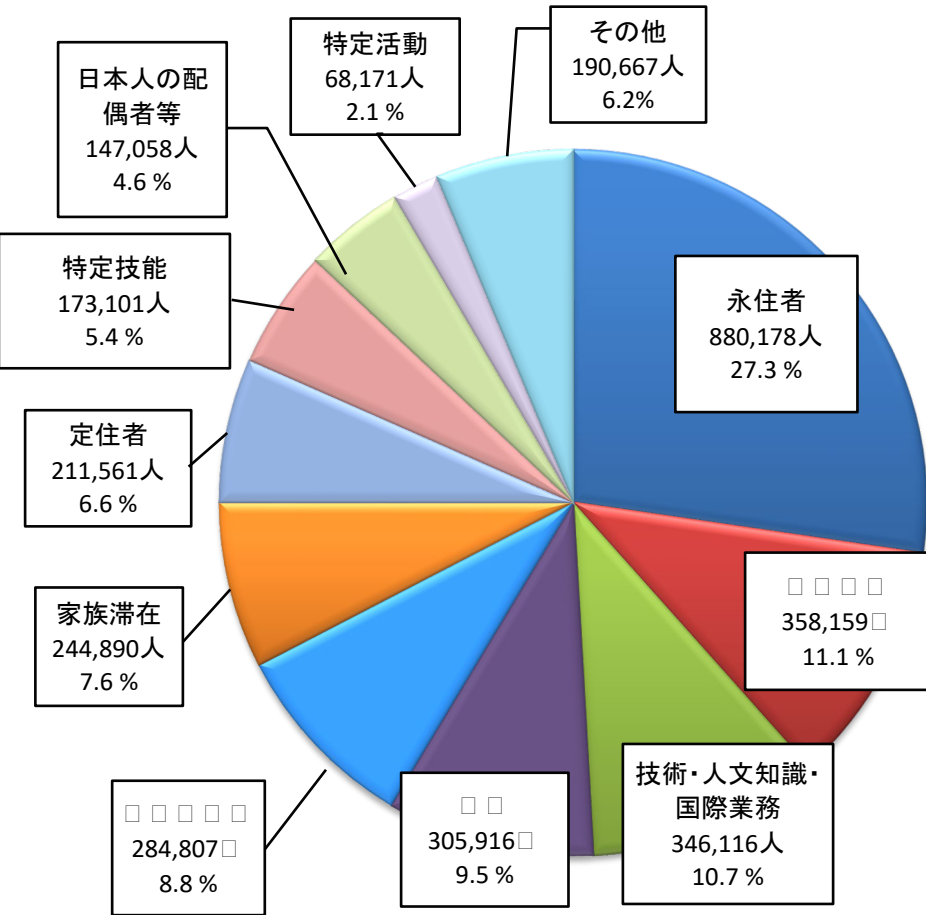
(注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳 (令和5年6月末)

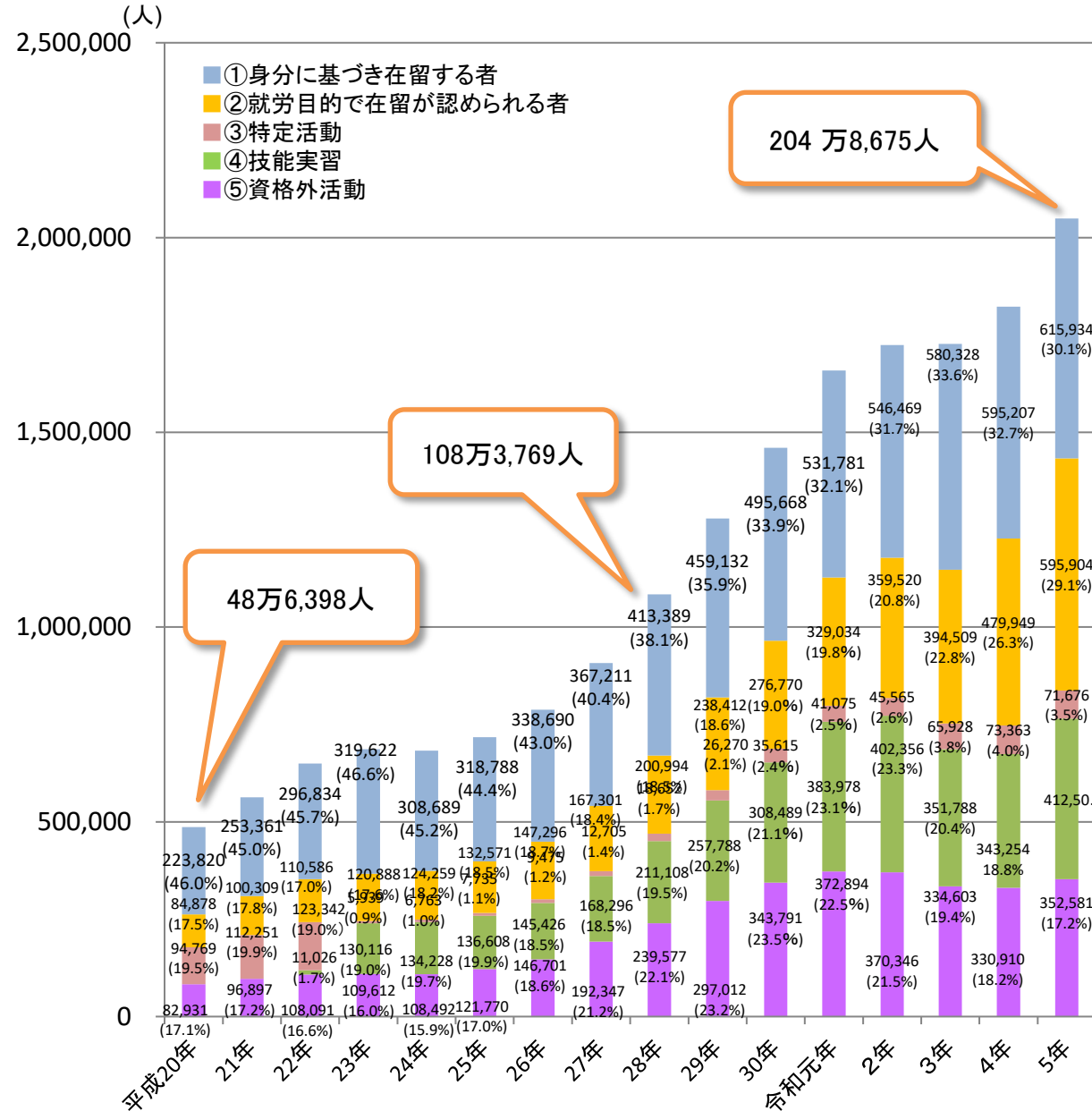
在留外国人数 (総数) 322万3,858人

在留資格別

国籍・地域別



外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約61.6万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約59.6万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約7.2万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約41.3万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

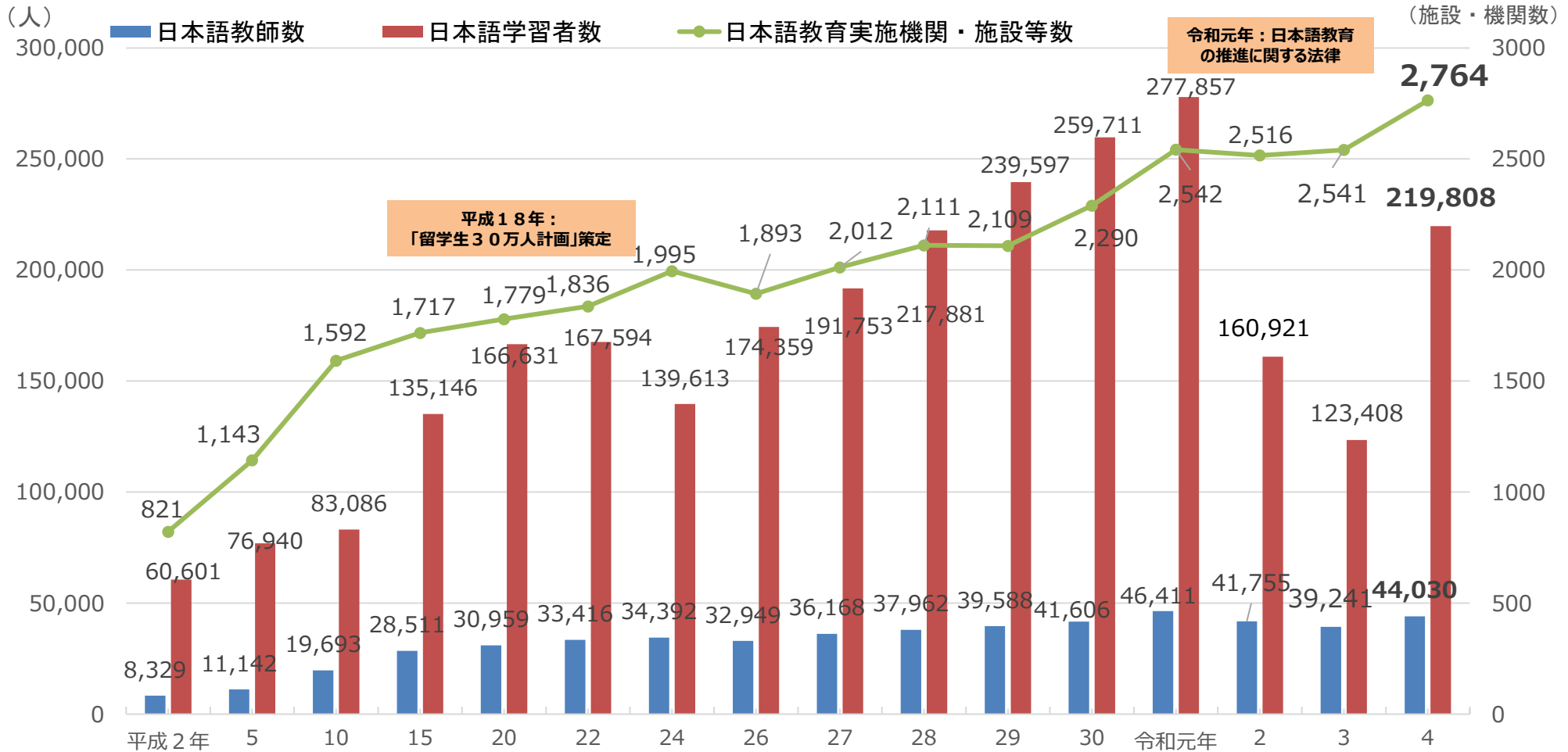
⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約35.3万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

日本語教育の学習者／機関／教師等

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、(H22: 16.8万→R1: 27.8万)、日本語教師数は緩やかに増加(H22: 3.3万→R1: 4.6万人)している。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

主体別日本語教育実施機関数／教師数／学習者数の内訳（令和4年度）

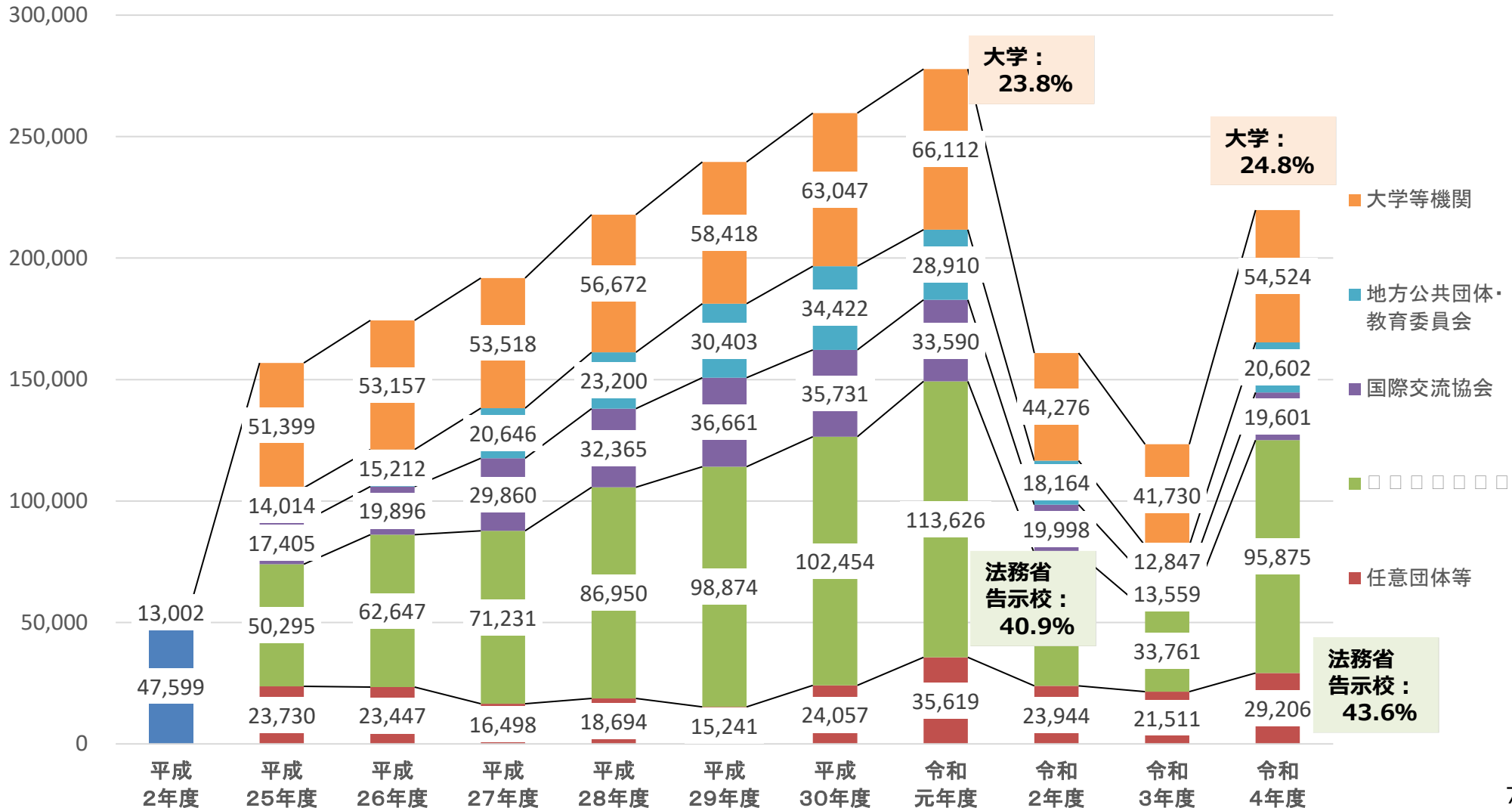
令和4年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	697(25.2%)	12,702(28.8%)	95,875 (43.6%)
大学等機関	547(19.8%)	4,405(10.0%)	54,524 (24.8%)
国際交流協会	350(12.7%)	8,682(19.7%)	19,601 (8.9%)
地方公共団体	304(11.0%)	5,555(12.6%)	13,092 (6.0%)
教育委員会	218(7.9%)	2,733(6.2%)	7,510 (3.4%)
任意団体	512(18.5%)	5,867(13.3%)	12,256 (5.6%)
その他	136(4.9%)	4,086(9.3%)	16,950 (7.7%)
合計	2,764	44,030	219,808

- ・ボランティア 49.0%
- ・非常勤による者 36.1%
- ・常勤による者 14.9%

国内の日本語学習者数の推移

○令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による制限により大幅に減少していたが、令和4年度は大幅に学習者数増加。令和4年度は、大学等24.8%、法務省告示校43.6%、地方公共団体等9.4%、国際交流協会8.9%、任意団体等13.3%であった。

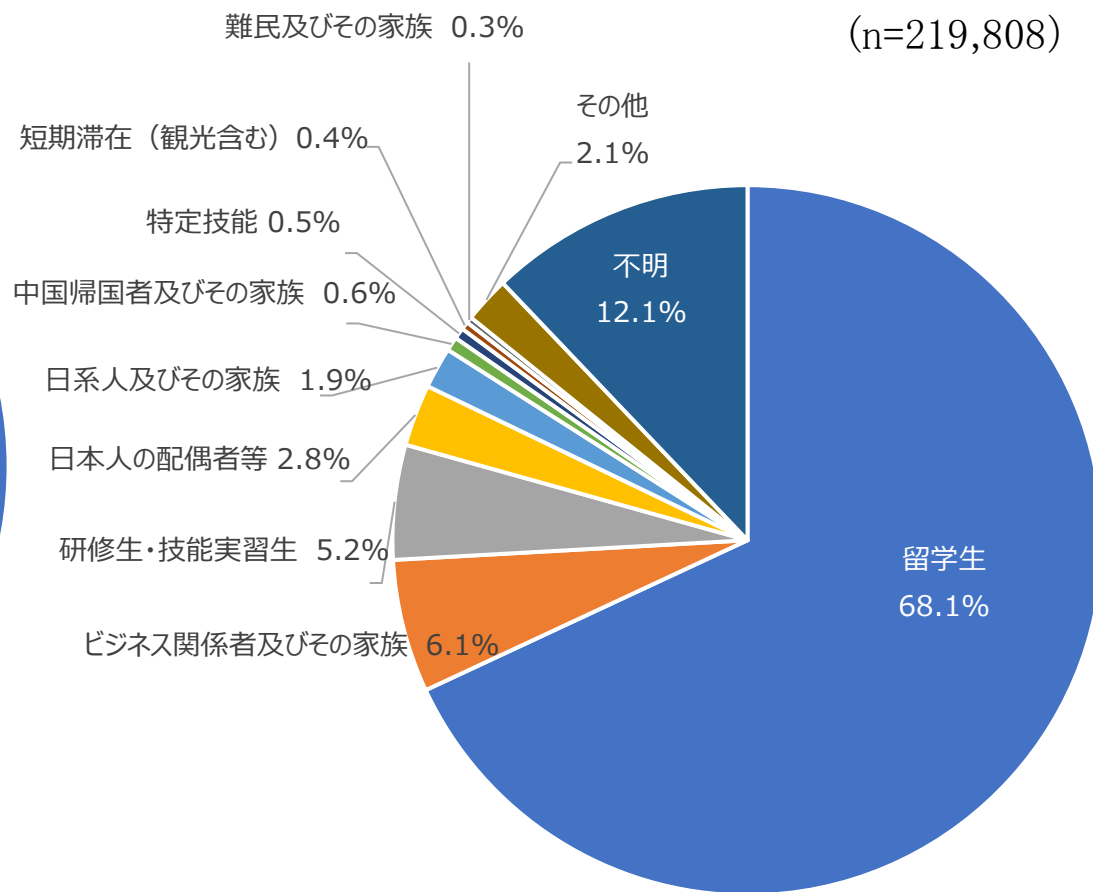
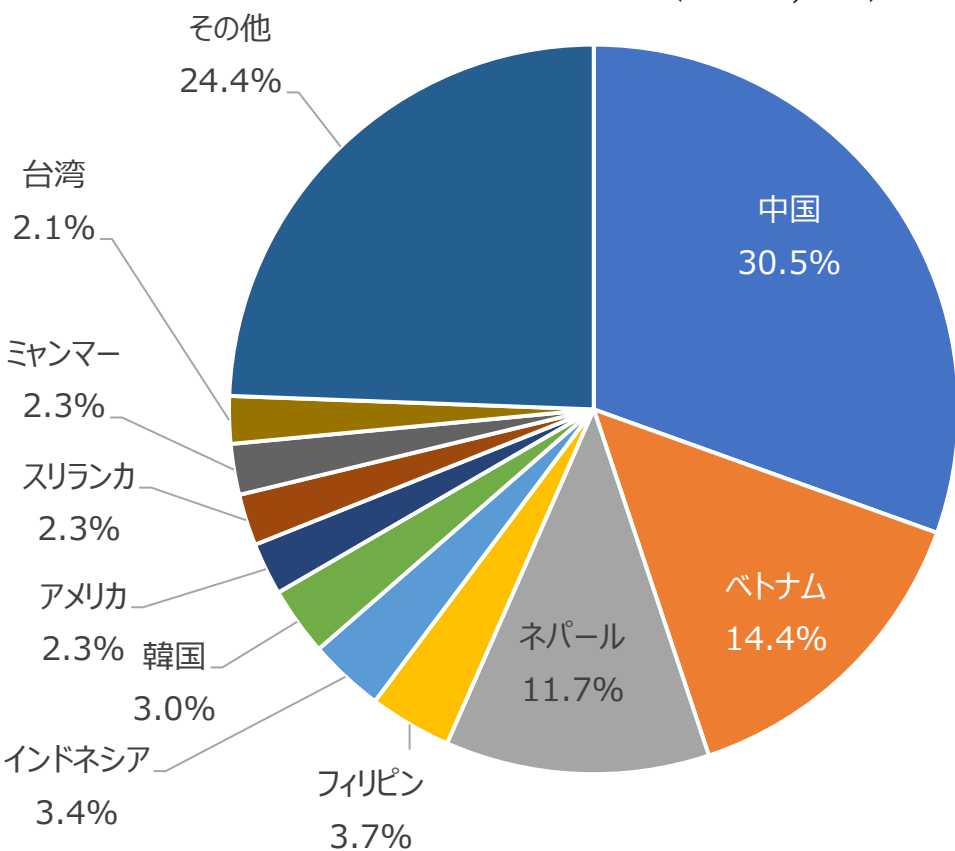


国内の日本語学習者数（国籍比率／属性）

○約 8 割をアジア出身者が占めている。中国とベトナム、ネパールで 5 割を超えている。
 ○日本語学習者は留学生が約 68%、ビジネス関係者 6.1%、技能実習生等 5.2%。

(n=219,808)

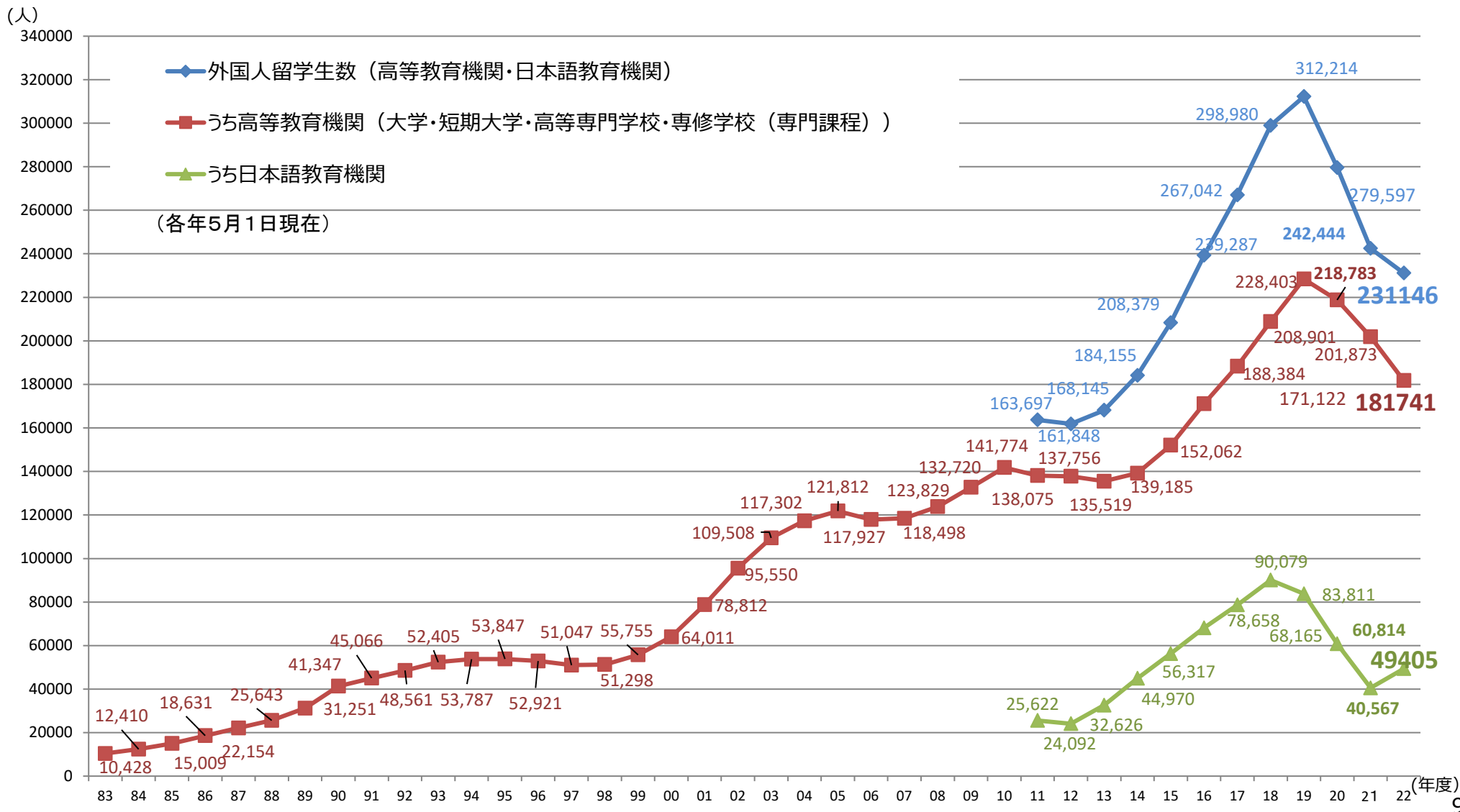
(n=219,808)



外国人留学生数の推移

○ 2019年（令和元年）に留学生数30万人を達成。

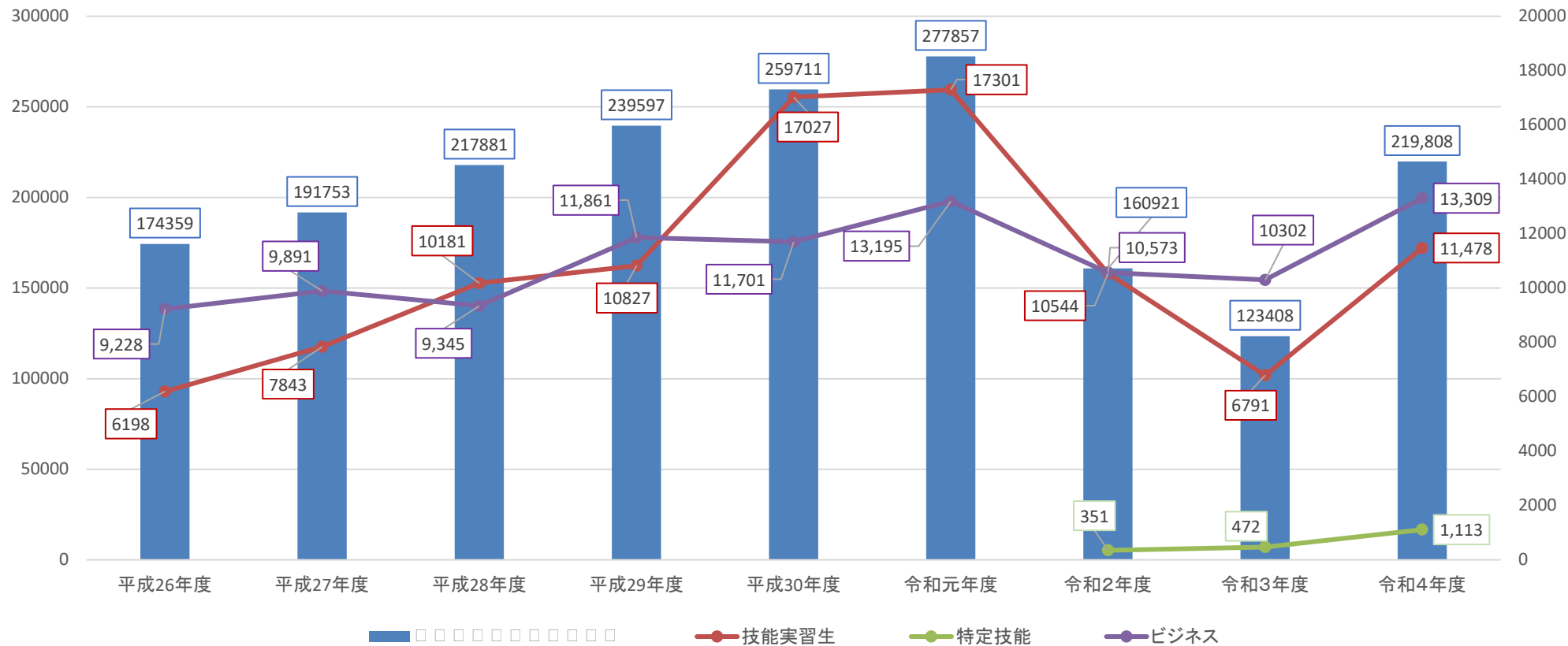
○ 外国人留学生のうち約2割を日本語教育機関が占める。



機関別日本語学習者数の推移（就労者）

○技能実習生等はコロナ前の令和元年までに約3倍近くまで増加。

日本語学習者数（就労者属性別）

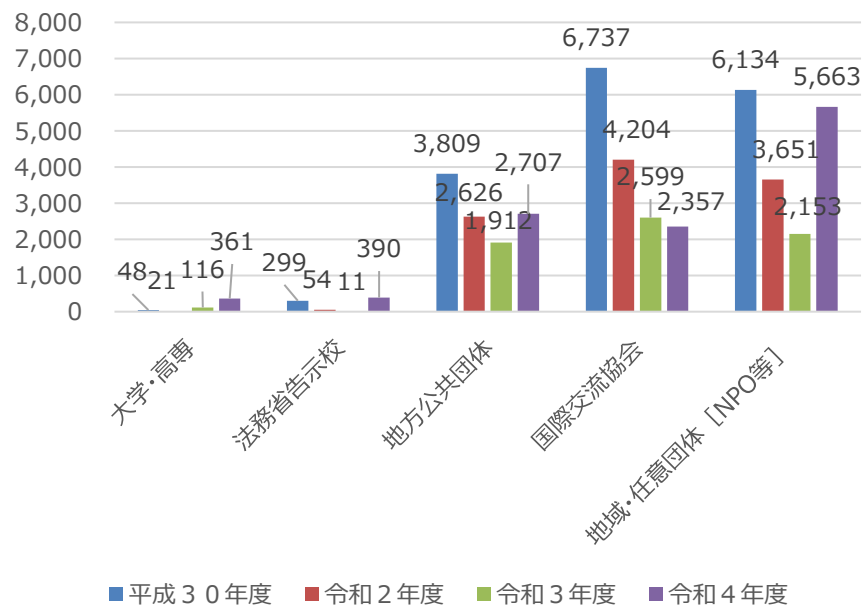


	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本語学習者数	174,359	191,753	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408	219,808
技能実習生	6,198	7,843	10,181	10,827	17,027	17,301	10,544	6,791	11,478
特定技能	-	-	-	-	-	-	351	472	1,113
ビジネス	9,228	9,891	9,345	11,861	11,701	13,195	10,573	10,302	13,309

機関別日本語学習者数（就労者）

○技能実習生、ビジネス等学習者は自治体等の「地域日本語教室」で多くが学習

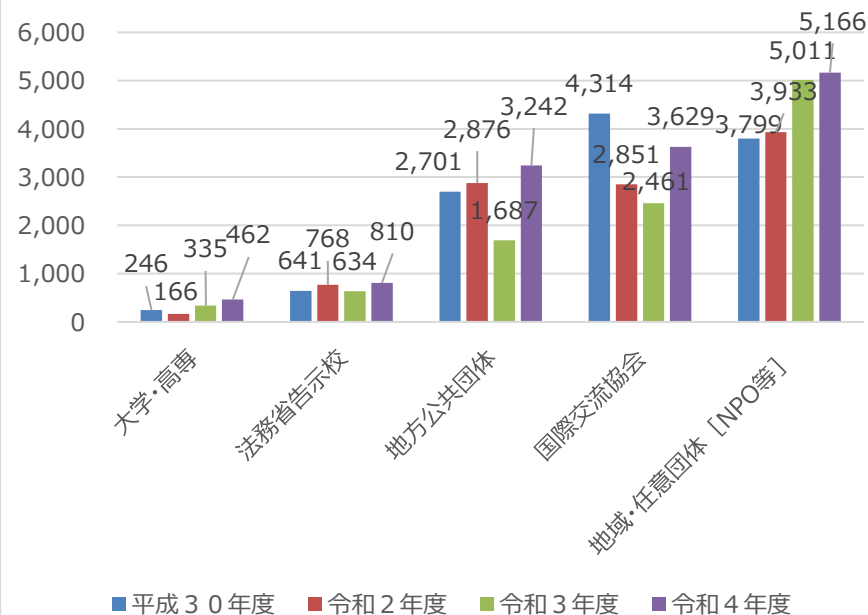
機関別日本語学習者数（技能実習生）



※カッコ内は機関数

	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学・高専	48(4)	21(3)	116(6)	361(9)
法務省告示校	299(7)	54(10)	11(4)	390(12)
地方公共団体	3,809(172)	2,626(178)	1,912(131)	2,707(190)
国際交流協会	6,737(275)	4,204(215)	2,599(107)	2,357(209)
地域・任意団体 [NPO等]	6,134(158)	3,651(43)	2,153(219)	5,663(232)

機関別日本語学習者数（ビジネス）



※カッコ内は機関数

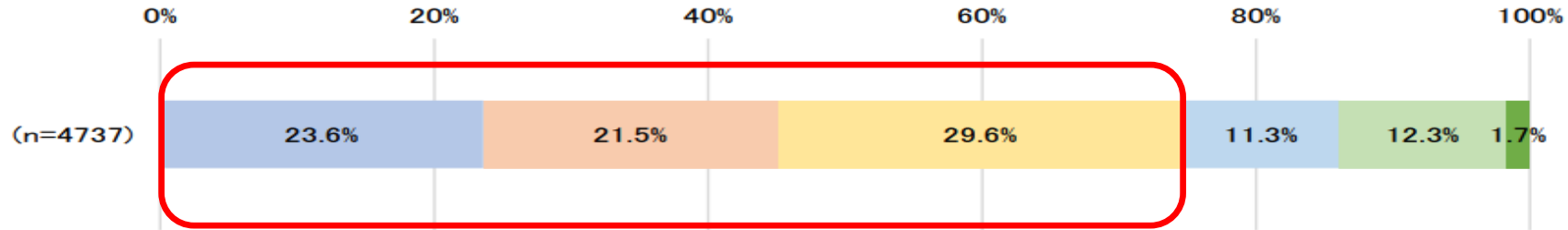
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学・高専	246(33)	166(29)	335(28)	462(37)
法務省告示校	641(114)	768(149)	634(153)	810(150)
地方公共団体	2,701(204)	2,876(202)	1,687(167)	3,242(249)
国際交流協会	4,314(254)	2,851(209)	2,461(194)	3,629(244)
地域・任意団体 [NPO等]	3,799(200)	3,933(465)	5,011(327)	5,166(381)

出典：文化庁「日本語教育実態調査」

在留外国人の日本語能力（自己評価）

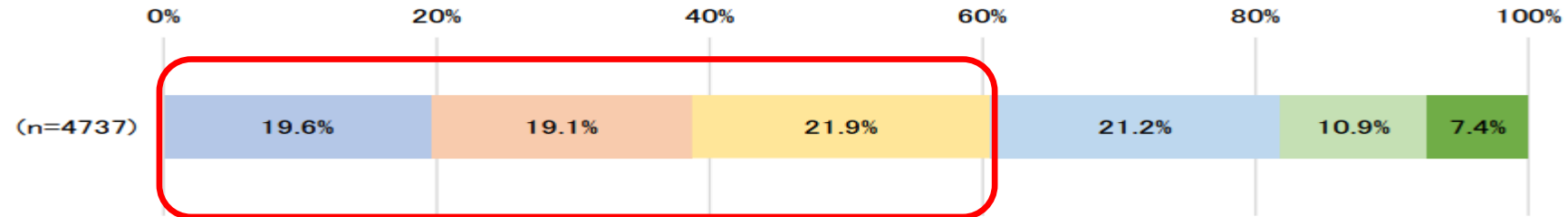
- 在留外国人の日本語能力について、「会話」については、「日常生活で必要な会話ができる」以上のレベルにある者は7割5分程度となっている一方で、「読む」については、「日常生活でよく使われる言葉で書かれたEメールなどを読むことができる」以上のレベルにある者は6割余りに留まる。

○日本語能力（会話）（単一回答）



- どんな内容であっても相手や状況に合わせて適切に会話を進めることができる
- 流ちょうに自然に会話をするができる
- 日常生活で必要な会話ができる
- 身近で基本的な情報交換ができる
- よく使われるあいさつや日常的な言い回しを使うことができる
- 全くできない

○日本語能力（読む）（単一回答）



- どんな内容の文章でも容易に読むことができる
- ある視点に基づいた新聞記事などを読むことができる
- 日常生活でよく使われる言葉で書かれたEメールなどを読むことができる
- 身近な内容の簡単で短い文章を読むことができる。
- 掲示やポスターの中によく知っている名前や言葉なら読むことができる
- 全く分からない

※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和4年度）報告書」（令和5年9月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和4年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年12月1日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

国籍・地域別の日本語能力（自己評価）

○ 在留外国人の国籍・地域別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」「読む」いずれについても、いわゆる漢字圏の出身者と比較し、**近年増加傾向にある非漢字圏の出身者の能力が低い傾向**にある。

○【国籍・地域別】日本語能力（会話）（単一回答）

		どんな内容であっても相手や状況に合わせて適切に会話を進めることが出来る	流ちょうに自然に会話をすることが出来る	日常生活に必要な会話ができる	身近で基本的な情報交換ができる	よく使われるあいさつや日常的な言い回しを使うことができる	全くできない
全体	(n=4737)	23.6%	21.5%	29.6%	11.3%	12.3%	1.7%
中国	(n=1562)	25.3%	31.6%	25.3%	7.6%	8.5%	1.8%
韓国	(n=326)	53.7%	22.7%	17.5%	4.0%	2.1%	0.0%
ベトナム	(n=734)	9.4%	11.2%	44.3%	17.6%	15.7%	1.9%
フィリピン	(n=373)	19.3%	11.5%	33.5%	15.3%	19.6%	0.8%
ブラジル	(n=366)	22.4%	12.3%	30.3%	15.0%	17.8%	2.2%
ネパール	(n=146)	20.5%	18.5%	37.7%	6.8%	15.8%	0.7%
インドネシア	(n=141)	17.7%	19.1%	40.4%	6.4%	14.2%	2.1%
台湾	(n=138)	36.2%	37.0%	19.6%	3.6%	2.9%	0.7%
米国	(n=136)	22.1%	14.7%	31.6%	18.4%	11.8%	1.5%
タイ	(n=87)	10.3%	16.1%	27.6%	16.1%	25.3%	4.6%
その他	(n=728)	24.7%	19.4%	25.4%	13.9%	14.4%	2.2%

○【国籍・地域別】日本語能力（読む）（単一回答）

		どんな内容の文章でも容易に読むことが出来る	ある視点に基づいた新聞記事などを読むことが出来る	日常生活でよく使われる言葉で書かれたEメールなどを読むことが出来る	身近な内容の簡単な短い文章を読むことが出来る。	掲示やポスターの中をよく知っている名前や言葉なら読むことが出来る	全く分からない
全体	(n=4737)	19.6%	19.1%	21.9%	21.2%	10.9%	7.4%
中国	(n=1562)	31.0%	32.5%	16.5%	11.1%	5.4%	3.5%
韓国	(n=326)	41.4%	27.0%	21.5%	8.3%	1.2%	0.6%
ベトナム	(n=734)	3.8%	8.2%	30.5%	36.9%	12.9%	7.6%
フィリピン	(n=373)	7.2%	4.6%	22.3%	39.1%	13.7%	13.1%
ブラジル	(n=366)	13.9%	5.7%	14.2%	21.9%	29.2%	15.0%
ネパール	(n=146)	8.2%	6.2%	44.5%	21.9%	10.3%	8.9%
インドネシア	(n=141)	11.3%	10.6%	27.7%	36.2%	9.2%	5.0%
台湾	(n=138)	35.5%	42.8%	15.9%	2.2%	2.2%	1.4%
米国	(n=136)	15.4%	14.7%	18.4%	29.4%	15.4%	6.6%
タイ	(n=87)	5.7%	4.6%	21.8%	25.3%	27.6%	14.9%
その他	(n=728)	13.7%	14.4%	25.0%	21.4%	13.3%	12.1%

※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和4年度）報告書」（令和5年9月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和4年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年12月1日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

在留資格別の日本語能力（自己評価）

○ 在留外国人の在留資格別に日本語能力を見ると、「会話」について、「技能実習」「家族滞在」「特定技能」で低い傾向があり、「読む」についても、「技能実習」「家族滞在」「特定技能」で低い傾向にある。

○【在留資格別】日本語能力（読む）（単一回答）

		どんな内容の文章でも容易に読むことができる	ある視点に基づいた新聞記事などを読むことができる	日常生活でよく使われる言葉で書かれたEメールなどを読むことができる	身近な内容の簡単な短い文章を読むことができる。	掲示やポスターの中をよく知っている名前や言葉なら読むことができる	全く分からない
全体	(n=4737)	19.6%	19.1%	21.9%	21.2%	10.9%	7.4%
永住者	(n=1525)	30.7%	20.4%	20.1%	15.1%	8.9%	4.9%
技能実習	(n=376)	1.6%	1.3%	16.2%	47.6%	19.4%	13.8%
留学	(n=539)	19.9%	33.8%	26.3%	12.2%	5.8%	2.0%
技術・人文知識・国際業務	(n=721)	20.7%	31.1%	27.9%	12.5%	5.5%	2.4%
定住者	(n=295)	13.6%	7.8%	16.9%	22.4%	23.1%	16.3%
家族滞在	(n=347)	7.2%	14.7%	22.5%	26.2%	17.6%	11.8%
日本人の配偶者等	(n=387)	15.5%	13.7%	19.9%	27.9%	13.4%	9.6%
特定活動	(n=81)	11.1%	9.9%	27.2%	19.8%	8.6%	23.5%
特定技能	(n=211)	3.3%	2.8%	26.5%	45.0%	12.8%	9.5%
その他	(n=255)	22.4%	16.5%	18.0%	23.5%	7.8%	11.8%

○【在留資格別】日本語能力（会話）（単一回答）

		どんな内容であっても相手や状況に合わせて適切に会話を進めることができる	流ちょうに自然に会話をすることができ	日常生活で必要な会話ができる	身近で基本的な情報交換ができる	よく使われるあいさつや日常的な言い回しを使うことができる	全くできない
全体	(n=4737)	23.6%	21.5%	29.6%	11.3%	12.3%	1.7%
永住者	(n=1525)	36.2%	25.2%	25.8%	6.0%	6.2%	0.5%
技能実習	(n=376)	6.4%	2.9%	31.9%	23.9%	31.4%	3.5%
留学	(n=539)	15.2%	30.6%	36.0%	8.9%	8.3%	0.9%
技術・人文知識・国際業務	(n=721)	27.2%	32.3%	26.4%	8.7%	4.9%	0.6%
定住者	(n=295)	22.0%	10.2%	31.9%	15.3%	19.3%	1.4%
家族滞在	(n=347)	8.4%	11.2%	32.9%	18.2%	25.1%	4.3%
日本人の配偶者等	(n=387)	20.7%	22.2%	30.0%	13.7%	10.9%	2.6%
特定活動	(n=81)	11.1%	12.3%	34.6%	13.6%	18.5%	9.9%
特定技能	(n=211)	9.0%	6.2%	46.9%	15.6%	19.9%	2.4%
その他	(n=255)	23.9%	17.6%	21.6%	15.3%	18.4%	3.1%

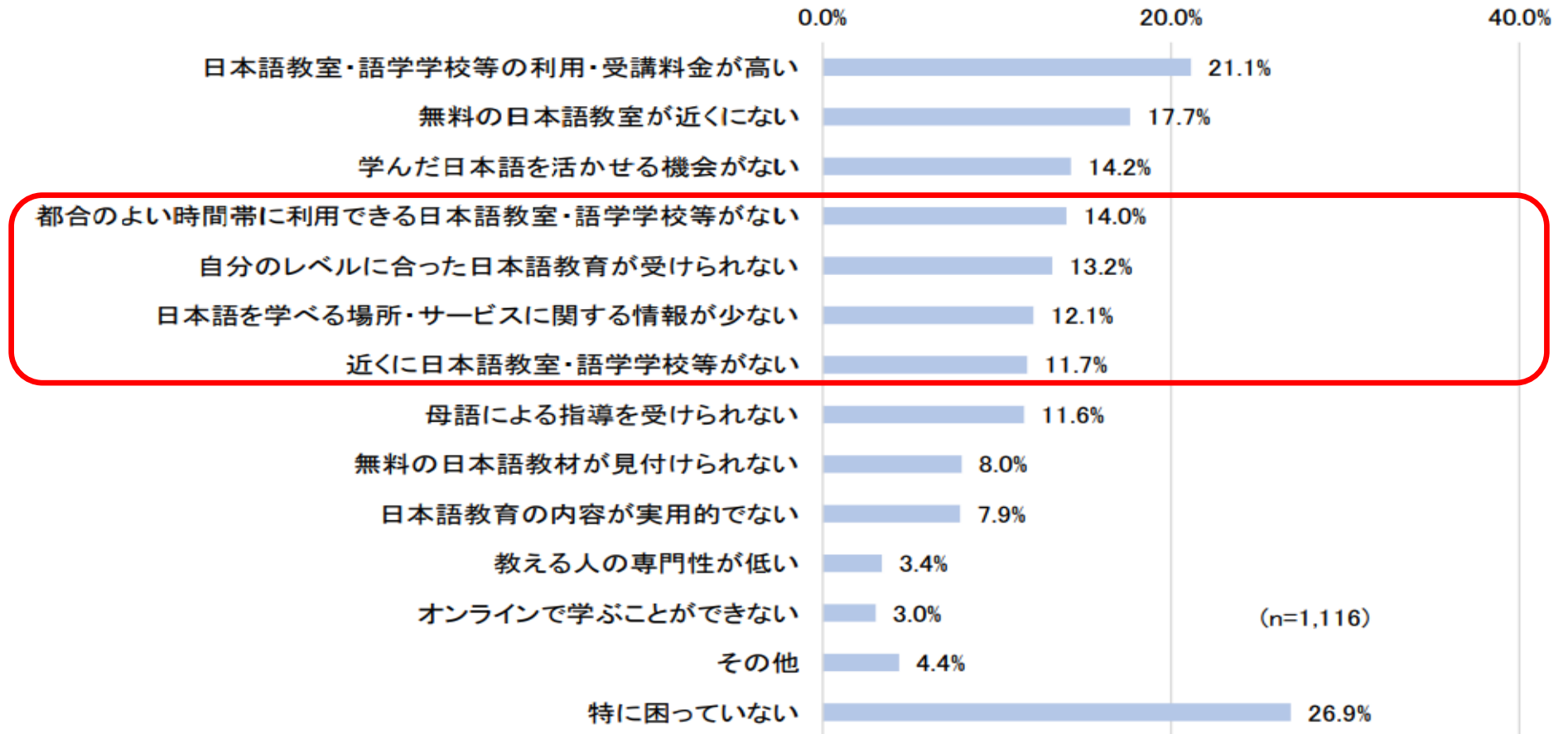
※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和4年度）報告書」（令和5年9月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和4年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年12月1日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難①

- 日本語教育に関する経済的な問題を除くと、都合のよい時間帯に利用できる日本語教室等がないこと、自分のレベルに合った日本語教育が受けられないこと、日本語教育に関する情報が少ないこと、近くに日本語教育機関がないことといった、**日本語教育へのアクセスに関する課題を、多くの在留外国人が回答**している。

○日本語学習における困りごと(複数回答)



※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和4年度）報告書」（令和5年9月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和4年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年12月1日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難②

○ 日本語能力が下がるにつれて、日本語教育機関へのアクセスに困難を感じている在留外国人の割合が高くなる傾向にある。

【日本語能力別(会話)】日本語学習における困りごと(複数回答)

		自分のレベルに合った日本語教育が受けられない	母語による指導を受けられない	日本語教育の内容が実用的でない	日本語教室・語学学校等の利用・受講料が高い	近くに日本語教室・語学学校等がない	都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない	日本語を学べる場所・サービスに関する情報が少ない	学んだ日本語を活かせる機会がない	教える人の専門性が低い	無料の日本語教室が近くにない	無料の日本語教材が見付けられない	オンラインで学ぶことができない	その他	特に困っていない
全体	(n=1116)	13.2%	11.6%	7.9%	21.1%	11.7%	13.9%	12.1%	14.2%	3.4%	17.7%	8.0%	3.0%	4.4%	26.9%
どんな内容であっても相手や状況に合わせて適切に会話を進めることができる	(n=118)	16.9%	4.2%	5.1%	14.4%	6.8%	8.5%	10.2%	5.9%	3.4%	11.9%	2.5%	2.5%	3.4%	41.5%
流ちょうに自然に会話をすることができる	(n=173)	13.3%	15.0%	8.7%	23.7%	6.4%	9.8%	5.8%	13.3%	4.0%	14.5%	6.4%	1.7%	4.6%	29.5%
日常生活に必要な会話ができる	(n=428)	11.7%	11.4%	6.5%	19.4%	12.6%	14.3%	9.3%	14.7%	2.6%	16.6%	8.2%	2.8%	4.0%	28.0%
身近で基本的な情報交換ができる	(n=207)	13.5%	9.7%	10.1%	23.7%	12.1%	21.3%	17.9%	16.9%	2.9%	20.8%	10.1%	3.9%	4.8%	21.7%
よく使われるあいさつや日常的な言い回しを使うことができる	(n=173)	14.5%	16.2%	9.8%	25.4%	16.8%	12.1%	20.2%	16.2%	4.6%	22.5%	9.8%	4.6%	5.8%	17.9%
全くできない	(n=17)	5.9%	5.9%	5.9%	11.8%	23.5%	11.8%	5.9%	17.6%	11.8%	29.4%	11.8%	0.0%	0.0%	23.5%

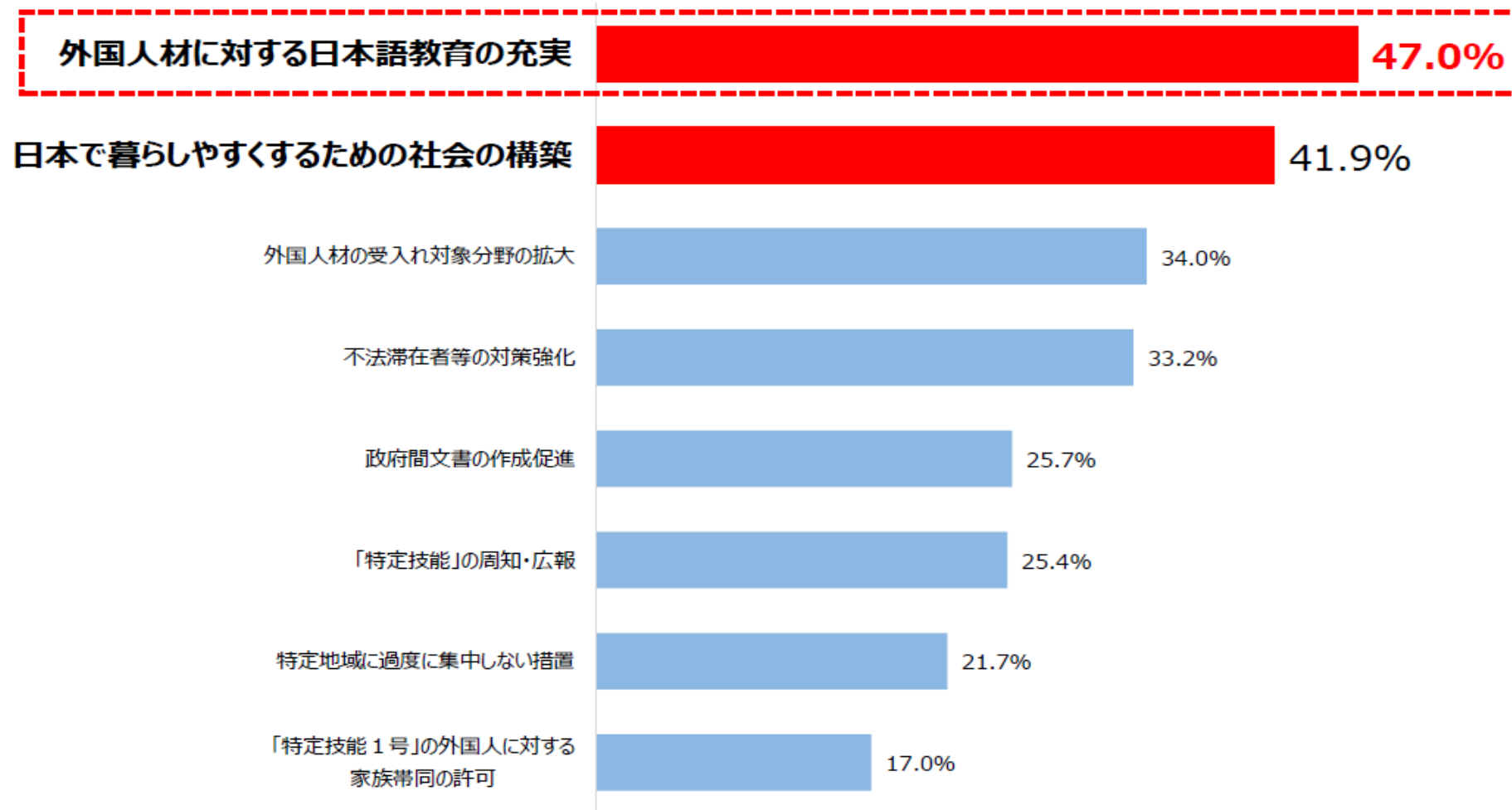
※ ただし、n数が50未満の項目は参考値とする。

※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和4年度）報告書」（令和5年9月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和4年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年12月1日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

特定技能が円滑に機能するために、政府が実施すべき取組や支援策

○特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組等は、「外国人材に対する日本語教育の充実」が最も多く、47.0%となり、約半数の企業が日本語教育の取組・支援を希望している。次いで「日本で暮らしやすくするための社会の構築」（41.9%）が続く。



n = 1,061（特定技能外国人の受入れ経験および関心があると回答した企業）※複数回答

2020年9月公表「多様な人材の活躍に関する調査」（日本・東京商工会議所）

「日本語教育の参照枠」(文化審議会:令和3年10月まとめ)

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

→ 「日本語教育の参照枠」をとりまとめ

- ・国内に在留する外国人 : 約 297万人 (令和4年6月末)
- ・国内で就労する外国人 : 約 173万人 (令和3年10月)
- ・海外における日本語学習者 : 約 379万人 (令和3年)



2. ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、**40もの言語に翻訳**
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、**国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。**
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための**言語能力の判定試験の基準にも用いられている。**
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた**各国語能力の判定試験が実施されている。**

⇒「日本語教育の参照枠」は、**国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。**

3. 「日本語教育の参照枠」の理念

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

- ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

2 言語を使って「できること」に注目する

- ・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

- ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
- ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒**共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育**

4. 日本語能力の五つの言語活動 (技能)

- ・従来の言語の四技能 (聞く、読む、話す、書く) のうち、**話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル (A1~C2) で整理。**

聞くこと

読むこと

話すこと
(やり取り)

話すこと
(発表)

書くこと

- ・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文 (Can do) を用いて **学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。**

【話すこと (やり取り) : A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など**地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。**

【話すこと (やり取り) : B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの**問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。**

「日本語教育の参照枠」(日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文 (Can do) を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針** (令和2年6月23日 閣議決定)
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある (p.9) 」

全体的な尺度 (抜粋)

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度 (日本語参照枠)
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状：全体約2800機関、学習者約22万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R4文化庁調べ)

※コロナ前の令和元年：約28万人

機関数の割合

- ・法務省告示校25.2%
- ・大学等19.8%
- ・国際交流協会12.7%
- ・地方公共団体11.0%
- ・教育委員会7.9%
- ・任意団体等23.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校43.6%
- ・大学24.8%
- ・国際交流協会8.9%
- ・地方公共団体6.0%
- ・教育委員会3.4%
- ・任意団体等13.3%

■ 国内でA1-2レベル
様々なレベル

地域日本語教室

技能実習

・監理団体
約3,600*
(R5.1時点)

現状
■ 監理団体等による
日本語学習を含む
講習

特定技能

現状
■ 入国時等の
際にA2相当以上
の水準

現状
■ 入学時B2以上

大学別科

大学

高度専門人材

現状 822施設* (R4.11.15時点)

- 進学：79.4%
- 就職：9.0%
- 帰国等：11.6%

(JASSO「外国人留学生進路状況調査結果」
(2021年))

法務省告示校

現状
■ 入学時A1相当
/卒業時B2レベル
(N2/留試200点)
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380~1,520時間以上

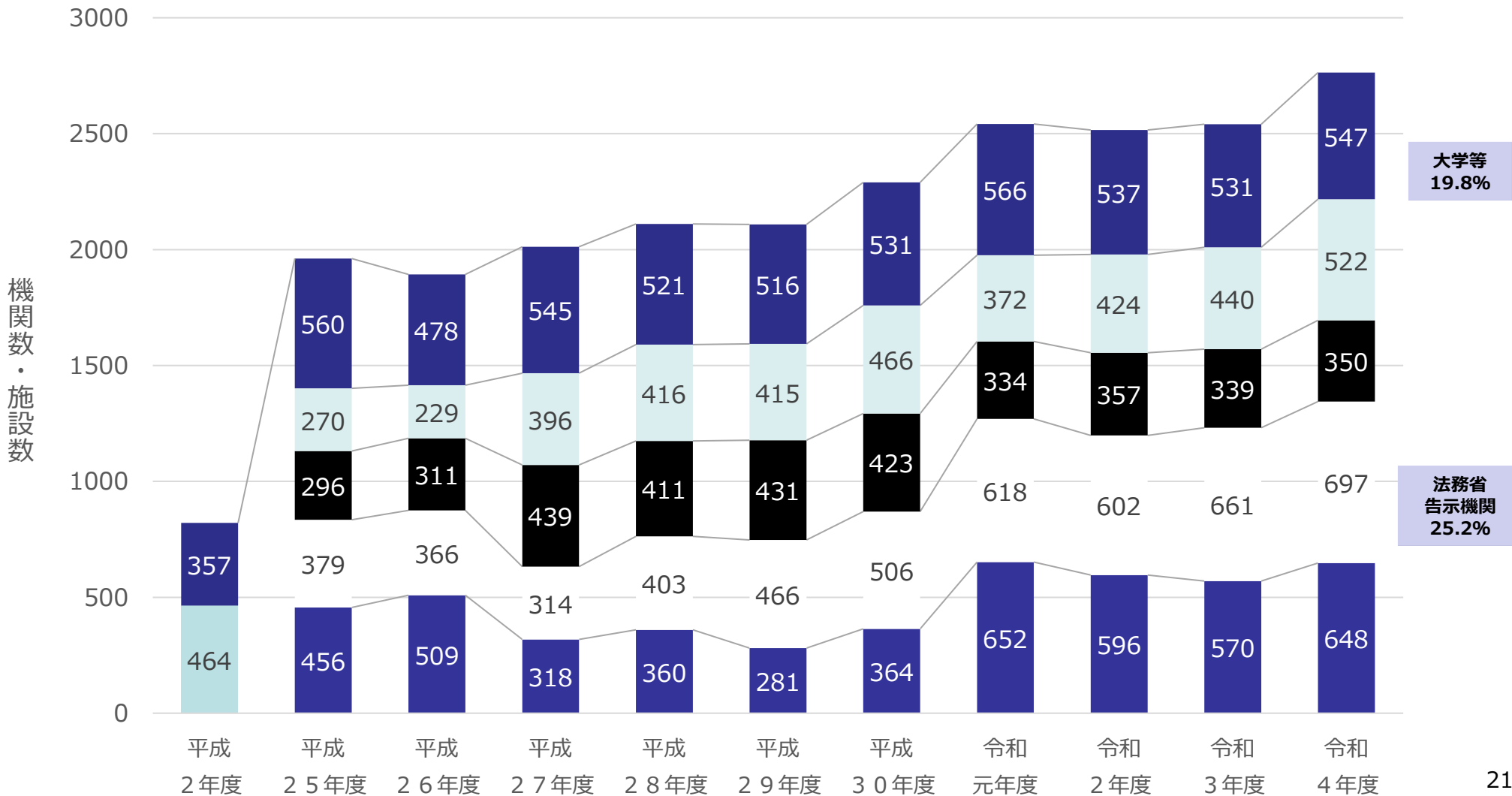
熟達した言語使用者	C2
	C1
自立した言語使用者	B2
	B1
基礎段階の言語使用者	A2
	A1

※ (*)が付してあるものは入管庁調べ

日本語教育機関・施設等数の推移

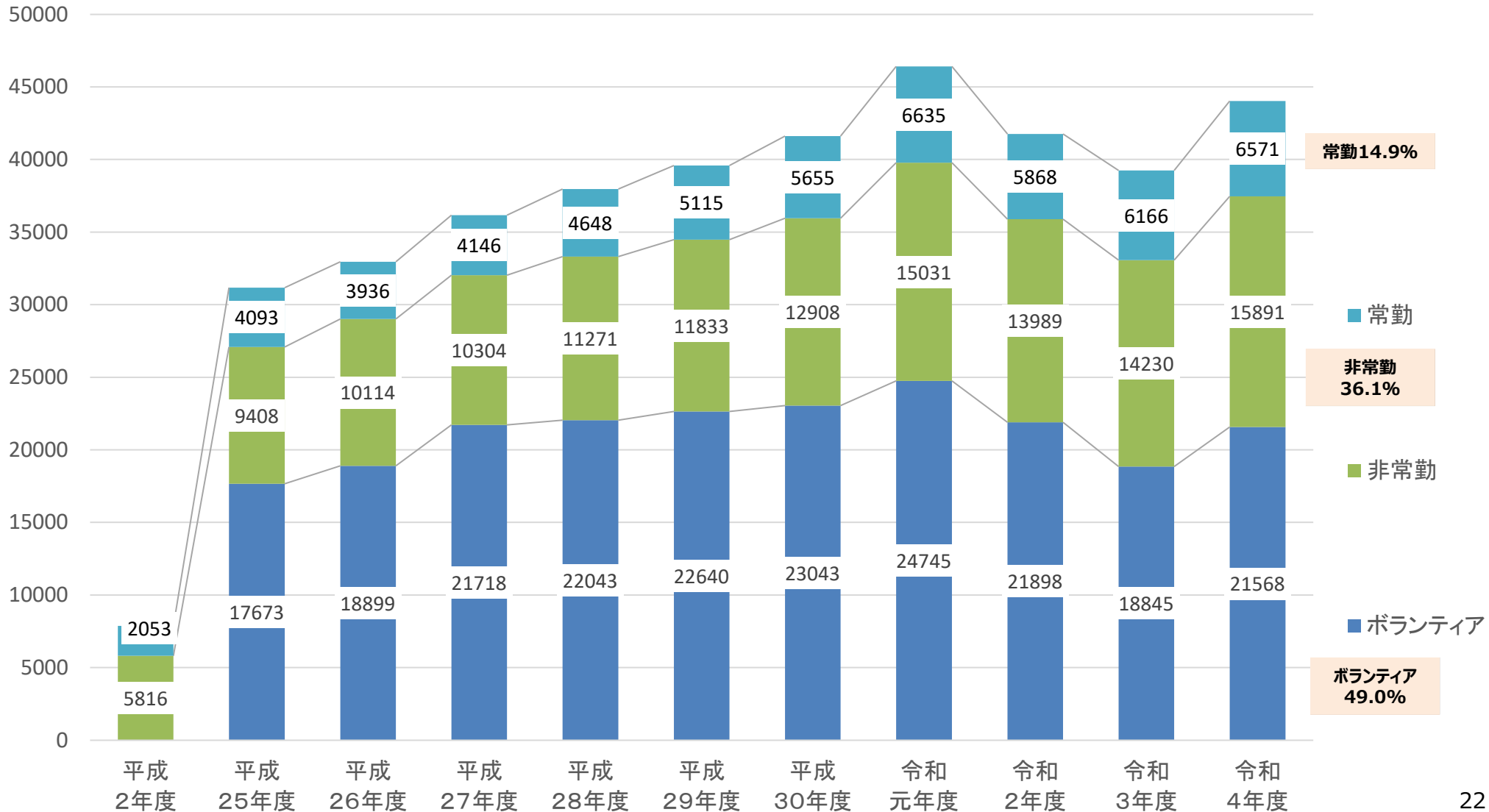
○令和4年度は、大学等19.8%、法務省告示機関25.2%、地方公共団体等18.9%、国際交流協会12.7%、任意団体等23.4%であった。

■法務省告示機関・任意団体等 ■任意団体等 ■法務省告示機関 ■国際交流協会 ■地方公共団体・教育委員会 ■大学等機関



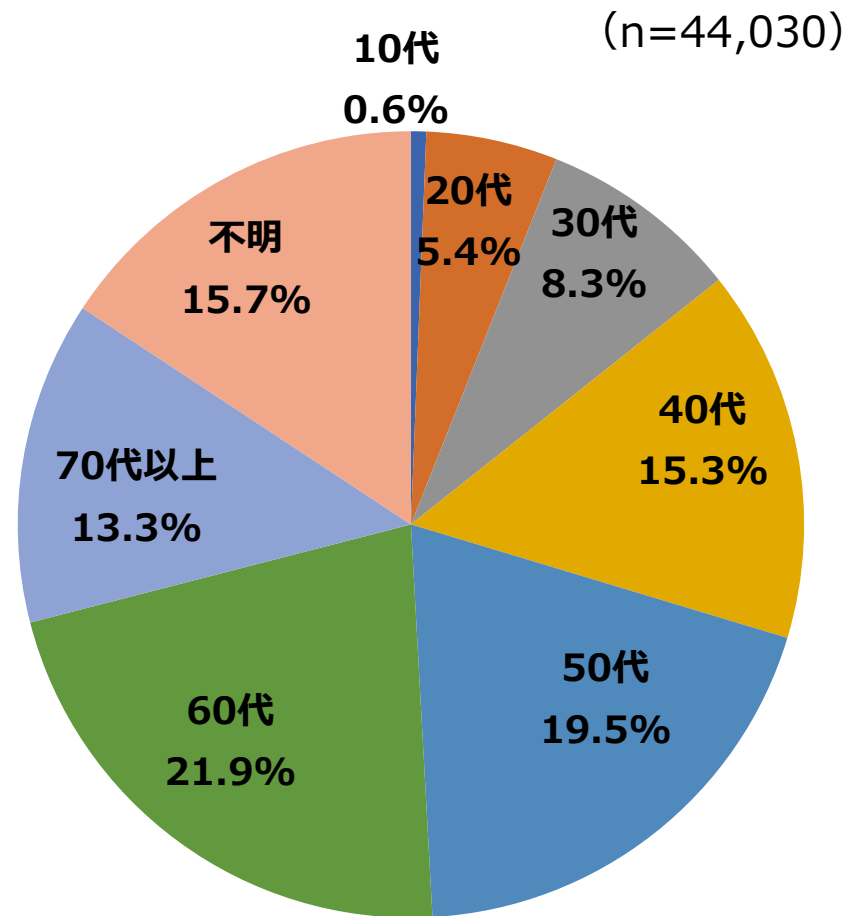
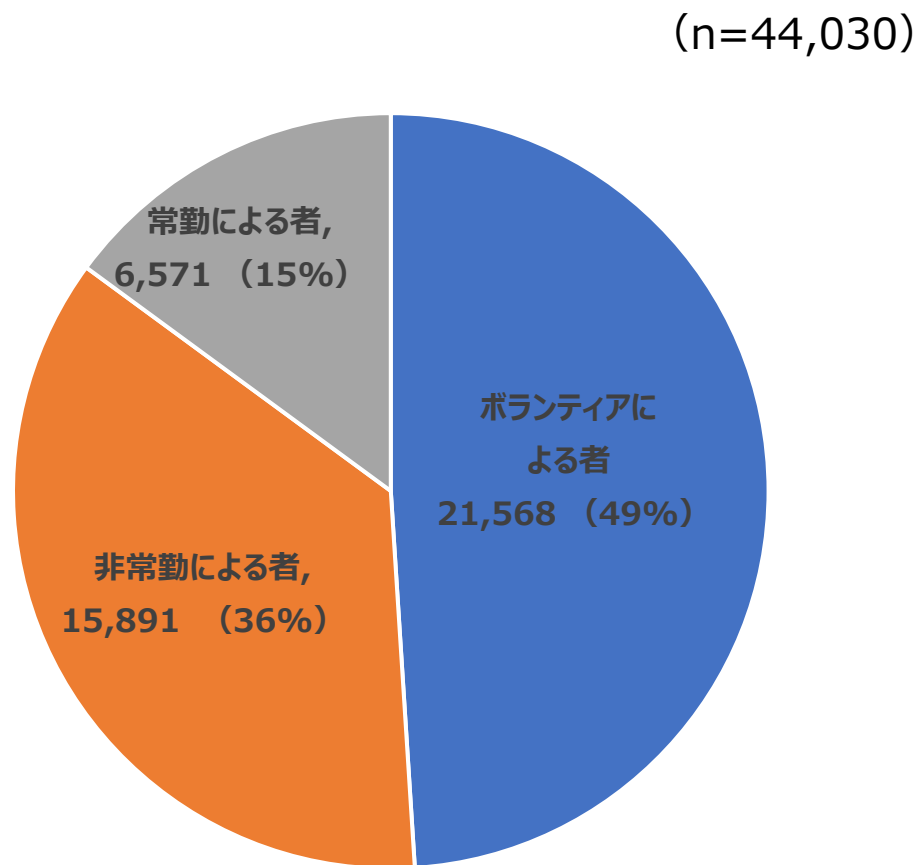
日本語教師数等の推移

○過去9年間に於いてボランティアによる者が全体の5割から6割で推移。
令和3年度は、ボランティア49.0%、非常勤による者36.1%、常勤による者14.9%。



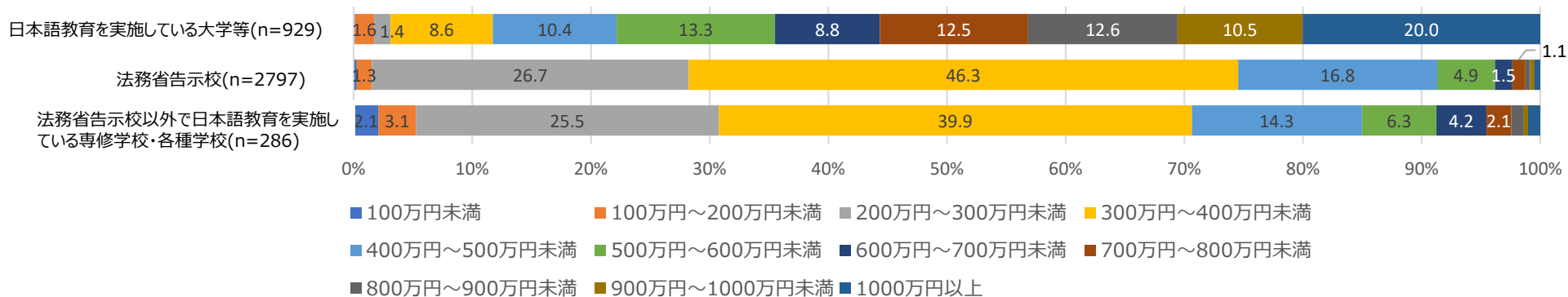
国内の日本語教師等の状況

- 約5割をボランティアが占め、非常勤が3割強、常勤は1割強となっている。
- 年齢の内訳では、50代以上が約5割を占め、20代は約5%である。



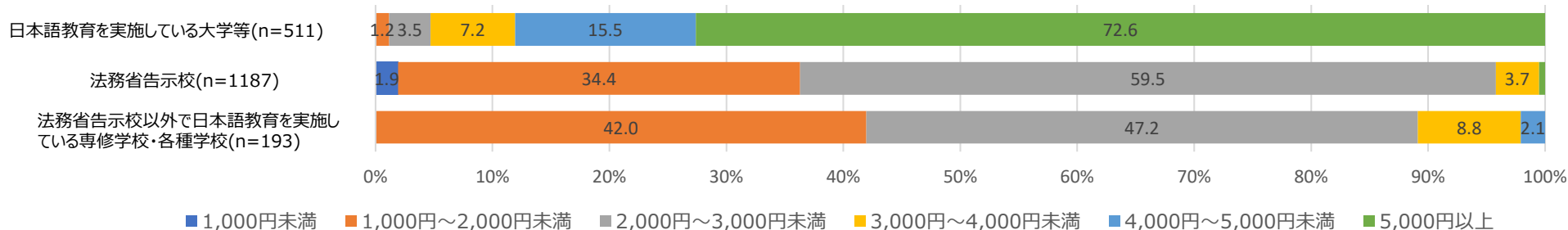
日本語教師の処遇について

【常勤】<年収分布>

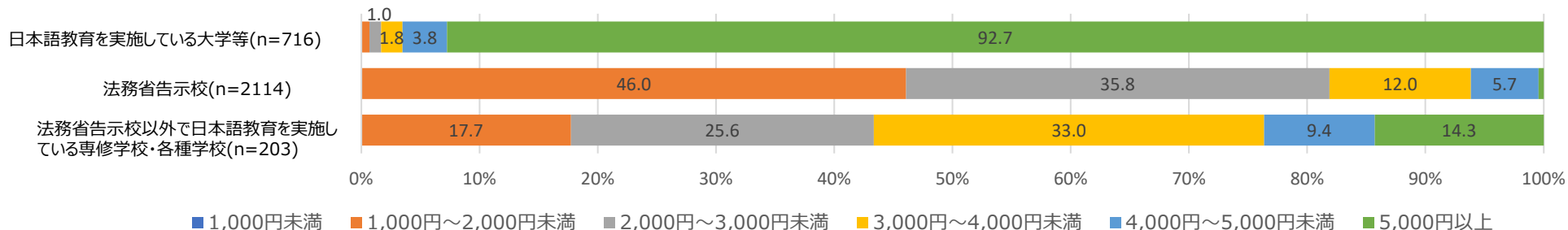


【非常勤】

<「時給制」と回答した機関の日本語教師の1時間あたり単価>



<「授業コマ数」と回答した機関の日本語教師の1コマあたり単価>

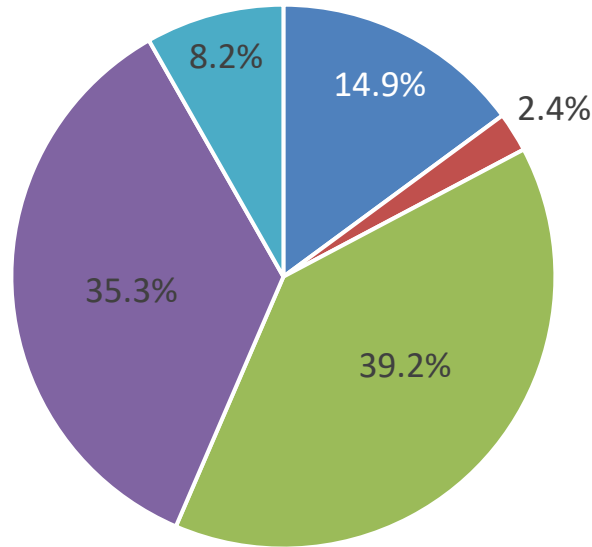


※回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの

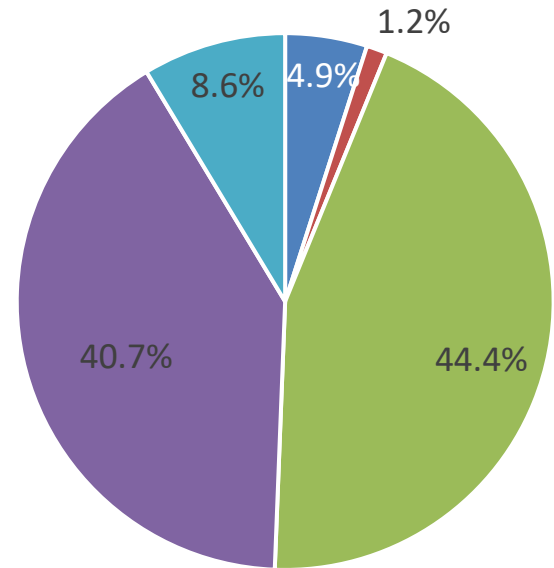
※1%未満の回答については、グラフ上のデータラベルを削除

日本語教師の勤務形態【非常勤】

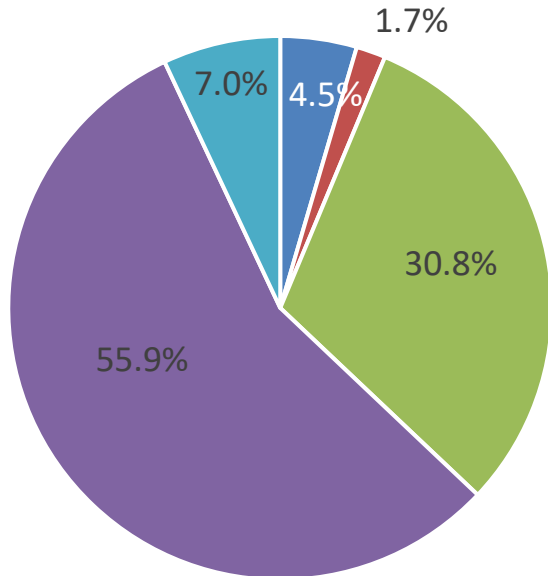
日本語教育を実施している大学等



法務省告示校以外で日本語教育を実施している専修学校・各種学校



法務省告示校



■ 月給（基本給+手当）
 ■ 年俸制
 ■ 時給制
 ■ 授業コマ数（授業回数×単価）
 ■ その他

※回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの

出典：令和2年度日本語教師の資格創設に係る状況調査（文化庁）

1. 留学生別科の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条において、大学には別科を置くことができる旨規定されている。学則変更の届出により設置が可能。

※ 大学の別科は、留学生を対象とする留学生別科・日本語別科のほか、特に留学生を対象としない別科（助産別科、養護教諭別科等）が置かれることもある。

目的 大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すこと

対象 高等学校を卒業した者（これと同等以上の学力があると認められた者を含む）

令和5年5月1日時点

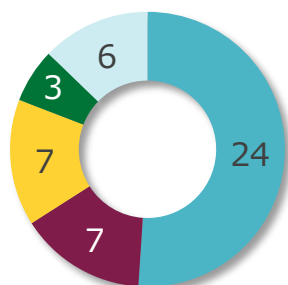
設置状況

	国立	公立	私立	私立短大	計
別科を設置する大学数	9	4	90	20	123
うち募集停止中のものを除く	9	4	75	17	105
うち日本語教育を行うもの	0	0	41	6	47
【参考】別科以外で非正規生を対象に日本語予備教育を行うもの	37	2	12	1	52

2. 留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査より

標記調査（対象期間：令和5年4月21日～5月22日）での回答のうち、別科として予備教育を実施している23大学37課程について集計したもの。

【受入れ時に求めている日本語能力水準】

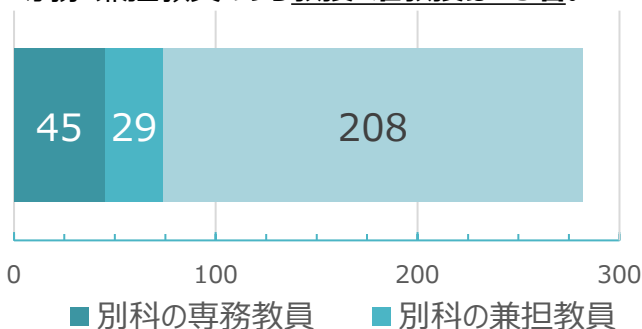


学部向け予備教育と大学院向け予備教育で異なる水準を設定している大学が複数あることから、合計は課程の数と一致しない。

■ N5以上 ■ N4以上 ■ N3以上
■ N2以上 ■ その他

【日本語教員の教員組織構成】

専務・兼担教員のうち**教授・准教授は43名**。



3. 日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）

大学における留学生の受入れの適正化及び在籍管理の徹底並びに専ら日本語教育を行う留学生別科における教育の質の確保を図るため、「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」を令和4年夏に公表。

（掲載URL）

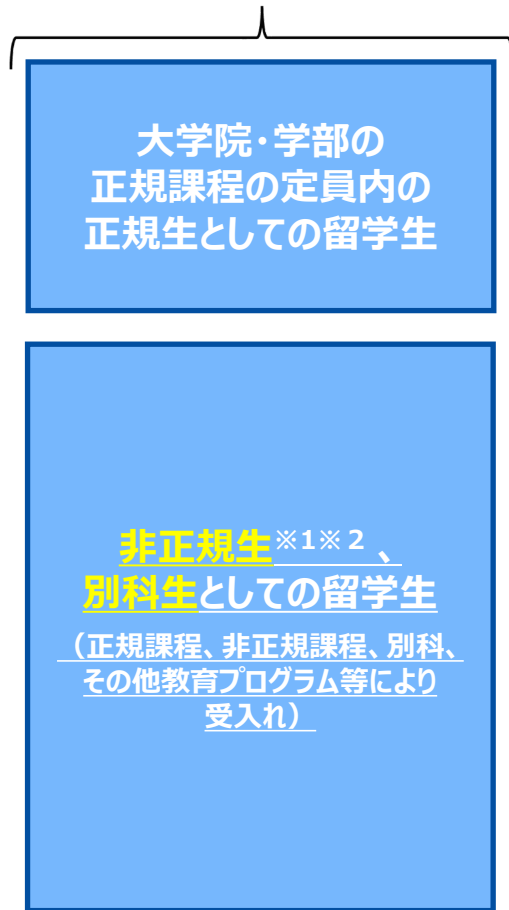
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/20220905-mxt_kouhou02-1.pdf

認定基準の対象範囲（イメージ）

研究生・聴講生・科目等履修生といった非正規の留学生のうち、日本語能力が学部相当で求められる水準未満の留学生の受入れを行っている場合、別科と同様に日本語教育機関認定法の「留学のための課程」の認定が必要となる。

【現行】

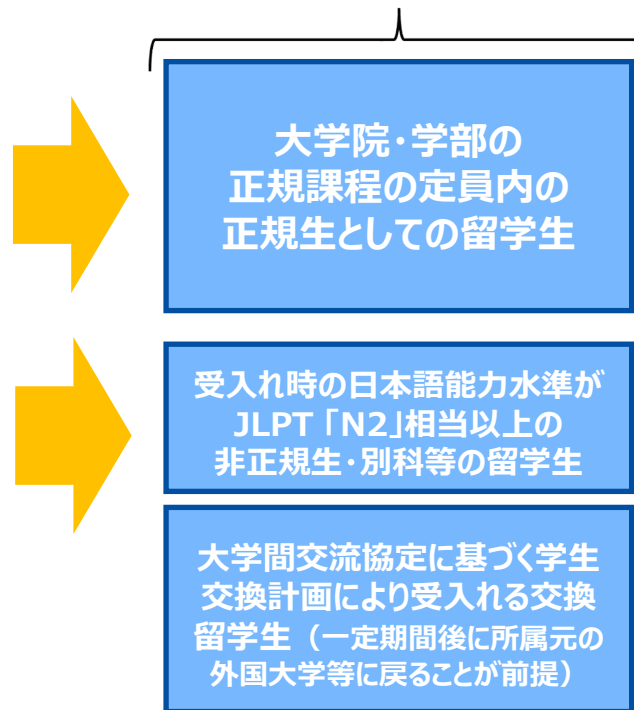
「大学」として留学生の受入れを許可



【日本語教育機関認定法施行に伴う上陸基準省令の改正後】

「大学（認定日本語教育機関を除く）」として留学生の受入れを許可

※ 条件等は従前通りの扱い



「認定日本語教育機関」として
留学生の受入れを許可

留学のための課程の認定を
受けることが、留学生受入れ
の要件となる

受入れ時の日本語能力水準が
JLPT「N2」相当未満の**非正規
生・別科生**である留学生に対して
専ら日本語教育を行なおうとする
課程等（正規・非正規課程、別科、
その他教育プログラム等により受入れ）
（国費留学・交換留学を除く）

※1 研究生、聴講生も含む。

※2 専ら聴講による教育を受ける研究生、聴講生は、週10時間以上の聴講が必要。

（注）上記以外に整理されるものについては、別途その取り扱いについて詳細を検討する。

日本語教育を行う大学の別科（留学生別科等）

○一部の大学・短期大学では、日本の高等教育機関（短期大学・大学・大学等）への進学希望者を対象として、日本語予備教育プログラムを実施している。（例：日本語別科、留学生別科等）

※学校教育法

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 略

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

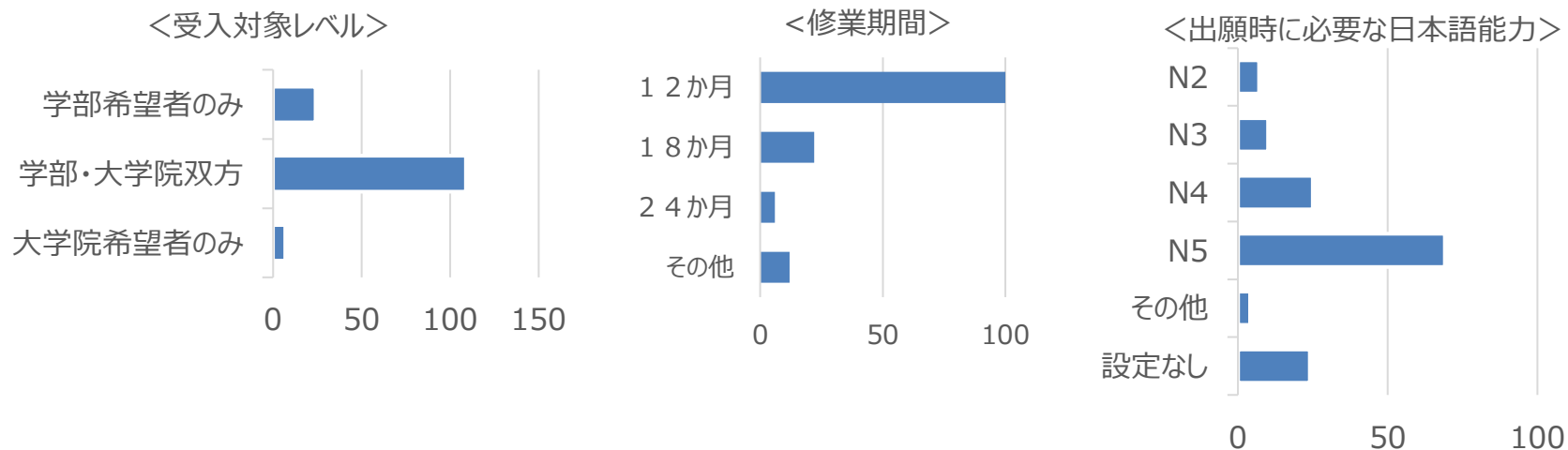
○日本語に加え日本文化や日本事情、基礎科目の教育等も行い、これらの履修全体を通じて進学に必要な日本語の習得を目指す。

○別科等の修了後の進学先には、大学・短大・専修学校専門課程等への進学のほか、大学院への進学者や就職者等も含まれる。

※日本語教育を行う別科等には、国内大学等への進学希望者を対象とするもの以外に、大学間交流協定に基づく交換留学生等を対象としているものもある。

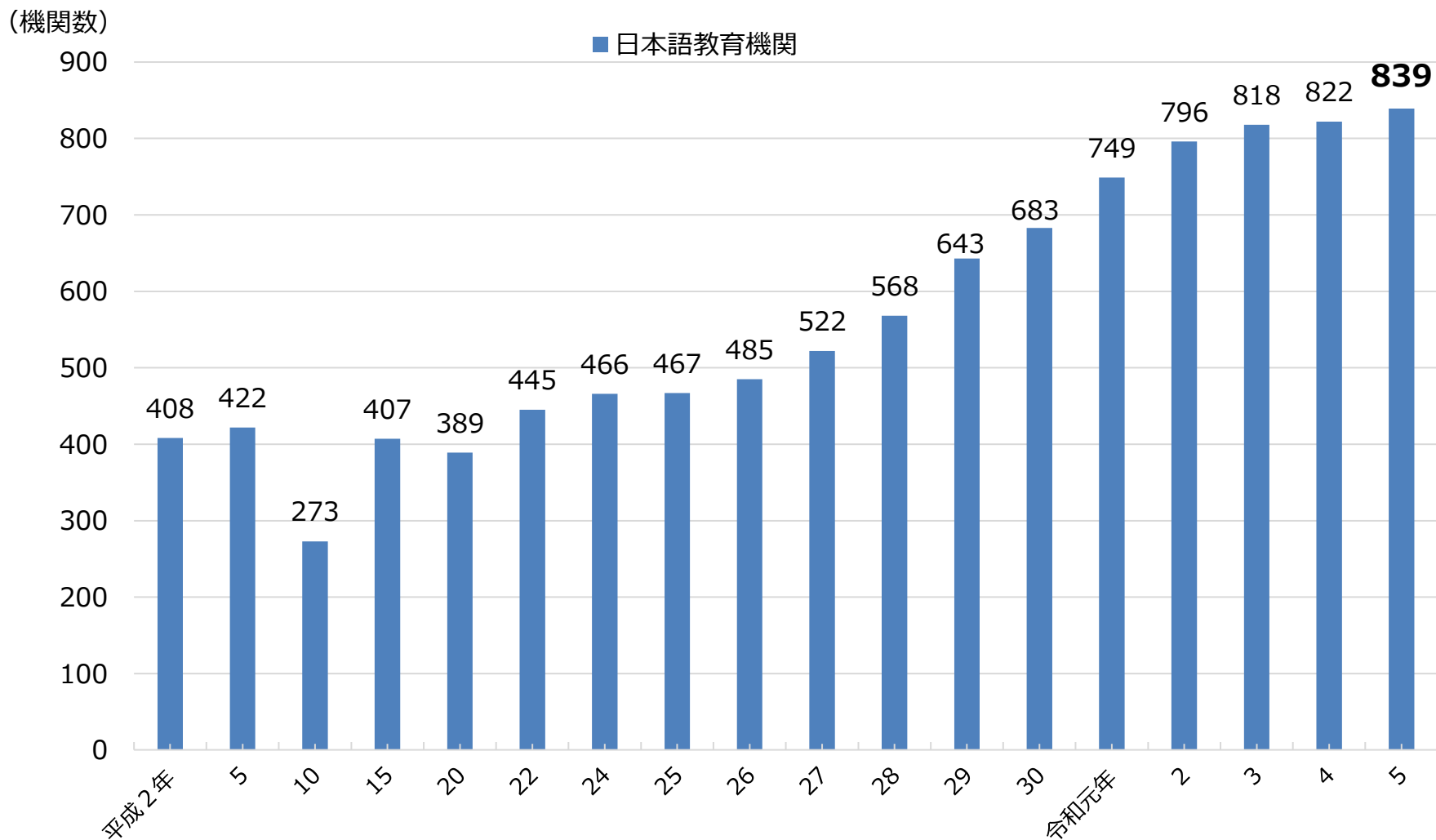
◆日本学生支援機構公表資料（2020年1月現在）より作成。

※私立大学・短期大学日本語別科のうち日本学生支援機構の調査に回答のあった54校、140コースが対象



日本語教育機関（法務省告示機関）の推移（入管庁調べ）

- 在留資格の「留学」において、法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。
- 平成22年以降、日本語教育機関の数は増え続けている。



○ 日本語教育機関(※)の設置者別内訳(令和5年2月15日時点)

設置形態		機関数
学校法人	専修学校	126
	各種学校等	99
株式会社		469
有限会社		56
その他法人・団体		54
個人事業者		29
合計		833

(※)日本語教育機関:出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき告示で定められた日本語教育機関

(注)「学校法人」には準学校法人も含まれる。

(注)「その他法人・団体」には、各種の一般法人や公益法人、地方公共団体等が含まれる。

法務省告示機関（日本語学校）について

在留外国人数（約308万人）※令和4年末現在

永住者・定住者・日本人の配偶者等 163万人

留学 技能実習, 特定技能 76万人

高度人材を含む就労者 40万人

特別永住者 29万人

【文化庁】生活に必要な日本語教育を支援

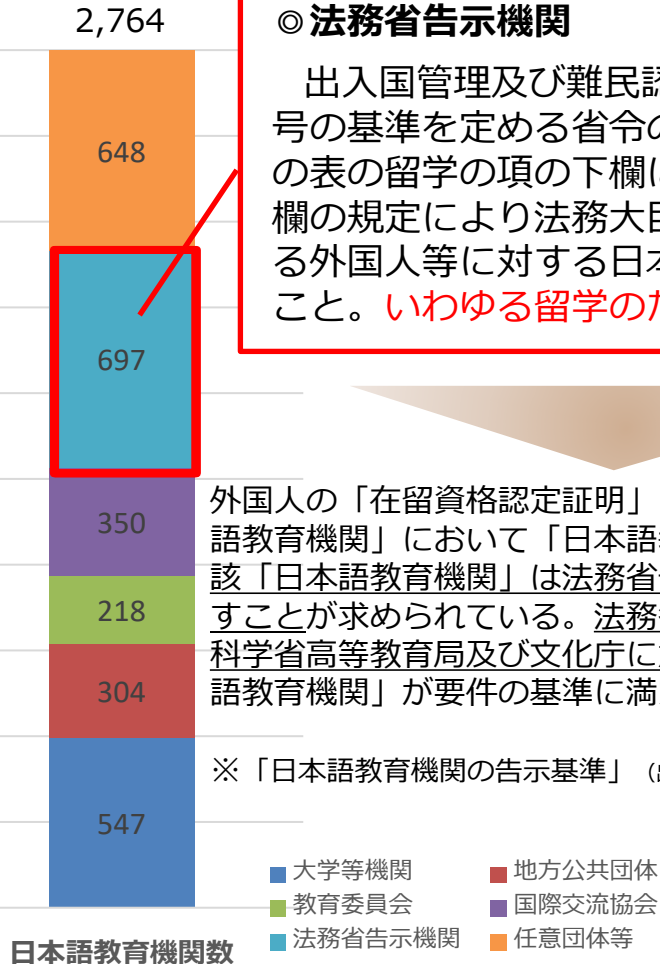
◎ 法務省告示機関

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。いわゆる留学のための日本語学校。

	機関・施設数	日本語教師等の数	日本語学習者数
大学等機関	547	4,405	54,524
地方公共団体	304	5,555	13,092
教育委員会	218	2,733	7,510
国際交流協会	350	8,682	19,601
法務省告示機関	697	12,702	95,875
任意団体等	648	9,953	29,206
合計	2,764	44,030	219,808

外国人の「在留資格認定証明」に係る手続きにおいて、「日本語教育機関」において「日本語教育を受ける目的」の場合、当該「日本語教育機関」は法務省告示（※）に定める要件を満たすことが求められている。法務省（出入国在留管理庁）は文部科学省高等教育局及び文化庁に意見を聴いた上で、当該「日本語教育機関」が要件の基準に満たしているか否かを判断する。

※「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁・令和5年4月一部改定）



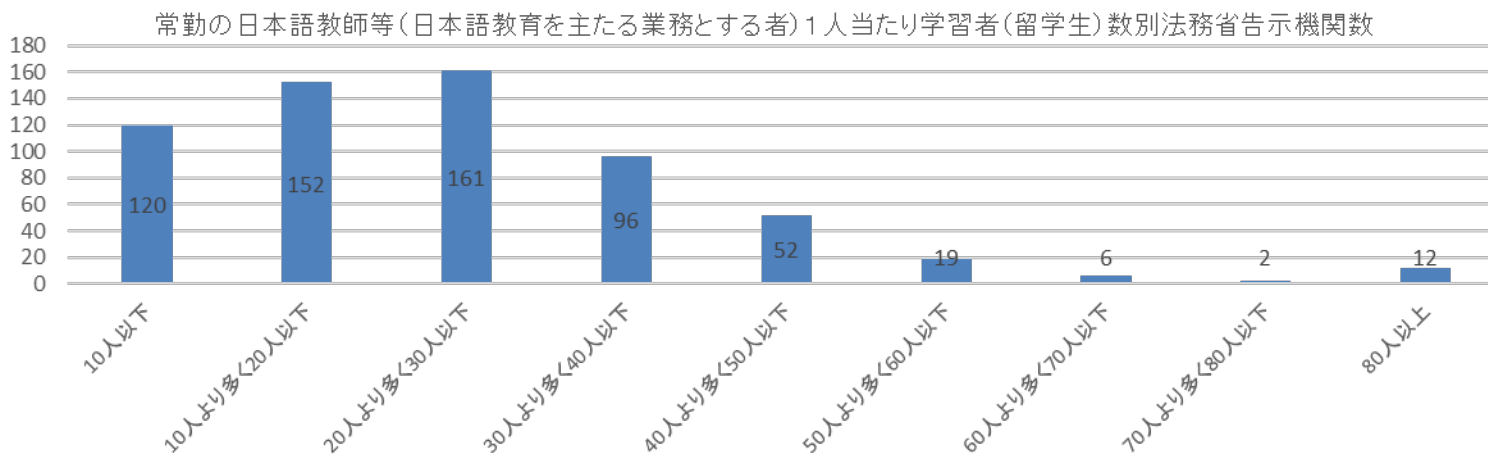
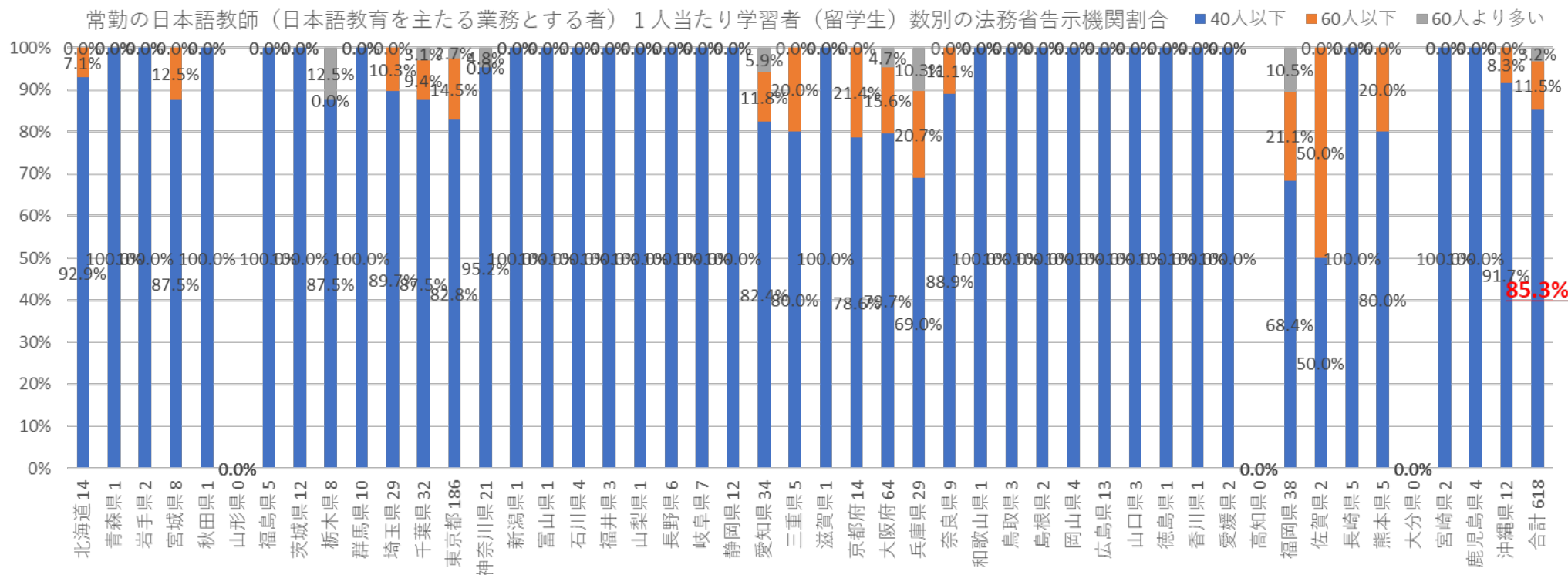
◎ 日本語教師等

日本語教育の報酬を受ける「日本語教師」と報酬を受けない「ボランティア」に分かれる。

地方公共団体、国際交流協会の約9割はボランティア。法務省告示機関はほぼ100%が日本語教師となっている。

法務省告示機関における常勤の日本語教師等 1 人当たりの留学生数の状況

○ 85%以上の法務省告示機関では、常勤の日本語教師等(※) 1 人当たりの留学生数は40人以下。



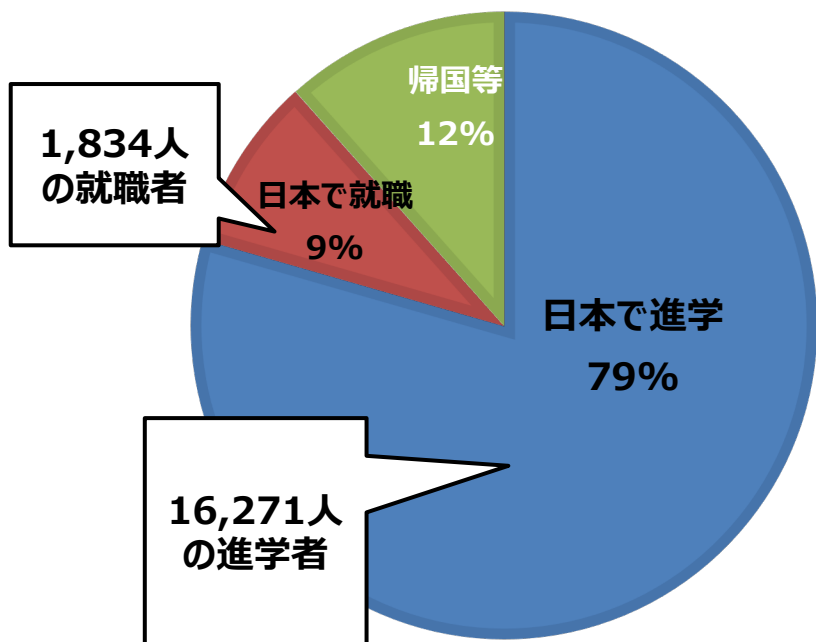
(※) 常勤で日本語教育（授業の担当及びカリキュラム編成、教材作成等）を主たる業務とする者

出典：文化庁「令和 4 年度日本語教育実態調査」のデータより文化庁国語課が作成

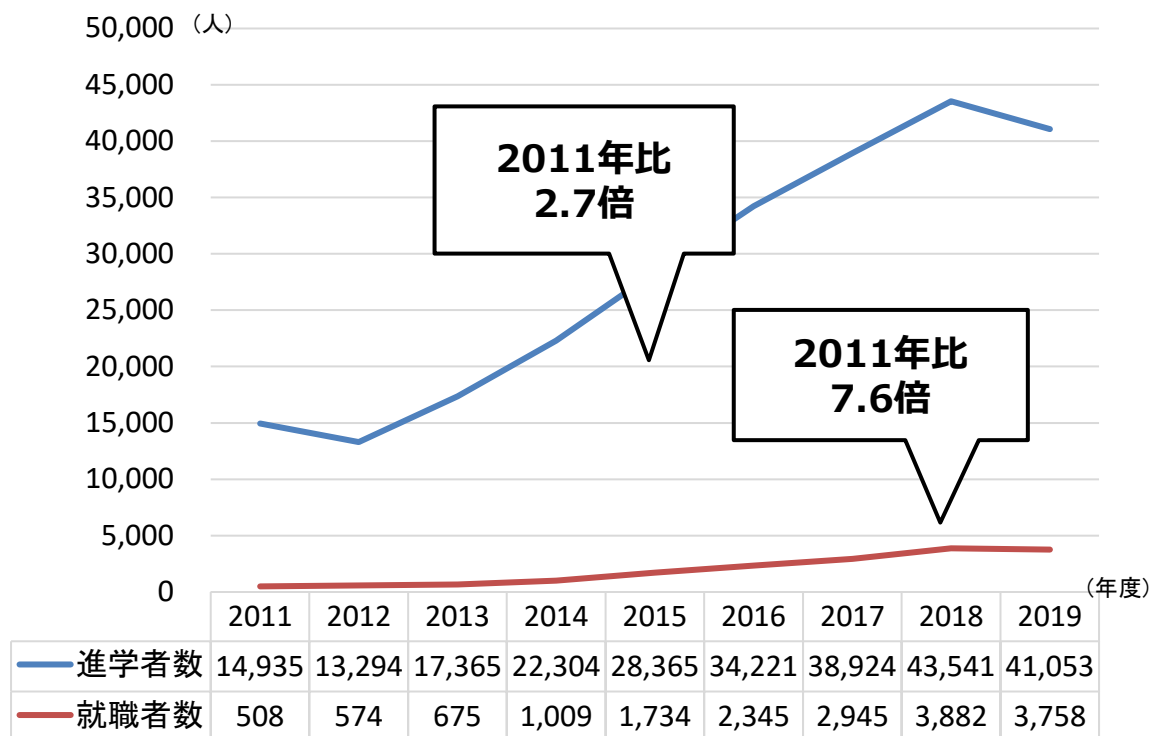
日本語教育機関（法務省告示校）における卒業生の進路と進学・就職者数

- 日本語教育機関の卒業生のうち**8割**は、大学・大学院・専修学校等に**進学**。
日本で**就職**する者もここ**10年**で**8倍**に。
- 日本語教育機関で1～2年の日本語学習によって、日本や日本文化に親しみ・関心をもった外国人留学生が増加

卒業生数(2021年度) : 20,503人



日本語学校の国内進学者・就職者数の推移

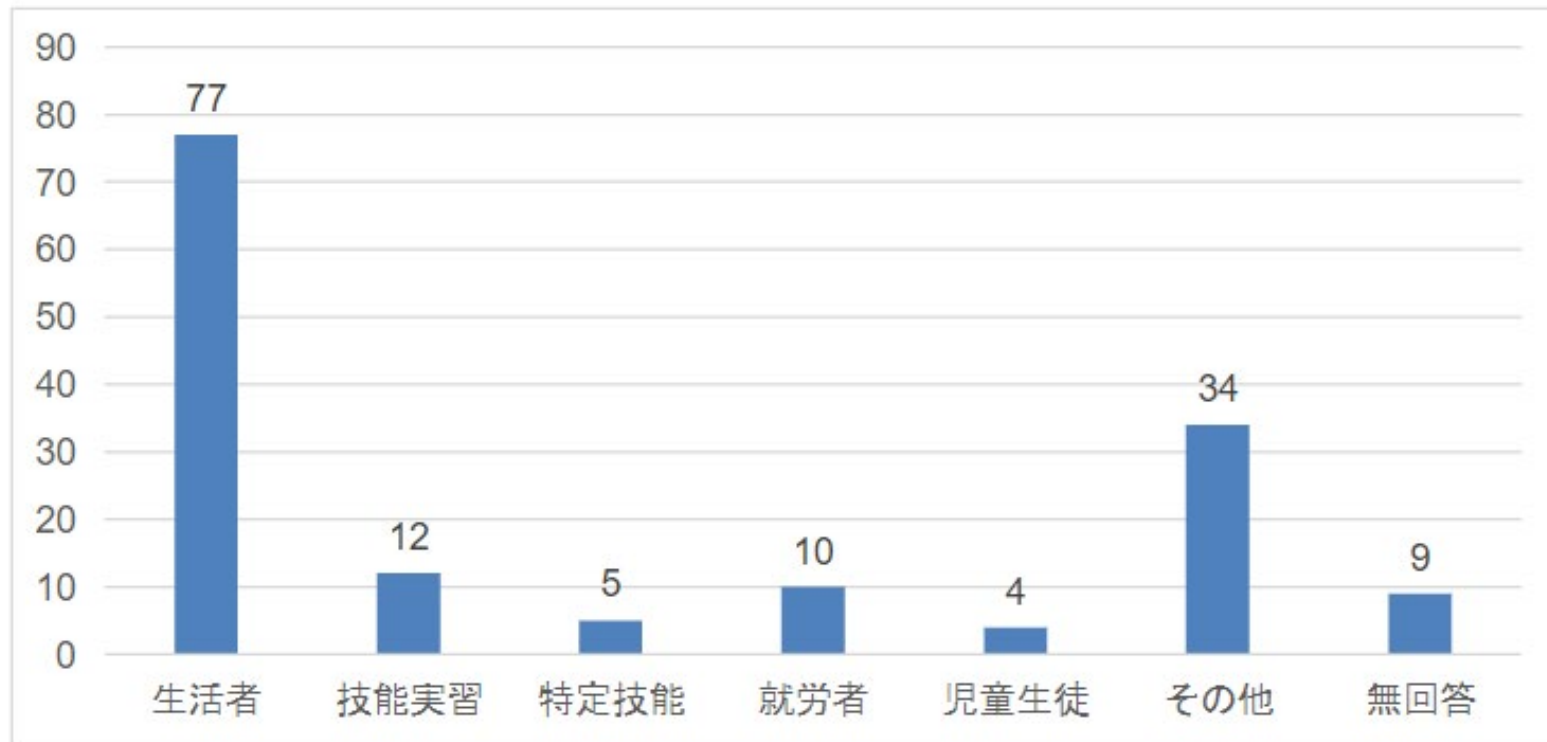


日本語教育機関（法務省告示校）における留学生以外のプログラム

- 法務省告示校における留学生以外のプログラム設置状況について、全体としては、「生活者（51.0%）」を対象としたコースが最も多い。「技能実習（7.9%）」「特定技能（3.3%）」と続く。

留学生以外のプログラムの設置状況

(n=151)



告示校審査結果において見られた教育上の課題

◆「授業科目」「教員」「担当時間数」「運営体制」等において基準を満たしていない。

主に「授業科目」が、「専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものである」との基準を満たしていないケースが多い。

新規設置の場合（例）

《教育組織の運営体制に課題》

- 校長、主任教員が学校の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない。
- 配置された教員がもつ授業時数が設定されたカリキュラムに対して多すぎる、教員数が足りない、経験など指導力に課題がある。

《授業科目に課題》

- 募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離
 - ・募集要項では入学資格N5になっているものの、当該カリキュラムが中級レベルから開始となっている。

《生活指導の体制に課題》

- 就労学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が十分に確保されていない。
- ベトナム等の生徒が多数在籍する可能性がある中で、適切に意思疎通できる言語対応(通訳・翻訳配置)がなされていない。

既設の学校におけるコース新設、変更届(例)

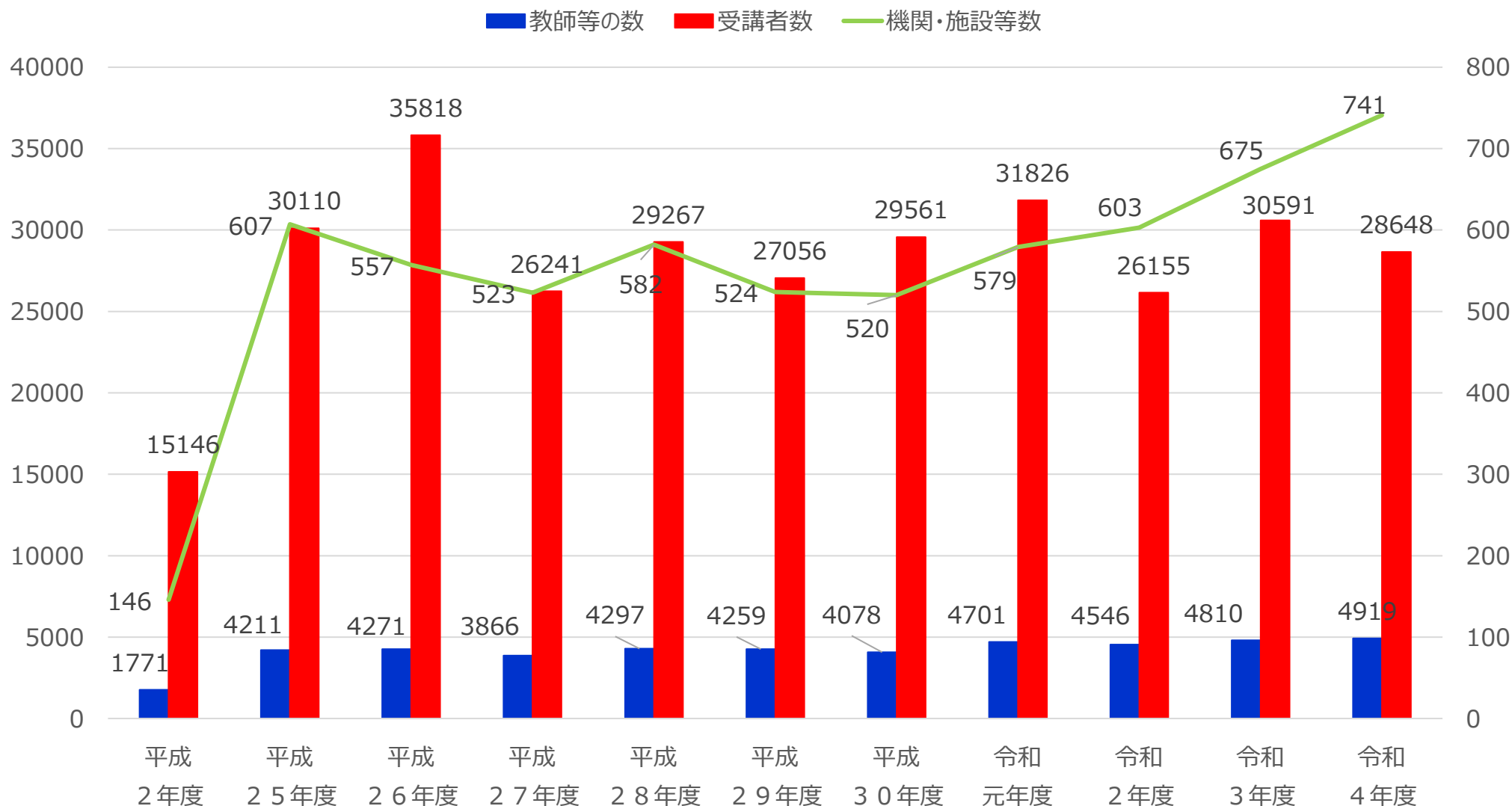
《授業科目に課題》

- カリキュラムの体をなしていない
 - コースカリキュラムは、各コース、各レベルごとの到達目標、科目名、科目別到達目標及び使用教材、科目別指導時間数、評価方法等が分か形で提出しておらず、適しているか否かが判断できない。
- 進路目的とは異なるカリキュラム
 - ・就職を目指すコースでありながら、授業科目が既存の進学コースと同じであり、日本留学試験対策の授業が組み込まれている。
 - ・進学を目指しているにもかかわらず、到達目標を必要なN1、2までに設定したカリキュラムとなっていない。
- 非漢字圏の生徒にとって適切なカリキュラム、時間設定となっていない。
 - ・漢字の学習が組み込まれていない。時間が少ない。または実効性に欠ける。

日本語教育における養成・研修関係

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移

○国内における日本語教師養成・研修課程（コース）、科目等を設け、日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は、平成2年度と比べ約5倍に増加。



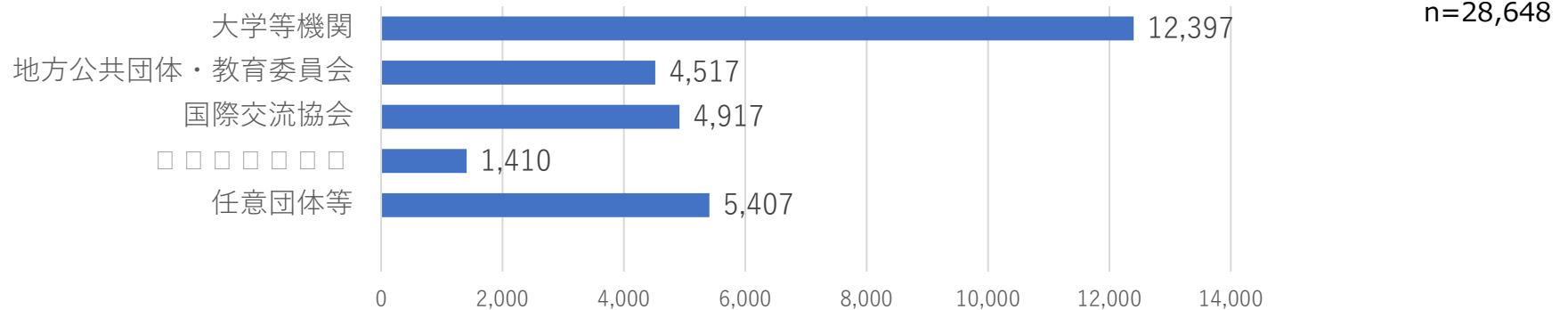
※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日時点）

国内の日本語教師の養成の状況

- 国内の日本語教師養成機関施設等数は**741**，受講者数は**28,648**人。**大学等機関**が最も多い。
- 大学等養成課程修了者の進路のうち、**日本語教師関連に就職した割合は5%前後**であった。

○日本語教師養成機関・施設別の受講者数（令和4年度）

	平成2年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
機関・施設等数	146	557	523	582	524	520	579	603	675	741
受講者数	15,146	35,818	26,241	29,267	27,056	29,561	31,826	26,155	30,591	28,648



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和4年11月1日時点）

○日本語教師養成課程・研修修了者（令和2年度）の主な進路

（令和2年度）	大学（通学） (n=2233)	大学院（通学） (n=118)	大学（通信） (n=166)	短期大学（通信） (n=32)
日本語教師関連	4.9%	16.9%	—	15.6%
一般企業	61.4%	31.4%	—	—
教員（日本語教師以外）	7.4%	10.2%	—	—
進学	6.3%	5.9%	—	15.6%
ボランティア	0.4%	—	—	9.4%

教員要件となる日本語教師養成課程を実施する大学

- 日本語教師養成課程を実施する大学のうち、
①大学の主専攻（45単位以上）、②副専攻（26単位以上）課程、または③履修証明プログラム等の文化庁届出受理研修を履修・修了した場合、「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁作成）の教員要件を満たすこととなる。

179大学

大学 161, 大学院 17, 短期大学 1

241課程

主専攻（45単位以上）	48大学
副専攻（26単位以上）	189大学
文化庁届出受理研修	4大学

「必須の教育内容」※への対応状況

対応済	148課程
検討中	93課程

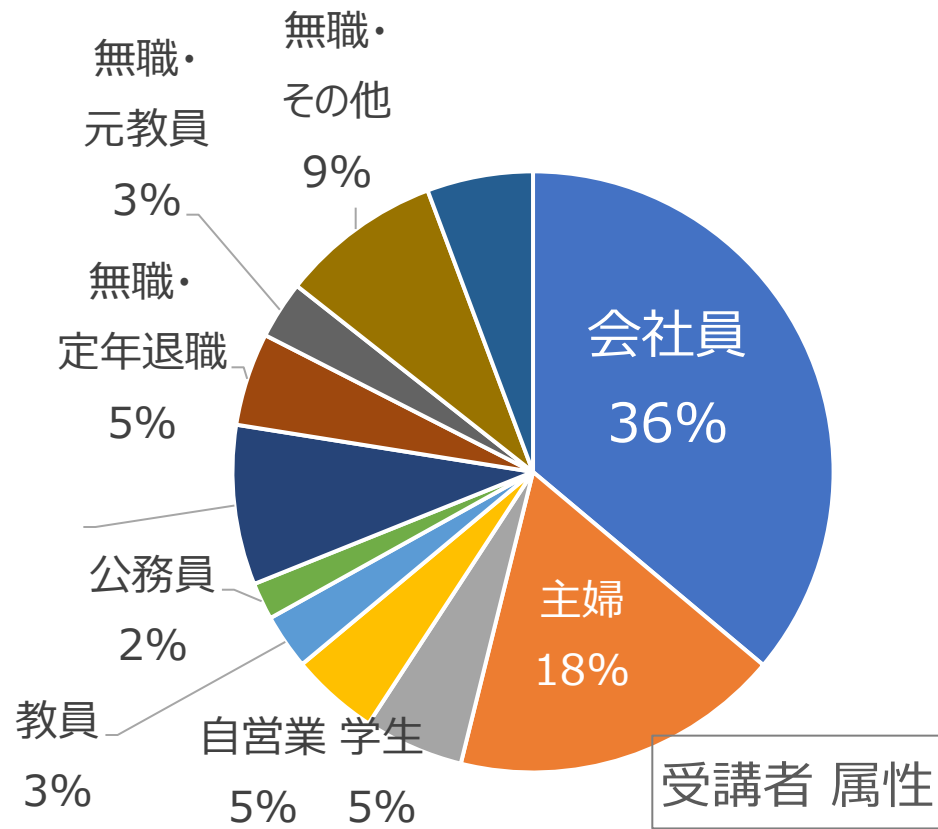
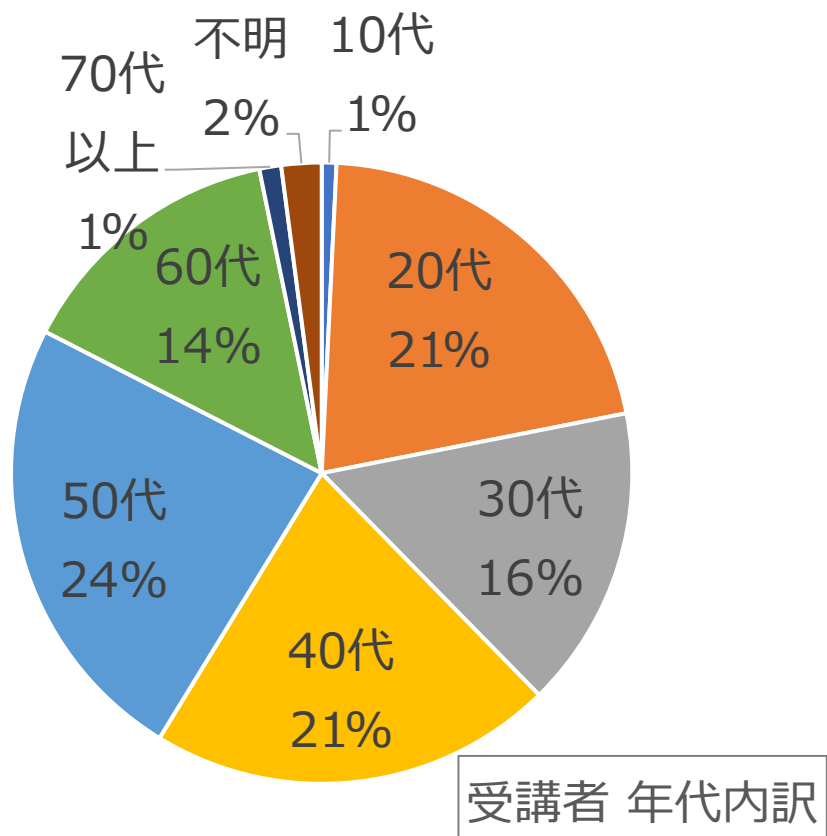
（文化庁HP掲載一覧令和4年10月現在）

※「必須の教育内容」とは、平成31年3月に文化審議会国語分科会にてとりまとめられた、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容のこと。

文化庁届出受理日本語教師養成実施機関における研修実施状況

届出受理日本語教師養成機関数 80機関
 届出受理日本語教師養成研修数 170コース
 研修実施都道府県数 29都道府県
 研修受講定員総数 約1,1000人
 研修受講者数 約5,000人
 届出廃止 9機関

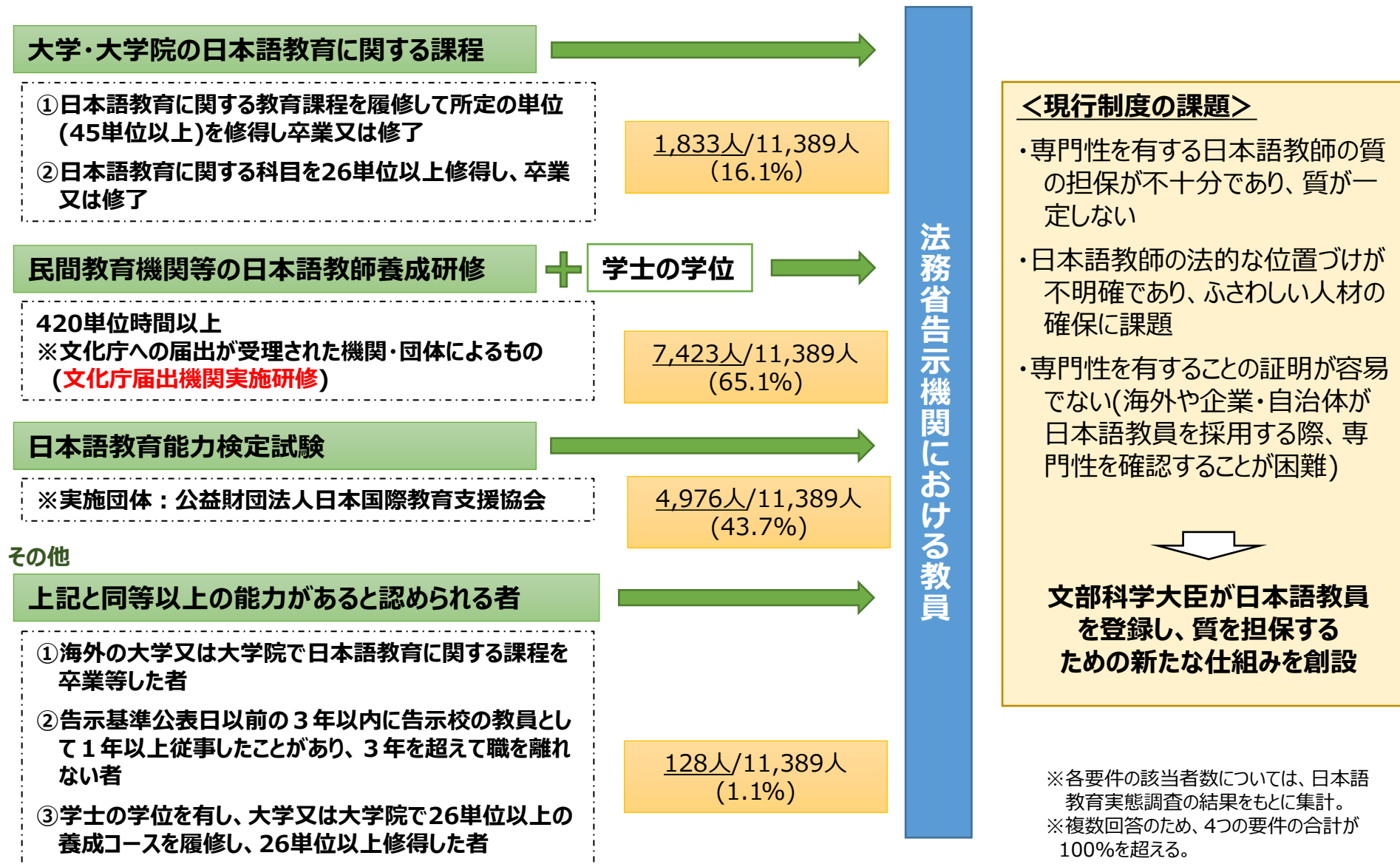
(令和4年10月文化庁調べ)



現行の日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師

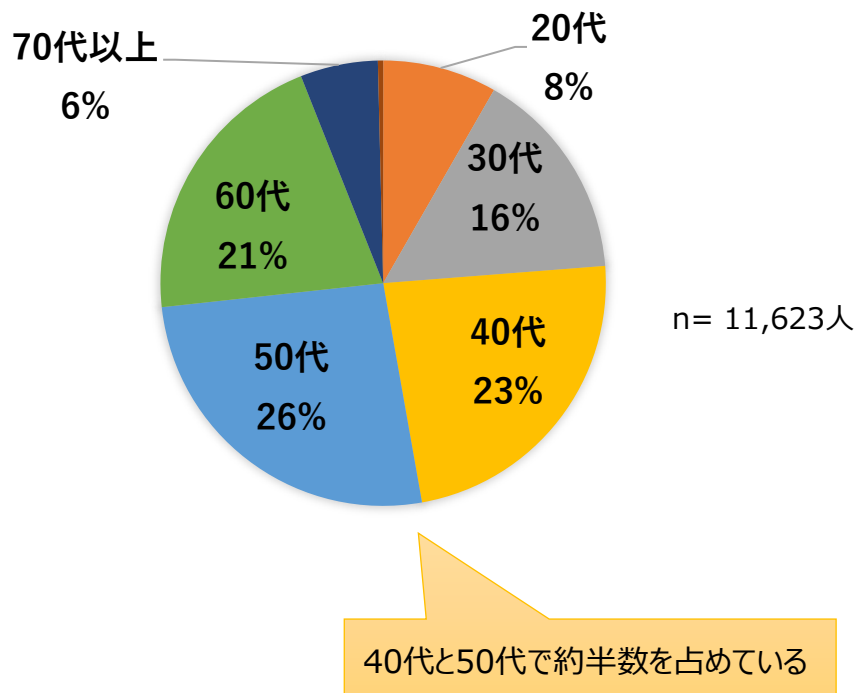
以下のいずれかの要件を満たした場合に、法務省告示機関における教員になることができる。

※「日本語教育機関の告示基準」に基づき、法務省告示に新規に掲げる際に文部科学大臣が確認(高等教育局・文化庁)

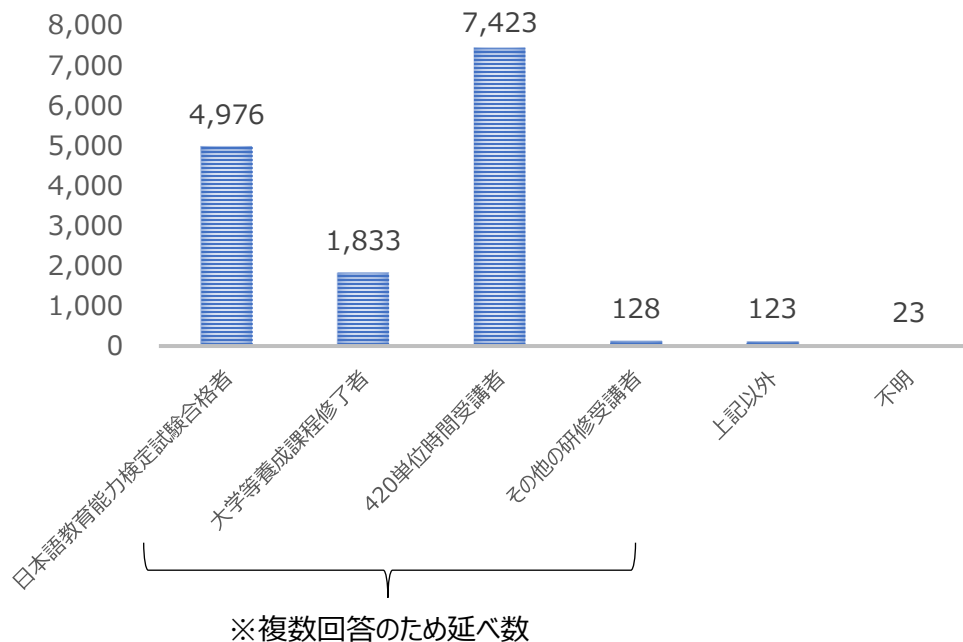


日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師等の状況①

【法務省告示機関の日本語教師等の年代別割合】



【法務省告示機関の日本語教師等の資格別集計】



出典：令和4年度日本語教育実態調査

【参考】令和4年度日本語教育機関実態調査より（一般財団法人日本語教育振興協会）

【法務省告示機関の日本語教師の資格別教員数（複数回答）】

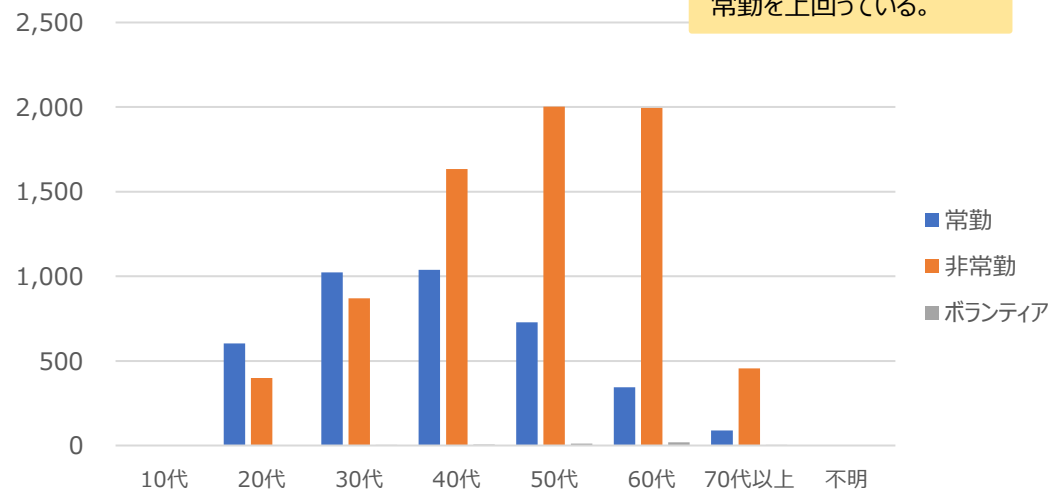
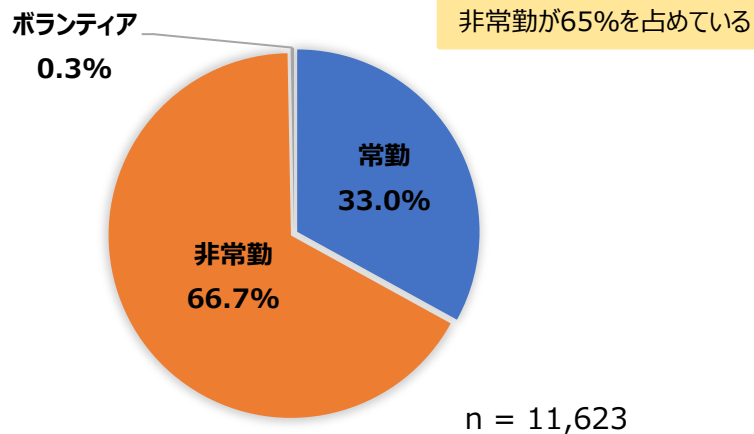
区分	大学院日本語関連の専攻修了	大学主専攻（日本語教育）課程修了	大学副専攻（日本語教育）課程修了	日本語教育能力検定試験合格	大学卒420時間以上研修歴	その他	計
人数	221	298	301	2,289	3,137	70	6,316
割合	3.5%	4.7%	4.8%	36.2%	49.7%	1.1%	100.0%

※日本語教育振興協会が日本語教育機関として認定している機関（235機関）に対する調査（回答機関数206、回答率87.7%）

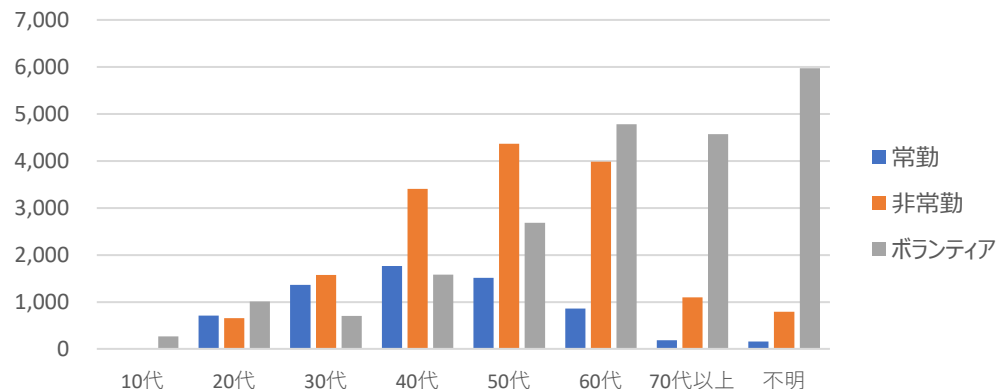
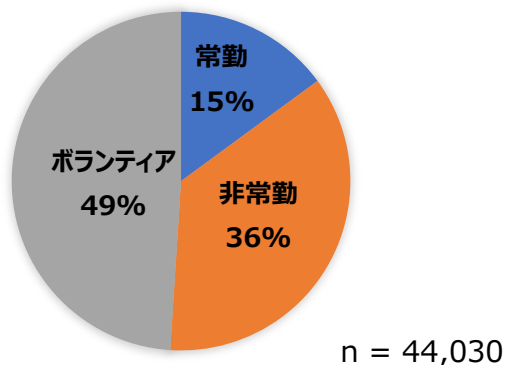
日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師の状況②

法務省告示機関の日本語教師等の状況

40代以上では、非常勤が常勤を上回っている。



【参考①】日本語教育機関の日本語教師等の状況



出典：令和4年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考②】日本語教育機関の経験年数別教員数

区分	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	計
人数	313	721	917	1,195	1,535	4,681
割合	6.7%	15.4%	19.6%	25.5%	32.8%	100.0%

出典：令和4年度日本語教育機関実態調査（一般財団法人日本語教育振興協会）

地域における日本語教育関係

- ◆外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、学習支援者)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と関係機関の連携が課題として多い。

現状・課題/多様なニーズへの対応

《現状》ニーズの多様化

- 生活者、就労者、企業等の新たな学習ニーズ
特に技能実習生などの生活・就労に関する日本語学習ニーズが増
- 児童生徒の就学前の学習、就学後のサポート
- 生活に必要な日本語のレベルの高さ(病院、役所の対応、コロナ禍での対応などの生活に必要な日本語とともに、就労に必要な日本語)

《課題》多様化するニーズへの対応が十分でない

- 生活者、就労者のニーズとして初級程度のレベルなどへの対応、ノウハウが十分でない
- 未就学の外国人児童生徒への指導者の確保、指導法などノウハウの共有が困難
- 外国人居住地の地域散在により日本語教室が通える場所に無いこと
- 就労者が増加する中で、働きながら学ぶための日本語教室の場所・時間的な課題
- 財源不足

対応策(例)

- 専門性を有する指導者(地域コーディネーター、日本語教師)の不足
- 専門機関(日本語学校・大学)との連携ができていない

《検討している対応策》

①ニーズの把握

- ・総合調整会議や地域コーディネーター配置によるニーズ把握・普及
- ・空白地域における市町村との連携によるニーズ把握・普及啓発

②専門的な教育機関との連携、指導者・支援者の確保

- ・日本語教師など専門性を有する者の派遣依頼
- ・大学・日本語学校との連携による助言・指導
- ・ボランティア研修の講師として派遣依頼
- ・指導者等の人材のネットワーク化、マッチング

③学習環境

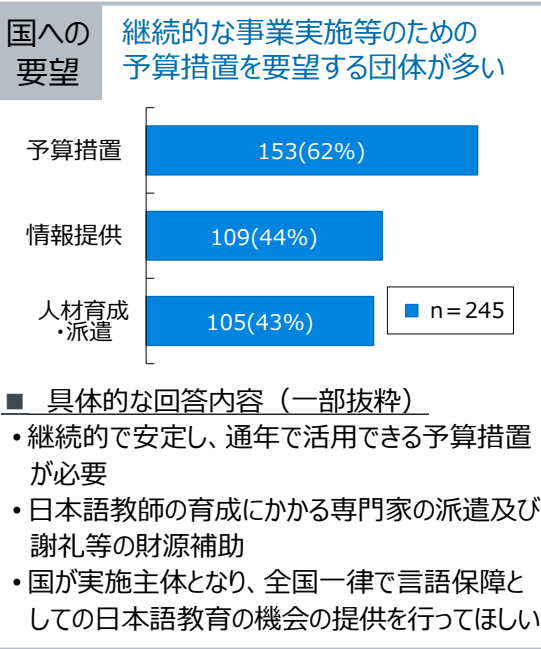
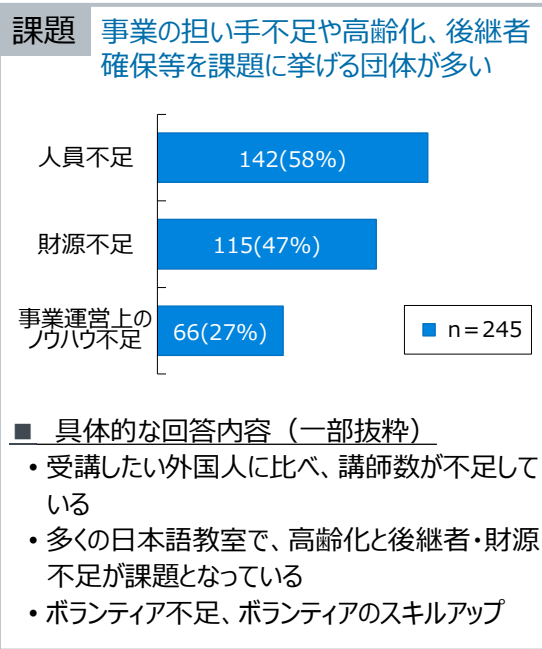
- ・ニーズに対応した市町村、日本語教育機関との連携による日本語教室の立ち上げ・試行
- ・就労者や、通えない方に対応したオンライン教育

●地域の日本語教育に関する課題、就学前の外国人児童を対象とする支援に関する課題

日本語教育

取組状況

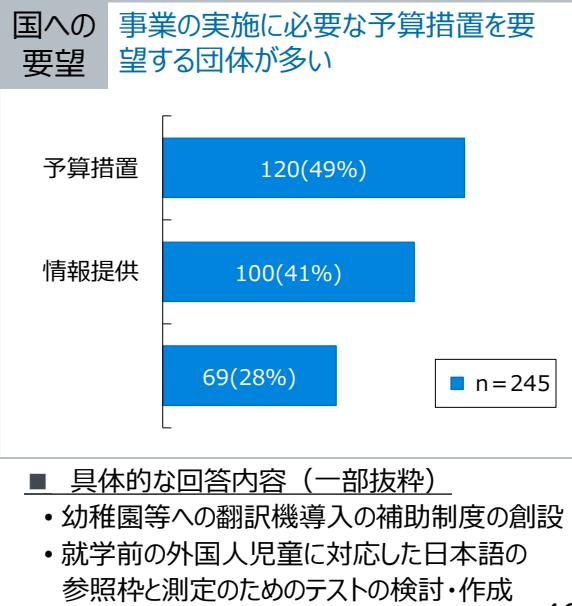
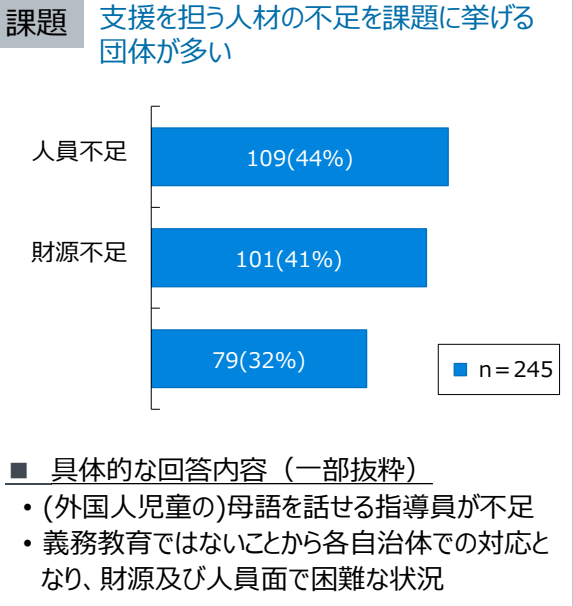
- **日本語学習の機会を提供する事業の内容等**
 - ・日本語学習の機会を提供する事業を「**行っている**」は、**156団体(64%)**
 - 事業内容は、「日本語教育の実施」(142団体(91%))、「日本語教師等の養成・研修」(71団体(46%))の順に多い
 - ※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っている』」の回答数(156)に対する割合
- **日本語教育の実施対象等**
 - ・実施対象は、「(日本語能力に関係なく)希望者全員」が104団体(73%)、「(日本語能力に基づき)受講が必要と判断された者」が24団体(17%)
 - ・受講者の費用負担は、「無償」が90団体(63%)、「有償」が48団体(34%) ※(%)は「日本語教育の実施」の回答数(142)に対する割合
- **日本語学習の機会を提供する事業を行っていない理由**
 - ・事業を「**行っていない**」は、**50団体(20%)**
 - 行っていない理由は、「**人員不足**」(20団体(40%))が最も多い
 - ※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っていない』」の回答数(50)に対する割合



就学前の外国人児童を対象とする支援

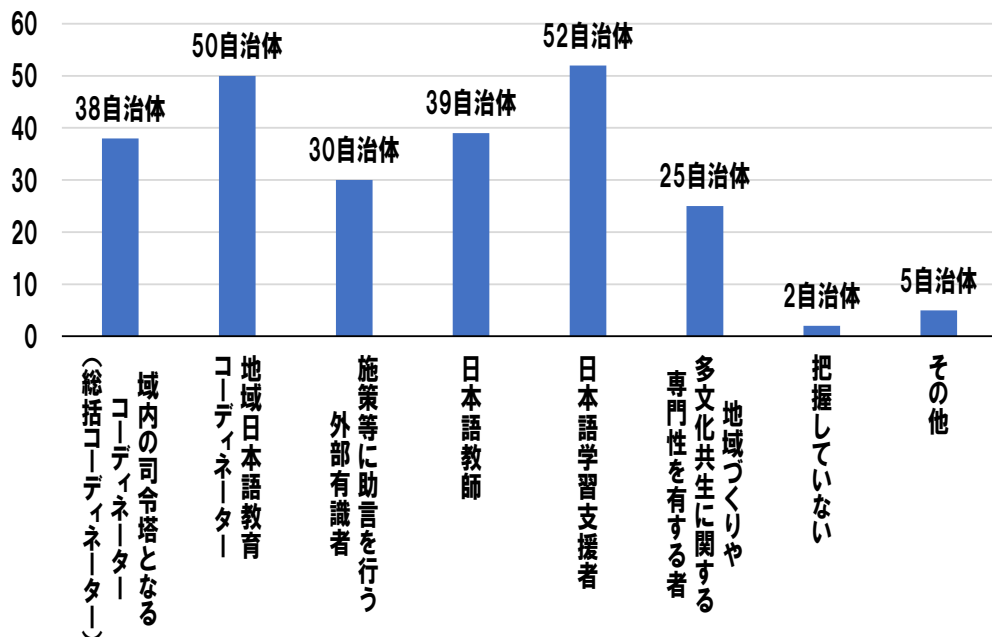
取組状況

- ・就学前の外国人児童を対象とする支援事業を「**実施している**」は、**85団体(35%)**
- 事業内容は、「情報提供」(34団体(40%))、「プレスクール」(28団体(33%))、「就学前ガイダンス」(24団体(28%))の順に多い ※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施している』」の回答数(85)に対する割合
- 具体的な取組内容として、「就学前に基礎的な日本語を学習させ、就学の際は日本語の学習内容の引き継ぎを行っている」、「住民登録のある就学前の全外国人児童へ就学手続きを促す通知(日本語及び外国語(9か国語))を送付している」などがあつた
- ・事業を「**実施していない**」は、**130団体(53%)**
- 実施していない理由は、「**人員不足**」(54団体(42%))、「**財源不足**」(47団体(36%))の順に多い ※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施していない』」の回答数(130)に対する割合



●地域の日本語教育に携わる人材、連携状況

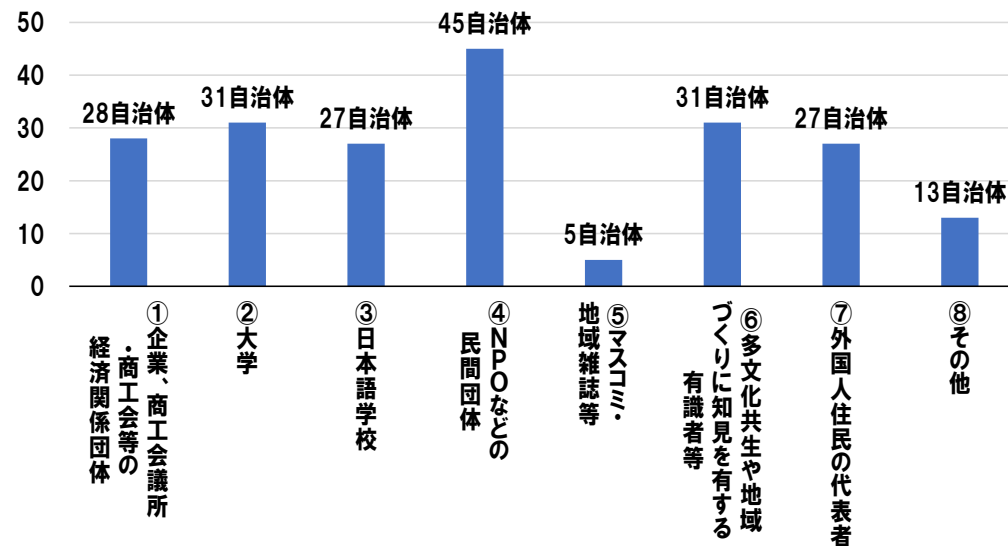
地域における日本語教育に携わる人材のうち、
どのような人材が特に求められているか（複数回答可）



《課題》地域日本語教育専門家の育成・確保

- ・地域日本語教育コーディネーター不在
- ・専門性の高いアドバイザーや日本語教師の人材不足
- ・ボランティアの高齢化、後継者の確保

日本語教育の実施に係る連携全般について（現在実施中）
（複数回答可）



《課題》地域の多様なニーズに対して、支援体制整備、関係者の連携が十分でない

- 行政、外国人受け入れ団体(企業、管理団体、教育機関など)、日本語教育関係者との連携が十分でない。
- 就労者の学習ニーズが高まる中で、地方自治体と、就労関係機関、日本語教育機関との連携ができていない。
- 日本語教育を希望する外国人の受け入れ事業者との役割分担が明確になっていない。
- 都道府県と市町村の連携による空白地域への対応、理解促進が十分でない

●地域の日本語教育関係機関の連携における対応策

検討している対応策

《関係機関との連携において検討している対応策》

(例)

- 関係者が参画する「総合調整会議」の開催、意見交換の場、シンポジウム・セミナー開催
- 総括コーディネーター及び、各圏域に地域を担当するコーディネーターを配置し、各地の実情把握、関係機関との連携体制の構築を推進
- 空白地域を埋めるため、市町村との連携による日本語教室の立ち上げを支援する日本語教室モデル事業を実施
- 在留外国人の多くを占める外国人労働者（技能実習生）に対して、日本語学習機会を提供
- 日本語教師派遣の受入れを検討する企業等と、派遣が可能な日本語学校等とのマッチング
- 複数企業との連携による日本語学習機会の提供

《日本語教育機関との連携》(例)

- 総合調整会議に参画、助言
- 地域日本語教育コーディネーターとして日本語教師に依頼
- 県が実施する市町村と連携したモデル日本語教室に、日本語教育機関の教師が、指導者として参加
- 初学者の指導方法について、学習支援者向けの研修会における講師として依頼
- 学習支援者対象のICT活用研修実施を日本語学校に委託
- 企業と連携した日本語教室運営を日本語学校に委託

※連携していない自治体の理由

- 地域に日本語教育機関が少ない。日本語教育機関との連携方法が分からない
- 学校は留学生向けであり、生活者としての外国人向け日本語教育が提供されていない。
- 専門性が高い日本語教育の委託を検討中。

《今後、日本語教育機関に期待すること》

- 地域日本語教育コーディネーターとしての人材派遣、日本語教室、教育委員会の学習支援者等への紹介、各種研修における人材派遣
- 外国人への専門的指導、学習支援者への専門的指導方法などノウハウの共有
- 留学生だけでなく、地域の「生活者としての外国人」受け入れの体制づくり

●地域日本語教育の指導者（日本語教育コーディネーターの状況）

■日本語教育コーディネーター259名：多い県は10名以上、配置されていない自治体は4か所

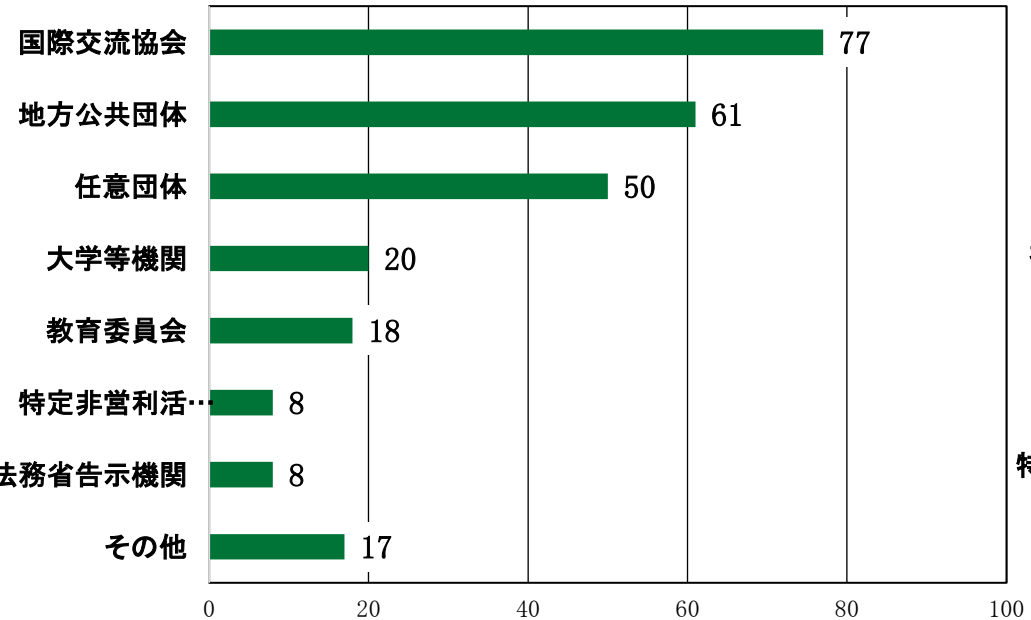
■業務内容

「日本語教師や関係機関との連絡・調整」が233件、「地域における日本語教育の企画・運営」が231件、「地域における日本語教育の実態把握」が182件、「日本語教師の養成・研修」が135件。

	連絡・調整	地域日本語教育の企画・運営	実態把握	指導者養成・研修	その他
コーディネーター業務内容	233	231	182	135	38

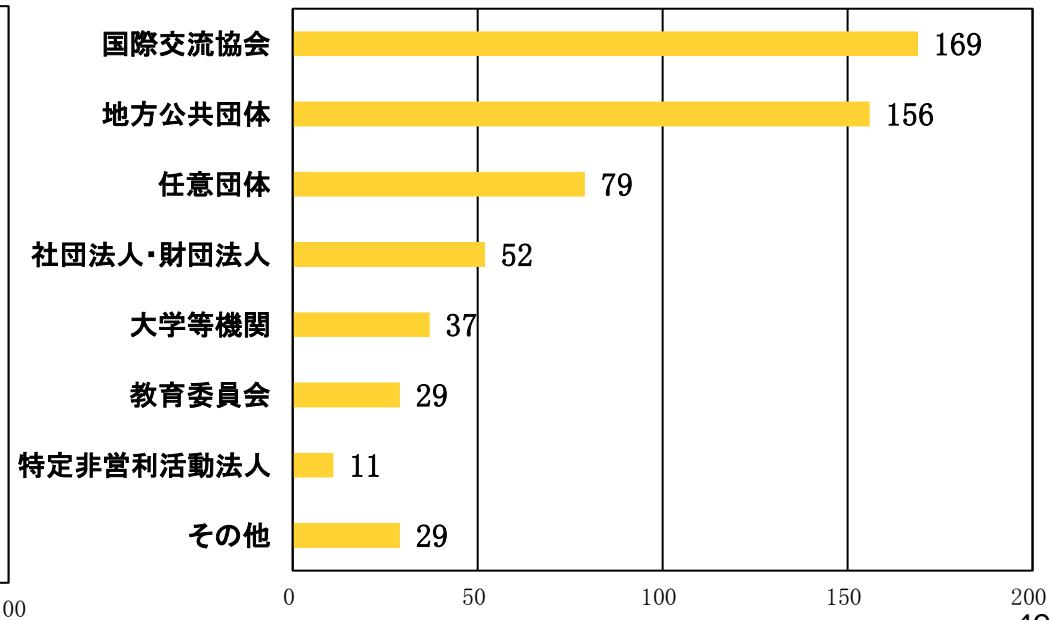
日本語教育コーディネーター配置機関・施設等数

(n=259)



日本語教育コーディネーター数

(n=562)

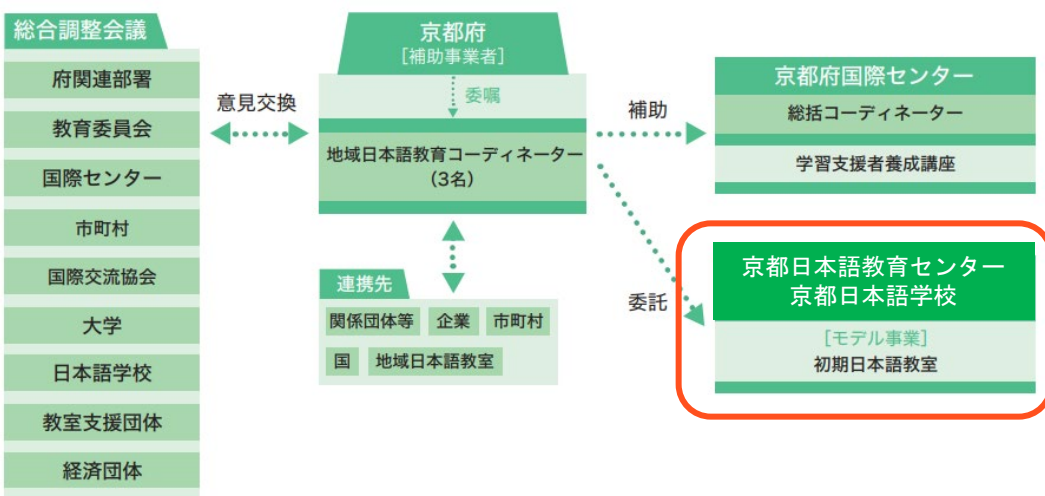


生活①京都府×京都日本語学校 【定住外国人向け日本語教室】

■ 定住外国人のための日本語教室

目的:「生活者としての外国人」に対する
入門・初級レベルの生活日本語教育
対象:京都府在住の外国人
場所:城陽市(第2期は令和3年1月からオンライン)
時間数:2時間×週3日×6か月×昼・夜クラス
350時間
レベル:生活に必要な基礎日本語(A2相当)
教員:3名(交代制)
学習者:30~50名

■ 京都府との連携体制



公益財団法人京都日本語教育センター 京都日本語学校の概要

■ 設立年 1950年 ■ 所在地 京都府京都市
■ 定員 130人 ■ 対象 留学・生活・就労
■ 教員 30人(専任:5人, 非常勤:25人)

■ 特徴的な教育内容等

- ◆ ボランティアの課題として初期日本語指導が挙げられたため、日本語の基礎的な会話や読み書きをゼロから学べる入門コースを京都府が京都日本語学校に委託・実施
- ◆ モデル教室として、府内の地域日本語教室から学習支援者の見学を受け、学習支援者の育成やカリキュラムの開発等も支援
- ◆ 修了者が最寄りの地域日本語教室で自律的に学習を継続できるよう日本語学習の土台・基礎を作る日本語教師を配置
- ◆ 日本語教師が授業を行い、授業見学を行った日本語学習支援者と日本語教師が意見交換を実施することで、交流の場としても機能
- ◆ あいさつや生活の中で使う単語・表現の学習と文化習慣の理解を大切にする

生活②山梨県×ユニタス日本語学校 【県内全域の日本語教育体制整備】

ユニタス日本語学校の概要

- 設立年 1983年
- 所在地 山梨県甲府市
- 定員 520人
- 対象 留学・生活・就労
- 教員数 34人(専任:8人、非常勤:26人)

市町村に対する「生活者」向け日本語教室設置支援

特徴的な教育内容等

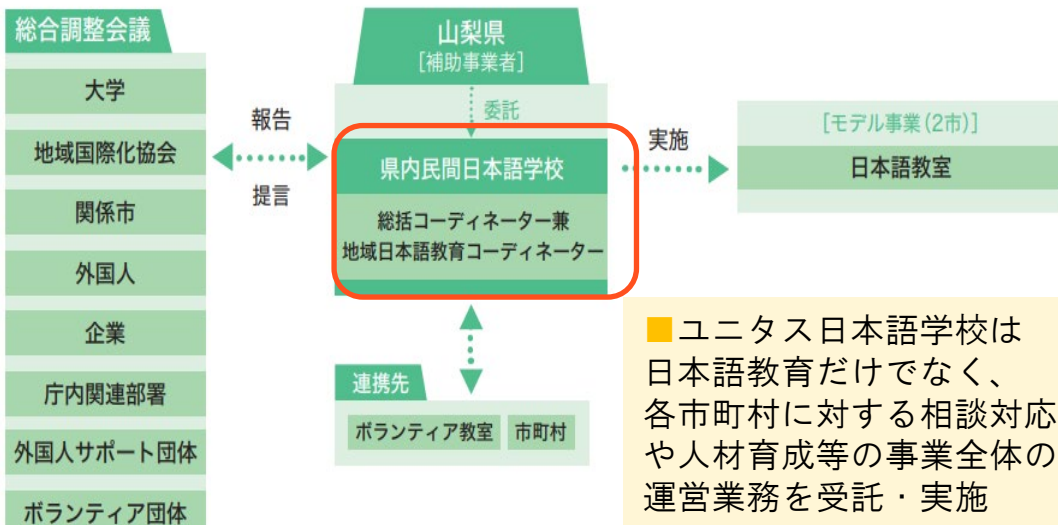
- 目的: 「生活者としての外国人」に対する入門初級レベルの日本語教育の施行実施
- 対象: 山梨県内に在住する外国人
- 場所: 山梨市・笛吹市
- 時間数: 1回2時間×37回、計74時間
- レベル: 生活に最低限必要な日本語コミュニケーション能力A2相当レベル
- 教師: 3名(交代制)

- ◆ レベルチェックを行い、日本語能力に応じたグループ分けを行う。
- ◆ 在住外国人と地域住民、日本語教師が参加し、初期学習と対話交流活動の両要素を取り入れた教室。
- ◆ 全体指導を日本語教師が担い、グループの細かな指導を日本語学習支援者がサポートする形式
- ◆ 外国人住民への理解を深め、コミュニケーションスキルを身につけるための地域住民向け研修
- ◆ 学習内容(3部構成)
 - ① 日本語教師による全体学習
 - ② レベルに応じたグループ別学習
 - ③ 学習項目を運用する全体活動

山梨県の日本語教育連携体制

◆活動例

病院、美容院に行く等、生活に根差した日本語



生活③岐阜県×ホツマ インターナショナルスクール 【外国人就労者向け日本語教室】

ホツマインターナショナルスクールの概要

■ 設立年	1991年	■ 所在地	岐阜県岐阜市
■ 定員	344人	■ 対象	留学・生活・就労
■ 教員	22人(専任:7人、非常勤:15人)		

■ 県内外国人就労者のための日本語教室

対 象: 県内事業所に就労する外国人
場 所: 事業者が提供する会場
時間数: 90分×5回 × 2か所
テーマ: 「やさしい せいかつの日本語」
形 式: 日本語による会話活動
日本人従業員のサポーター参加
受講者: 1教室あたり10名程度
(1教室に複数事業者から参加)



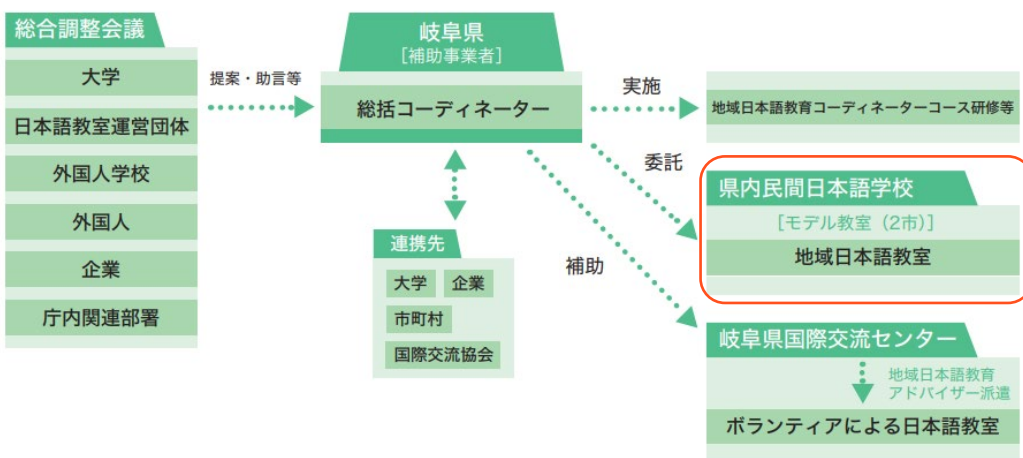
■ 県内の現状と課題

◆ 県内企業においては、今後さらに外国人材の受入れが進むことが予想されるが、約5割の企業が外国人従業員に対し日本語学習支援を行っておらず、そのうち3割は、日本語教育を行う人材がいないことを理由として挙げている。

◆ また、今後、外国人従業員向けの学習機会として、「地域のボランティア教室等への参加促進」を希望する意見が最も多かったが、地域の日本語教室では待機者が多く、まとまった数の従業員の申し込みを断らざるを得ない状況にあることから、その他の選択肢も必要となっている。

◆ このことから、県が市町村と協力して、日本語教育機関による日本語教室(委託事業)を実施した。

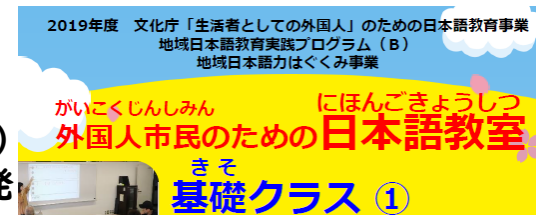
■ 岐阜県の日本語教育連携体制(令和2年度)



■ ホツマインターナショナルスクールのその他の取組

公益財団法人大垣国際交流協会から委託を受け、以下の取組を実施。

- ① 日本語学習支援者研修 (2016~2017年度)
- ② 日本語教育プログラム開発
- ③ 日本語教室開催



日本語教育に係る各種提言

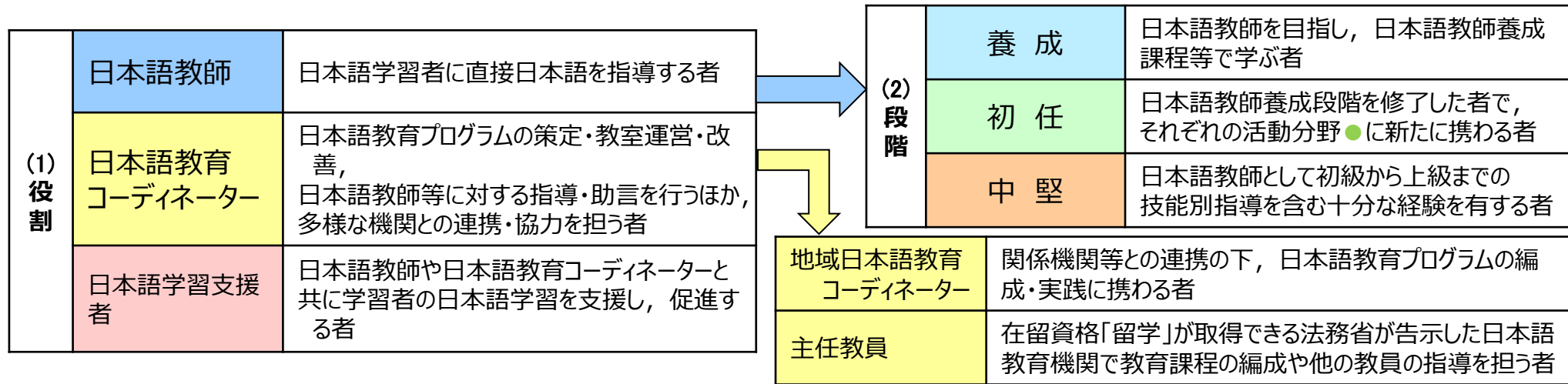


（平成31年3月）

検討のポイント

- **目的**：日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過**：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に本報告を取りまとめた。
- **ポイント**：
 - ① 日本語教育人材の役割・段階・活動分野別ごとに求められる**資質・能力**、**教育内容**、**モデルカリキュラム**を提示
 - ② 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 - ③ 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」（教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等）を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示

日本語教育人材について（1）役割、（2）段階、（3）活動分野別に整理



(3) 活動分野

●の6つの活動分野を提示。

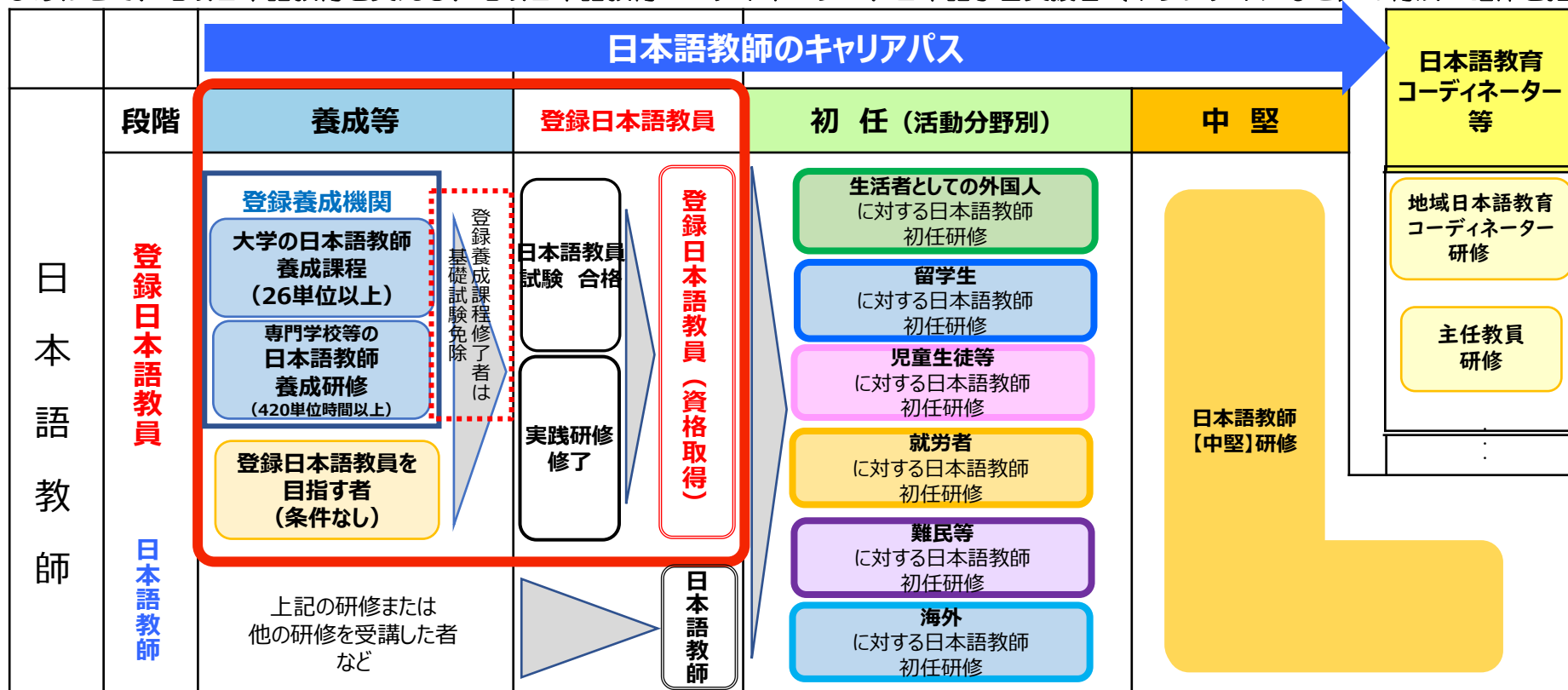
- <国内> ●「生活者としての外国人」 ●留学生 ●日本語指導が必要な児童生徒等
 ●就労者 ●難民等
- <海外> ●海外における日本語教育

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示



新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが新制度関係

- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

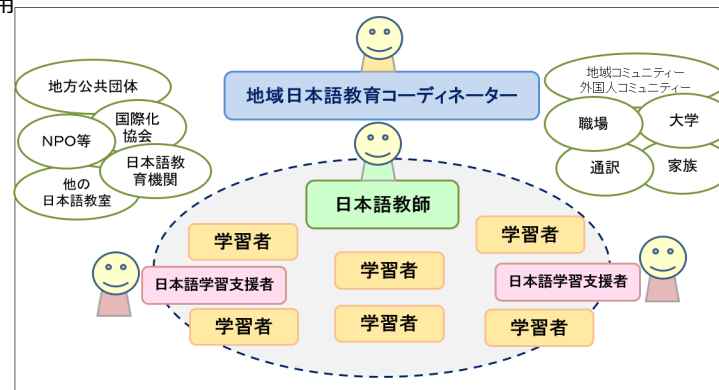


※基礎試験：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、応用試験：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語教育人材	日本語教師	日本語教育コーディネーター	日本語学習支援者
	日本語学習者に直接日本語を指導する者	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

日本語学習支援者は、
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



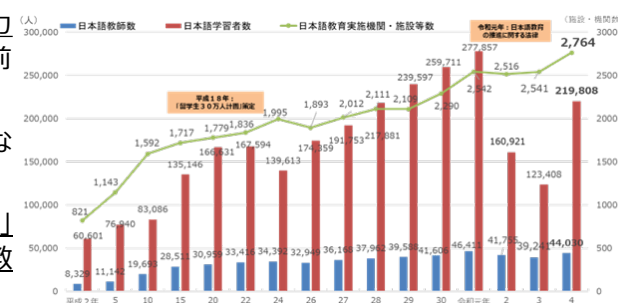
現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



（文化庁・日本語教育実態調査より）

事業内容

（1）現職日本語教師研修プログラム普及事業 161百万円（170百万円）

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～③の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師（3～10年目）
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



（2）日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(60百万円)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。

- 対象機関：大学・大学院等専門機関

- 件数・単価：6箇所×約10百万円（令和5年度からの継続事業、5年間）

- ①北海道・東北、②関東・甲信越
- ③中部、④近畿、⑤中国・四国
- ⑥九州・沖縄



（3）日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(20百万円)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。

- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。



- 件数・単価：1箇所×約20百万円（日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信）

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

アウトプット（活動目標）

- ・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点（自走化）
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

日本語教師の養成における教育実習

- 日本語教師【養成】における教育実習とは、日本語学習者を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業のことを指す。
- **教育実習の指導項目としては、以下①～⑥を全て含めること。**

教育実習の指導項目	実習内容（例）
① オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none">○ 教育実習全体の目的の理解○ 教育実習の構成要素と内容の理解○ 学習者レベル別、対象別の教育実習に対する留意事項
② 授業見学	<ul style="list-style-type: none">○ 授業見学のポイントや視点の理解○ 授業見学及び振り返り○ 授業ビデオ観察及び振り返り
③ 授業準備	<ul style="list-style-type: none">○ 教壇実習に向けた指導項目の分析○ 教壇実習に向けた教案作成○ 教壇実習に向けた教材準備(分析・活用・作成)
④ 模擬授業	<ul style="list-style-type: none">○ 模擬授業及び振り返り
⑤ 教壇実習	<ul style="list-style-type: none">○ 教壇実習及び振り返り
⑥ 教育実習全体の振り返り	<ul style="list-style-type: none">○ 教育実習全体としての振り返り

日本語教師の養成における教育内容

※文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）

◎ 必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において**必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。**

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
- (4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
- (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
- (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
- (23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
- (28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
- (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
- (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
- (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
- (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
- (45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
- (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案では、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を創設し、文部科学大臣が外国人の日本語学習者や、多文化共生相談窓口を含む地方自治体・国際交流団体、経済界、関係者に広く周知するとともに、**各省庁の事業や枠組みにおいて、これらの活用を推進する。**
- この制度を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下**、認定日本語教育機関の情報について地方自治体や外国人を受け入れる**企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進し、適正かつ確実な日本語教育の推進を図る。

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

法務省

文科省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

教育関係

○外国人の子どもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省

外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

法務省

厚労省

総務省

経産省

日本語教師に関する民間試験（概要）

	日本語教育能力検定試験	全養協日本語教師検定
実施主体	公益財団法人日本国際教育支援協会	一般社団法人全国日本語教師養成協議会
対象	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教員となるために学習している者 日本語教員として教育に携わっている者 	国内外の日本語教育に携わる方 日本語教師志望の方、日本語教育に関心のある方
目的	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教員の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか 状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうか 	内外の日本語教育の現場において、日本語を的確に教えるために直接必要とされる実践的な知識・能力を測る。
実施回数	年1回、全国7地区	年1回、全国6か所
受験料	14,500円（税込）	6,000円（税込）
実績 (令和4年度)	応募者数：8,785名、合格者数：2,182名 ※昭和62年から実施	申込者数：52名、合格者数：33名 ※平成18年から実施
試験内容	<p><u>試験Ⅰ（90分、配点：100点）</u> 原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。</p> <p><u>試験Ⅱ（30分、配点：40点）</u> 試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について、音声を媒体とした出題形式で測定する。</p> <p><u>試験Ⅲ（120分、配点：100点）</u> ※記述式1問（400字程度）出題 原則として出題範囲の区分横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。</p>	<p><u>試験Ⅰ（72問：90分：マークシート選択式）</u> 教育現場で求められる、日本語のルール、教授法、授業展開等に関する専門的な知識を問う客観テスト</p> <p><u>試験Ⅱ（4問に対して記述6箇所：70分：記述式）</u> 初級並びに中上級レベルの教室活動をVTRで視聴し、教授活動等に関わる問題点を記述させることにより、実践的教授技術能力を問う主観テスト</p>
その他	法務省告示基準における教員の要件の一つ	

現行の学校等の認可基準等（主なもの）

区分	法務省告示校 日本語教育機関の告示基準（※1）（平成28年7月22日出入国在留管理庁策定）	専修学校 学校教育法（昭和22年法律第26条） 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）	各種学校 学校教育法（昭和22年法律第26条） 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）	大学 学校教育法（昭和22年法律第26条） 大学設置委基準（昭和31年文部省令第28号）
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、組織的な教育を行うこと	学校教育に類する教育を行うこと	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること ※併せて、この目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する
設置者	・国、地方公共団体 ・その他（経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり）	・国、地方公共団体 ・その他（経営するために必要な経済的基礎・を有する者等）	制限なし	国、地方公共団体、学校法人
入学資格	入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有すること	専門課程、高等課程、一般課程の別による	制限なし	高校卒業程度
修業年限	1年以上（特に必要と認める場合には6か月以上）2年以下	1年以上	1年以上（但し、簡易な技術、技芸等の課程は3か月以上1年未満）	4年（医・歯・薬等の例外あり）
卒業要件	年間760単位時間以上（1単位時間45分以上）	昼間学科：年間800単位時間以上、 夜間学科：年間450単位時間以上 （1単位時間50分を標準）	原則年間680時間以上（解釈上1単位時間50分を標準）	4年以上の在学・124単位以上（医・歯・薬等の例外あり）（1単位45時間の学修）
教育内容	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	専門課程、高等課程、一般課程の別による	規定なし	当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要かつ体系的なもの
生徒（学生）数	教員数、校舎面積、教室面積、設備その他の条件に応じた適切な数（開設時は100名以内）	教育を受ける者が常時40人以上であること（同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める（同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）	収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定める（同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備等を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする）
教員資格	・大学又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し卒業等した者 ・学位の学位を取得し、かつ文化庁への届出がなされた研修を420単位時間以上受講し修了した者 ・公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者 等	専門課程、高等課程、一般課程の別による	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者	職種により、学位や大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者等の要件を満たす者
教員数	3人以上（生徒定員20人につき1人以上の教員） ・教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定め、1人配置すること	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別に定められた数以上	課程及び生徒数に応じて必要な数（3人以上）	学部の種類及び規模に応じて定められた数と大学全体の収容定員に応じて定められた数の合計以上
校舎の面積	115平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.3平方メートル以上	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別に定められた数以上	115.70㎡以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31㎡以上（特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない）	学部の種類及び規模に応じて定められた数以上
施設・設備等	必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備	校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない	組織及び規模に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等）及び研究室等の専用の施設や附属施設を置くものとする
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	規定なし	実施・公表が努力義務	実施・公表が努力義務	認証評価機関による評価の実施・公表が義務

（※1） 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準

（※2） 上記はいずれも各学校等に係る基準のうち主なものを記載したものである。

学校の設置認可の申請書等記載事項に関する学校教育法施行規則の規定

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校及び義務教育学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の設置する小学校、中学校及び義務教育学校を含む。第七条において同じ。）については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舍に関する事項

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
- 二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項

③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

大学の情報公表事項に関する学校教育法施行規則の規定

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること

六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。

3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。

4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

一 卒業又は修了の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

現行の日本語教育機関の告示基準における自己評価に関する考え方

○日本語教育機関の告示基準解釈指針

〔点検・評価〕

十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行うこととしていること。

→ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、学校教育法に基づき教育活動や学校運営状況について自己評価を行っている場合、当該自己評価が、この号のイの解釈指針に掲げる項目を満たしており、外国人留学生を受け入れる機関としての観点から評価を行っているのであれば、当該自己評価及び公表を行った年については、この号の基準を満たすものとする。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

→ 従前の「日本語教育機関の運営に関する基準」では努力規定だったが、学校教育法第42条及び準用規定に基づき、学校教育法上の学校種はすべからく自己評価を行うこととなっており、日本語教育機関についても自己評価を行うこととしたもの。なお、自己点検・評価を行う際の項目は各日本語教育機関が判断すべきことであるが、必要と思われる項目としては次に掲げる事項が考えられる。

(1) 教育の理念・目標

日本語教育機関の理念、目的・目標や育成する人材像が明確となっているか、その内容が社会のニーズに合致したものとなっているかといった観点

(2) 機関運営

日本語教育機関の理念や目的に沿った運営方針や事業計画が策定されているか、組織運営や人事、財務管理に関する規定や意志決定システム、コンプライアンス体制が整備されているかといった観点

(3) 教育活動

教育理念等に沿った教育課程が体系的に編成されているか、生徒が到達すべき日本語能力の目標が明示されているか、成績評価や進級、修了の判定基準は明確となっているか、また、適切に運用されているか、教員の指導力向上のための取組、教育課程の改善のための取組が行われているかといった観点

(4) 学修成果

生徒の日本語能力の向上が図られているか、生徒の日本語能力が機関が定める到達目標に達しているか、生徒の進路を適切に把握しているかといった観点

(5) 生徒支援

生徒に対する学習相談や進路に対する支援体制が整備されているか、健康管理や日本での生活指導などへの支援体制が整備されているか、防災や緊急時における体制が整備されているかといった観点

(6) 教育環境

日本語教育機関の施設・設備が十分かつ安全に整備されているか、教材は適切か、学習効率を図るための環境整備がなされているかといった観点

(7) 入学者の募集

入学者の募集は適切に行われているか、その際に日本語教育機関の情報は正確に伝えられているか、授業料等は適切かといった観点

(8) 財務

中長期的に財務基盤は安定しているか、予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか、財務について会計監査は適切に行われているか、財務情報の公開の体制はできているかといった観点

(9) 法令遵守

出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守と適切な運営、個人情報の保護の取組、自己点検の実施と改善及びその公開を適切に行っているかといった観点

(10) 地域貢献・社会貢献

日本語教育機関の資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献、生徒のボランティア活動への支援、公開講座等の実施などの取組を行っているかといった観点

ロ 結果を公表すること。

→ 自己点検・評価の結果については、毎年ホームページや刊行物等で広く社会に公表することとしていること。

専修学校における学校評価ガイドライン概要

平成19年：学校教育法の改正

自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化



平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。



平成24年度5月～2月：専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

〈定義〉

自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価

第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

〈外部アンケート等の活用〉

- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。
- ※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

- 教育理念・目的・育成人材像
 - ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等
- 教育活動
 - ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
 - ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
 - ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等
- 生徒・学生支援
 - ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
 - ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

大学の認証評価項目に関する法令の規定

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）
（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条（略）

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。

ロ 教員組織に関すること。

ハ 教育課程に関すること。

ニ 施設及び設備に関すること。

ホ 事務組織に関すること。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ 財務に関すること。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3（略）

その他参照条文①

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

その他参照条文②

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ （略）

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。

⑤ （略）

⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④～⑥ （略）

第一百三十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和6年度予算額（案）	376百万円
（前年度予算額	191百万円）
令和5年度補正予算額	55百万円



文部科学省

現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定される認定日本語教育機関等についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

事業内容

1. 日本語教員試験実施業務

予算額（案）：247百万円

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験の実施に向け、試験問題及び試験運営の検証を行う試行試験を1,000名程度の規模で実施する。

2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

予算額（案）：66百万円

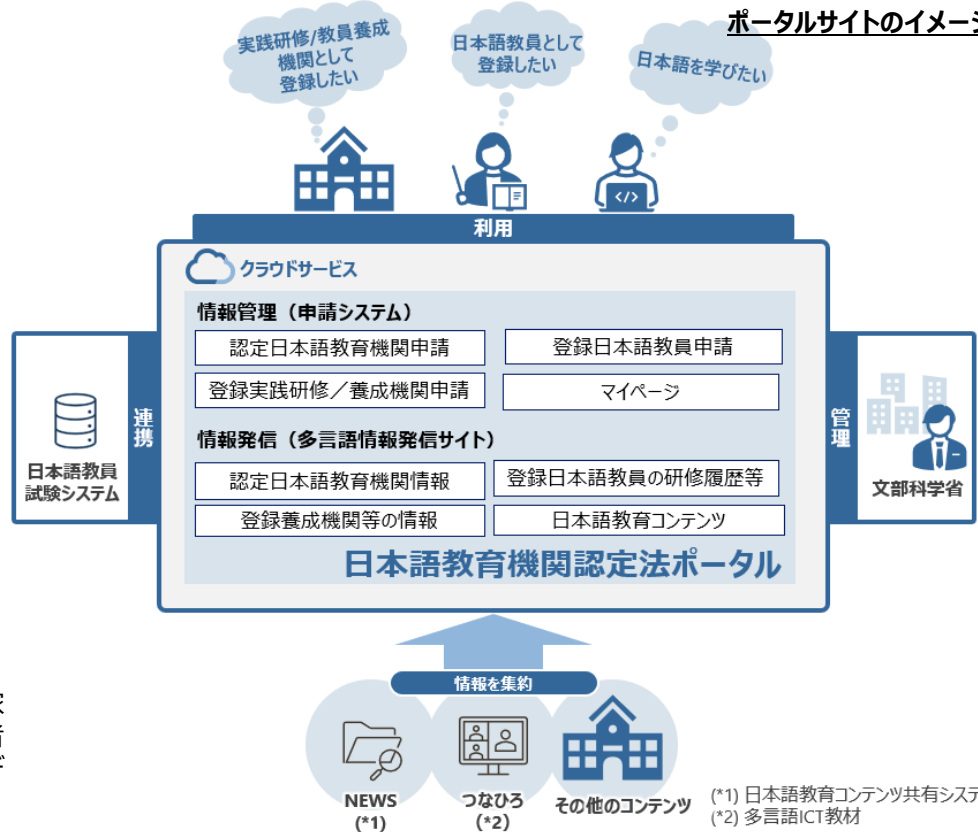
日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法に定められた認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを構築する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務

予算額（案）：63百万円

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。

ポータルサイトのイメージ



アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行に必要な環境の整備

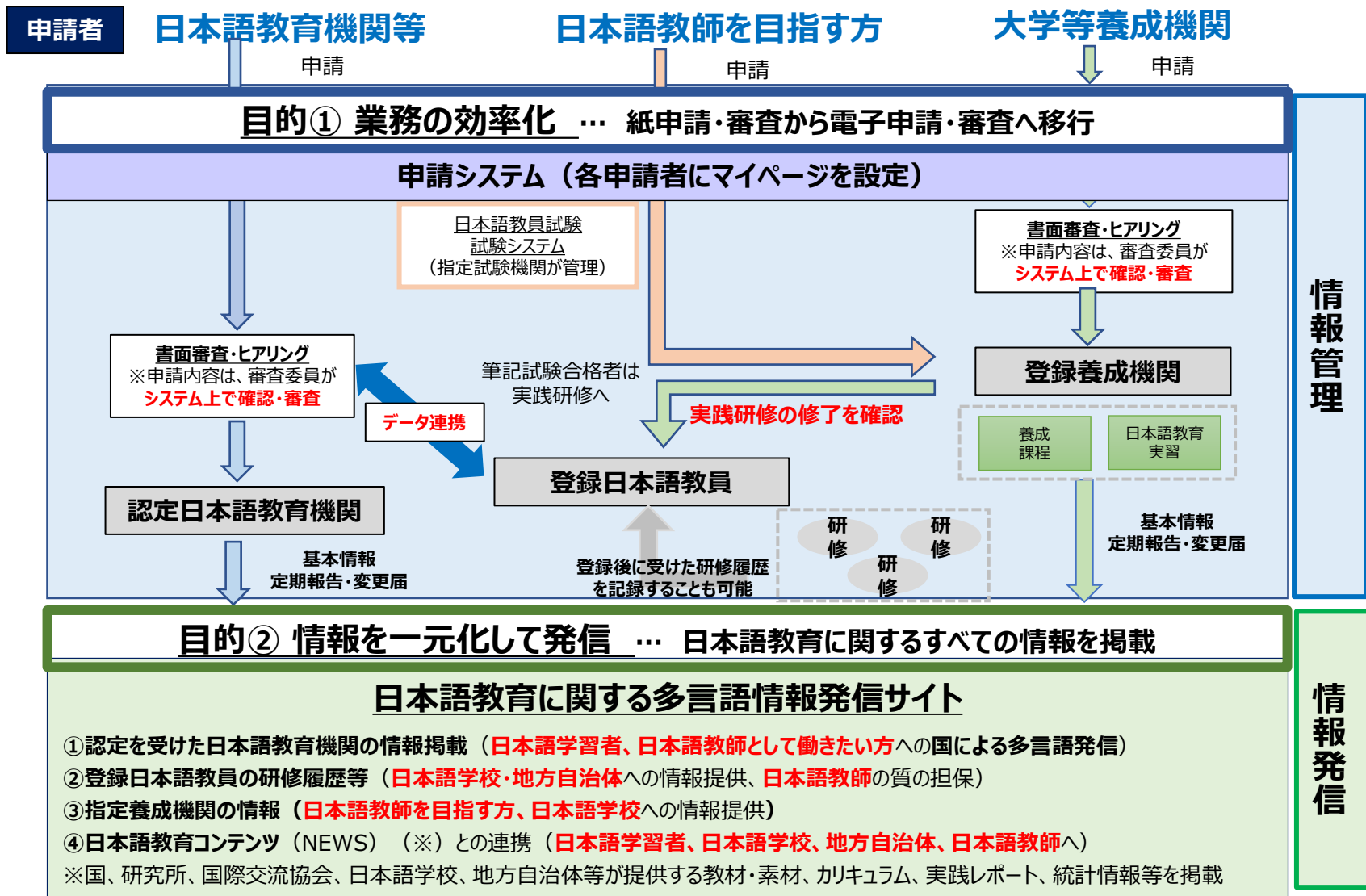
短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

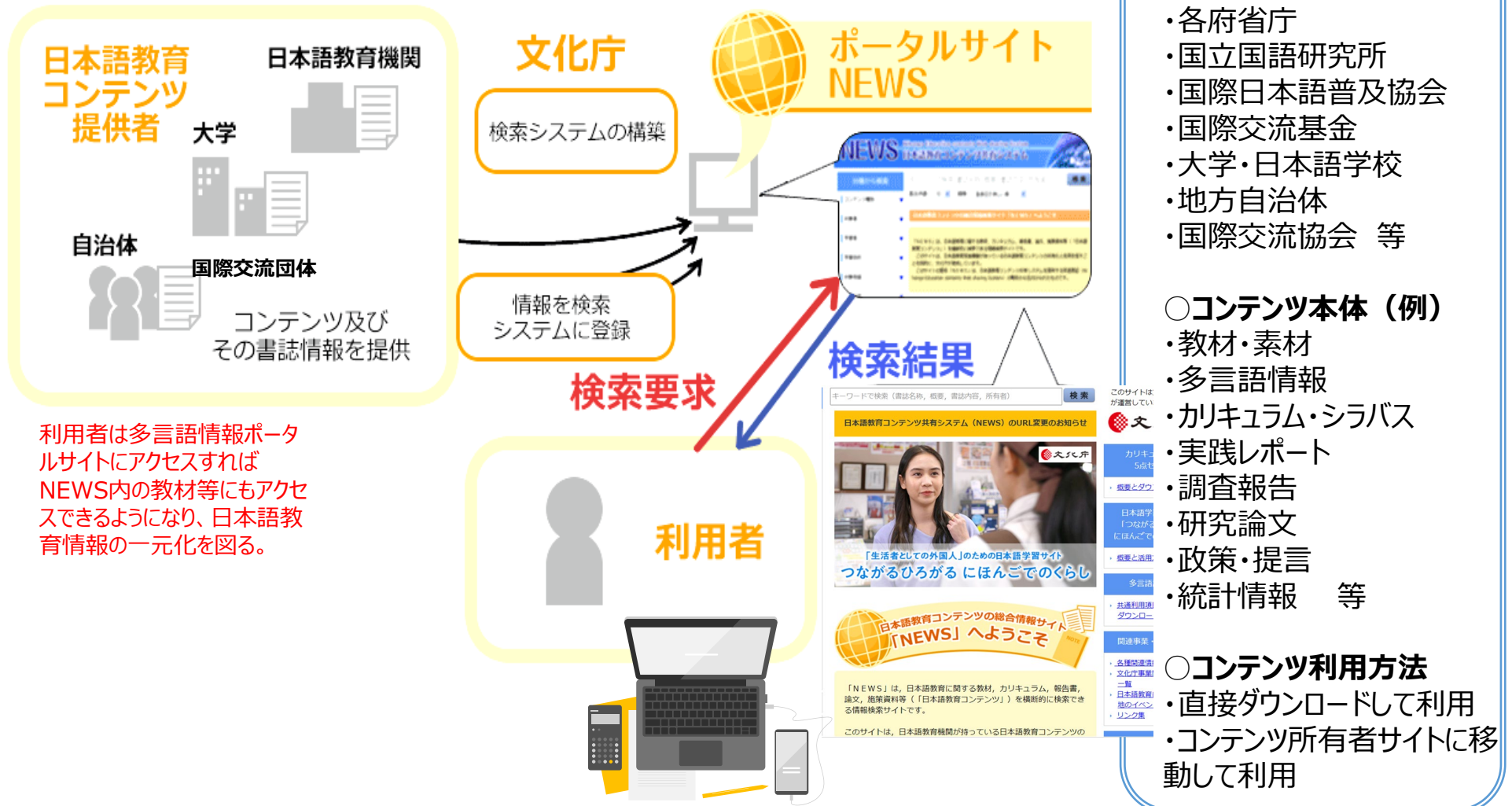
I 日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ（関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定）

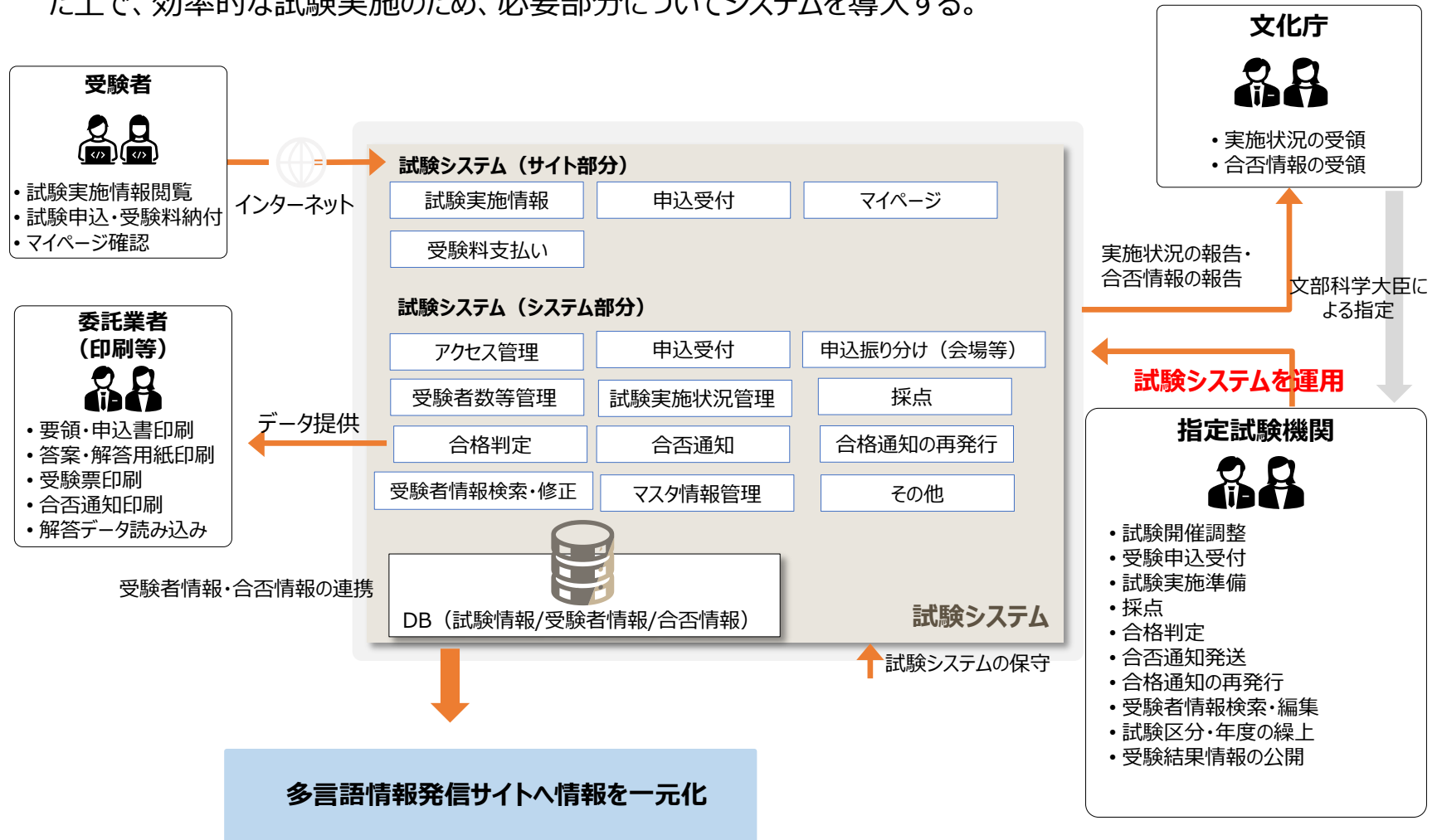
(参考)日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム (NEWS : Nihongo Education contents Web sharing System)を公開・運用。



Ⅱ 日本語教師の資格試験システム イメージ（案）

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



【調査概要】

調査実施期間：9月15日(木)～9月30日(金)

回 収 数:

- ①法務省告示校【188/815(23.1%)】および留学生別科【22/47(46.8%)】
- ②都道府県【32/47(68.1%)】・政令指定都市【8/20(40.0%)】、国際交流協会【107/325(32.9%)】
- ③日本語教師【903】
- ④日本語学習者【留学生(1,115)/日本語教室(63)】

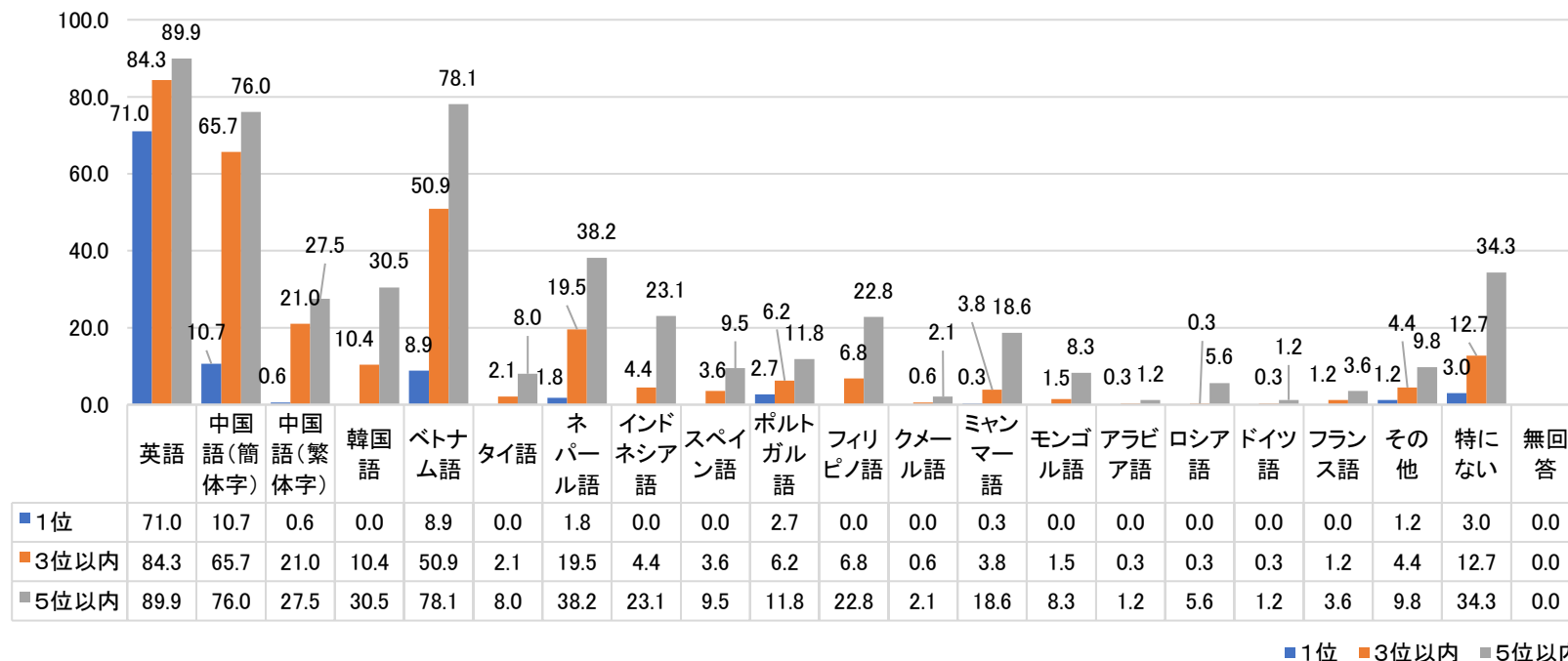
※【 】内は、【回収数/配布数(回収率)】を表示、ただし日本語教師、日本学習者は回収数のみ

調 査 方 法: WEBによる調査

調 査 目 的: 新しく構築予定の多言語情報発信サイトをより多くの方に活用いただけるよう、日本語教育機関、日本語教師、日本語学習者を対象に、アンケート調査を実施し、そのニーズを把握する。

<全体>

(n=338)



<5位以内順位>

順位	言語
1	英語
2	ベトナム語
3	中国語(簡体字)
4	ネパール語
5	韓国語
6	中国語(繁体字)
7	インドネシア語
8	フィリピン語
9	ミャンマー語
10	ポルトガル語

<5位以内順位(英語を公用語とする圏除く)>

順位	言語
1	英語
2	ベトナム語
3	中国語(簡体字)
4	ネパール語
5	韓国語
6	中国語(繁体字)
7	インドネシア語
8	ミャンマー語
9	ポルトガル語
10	スペイン語

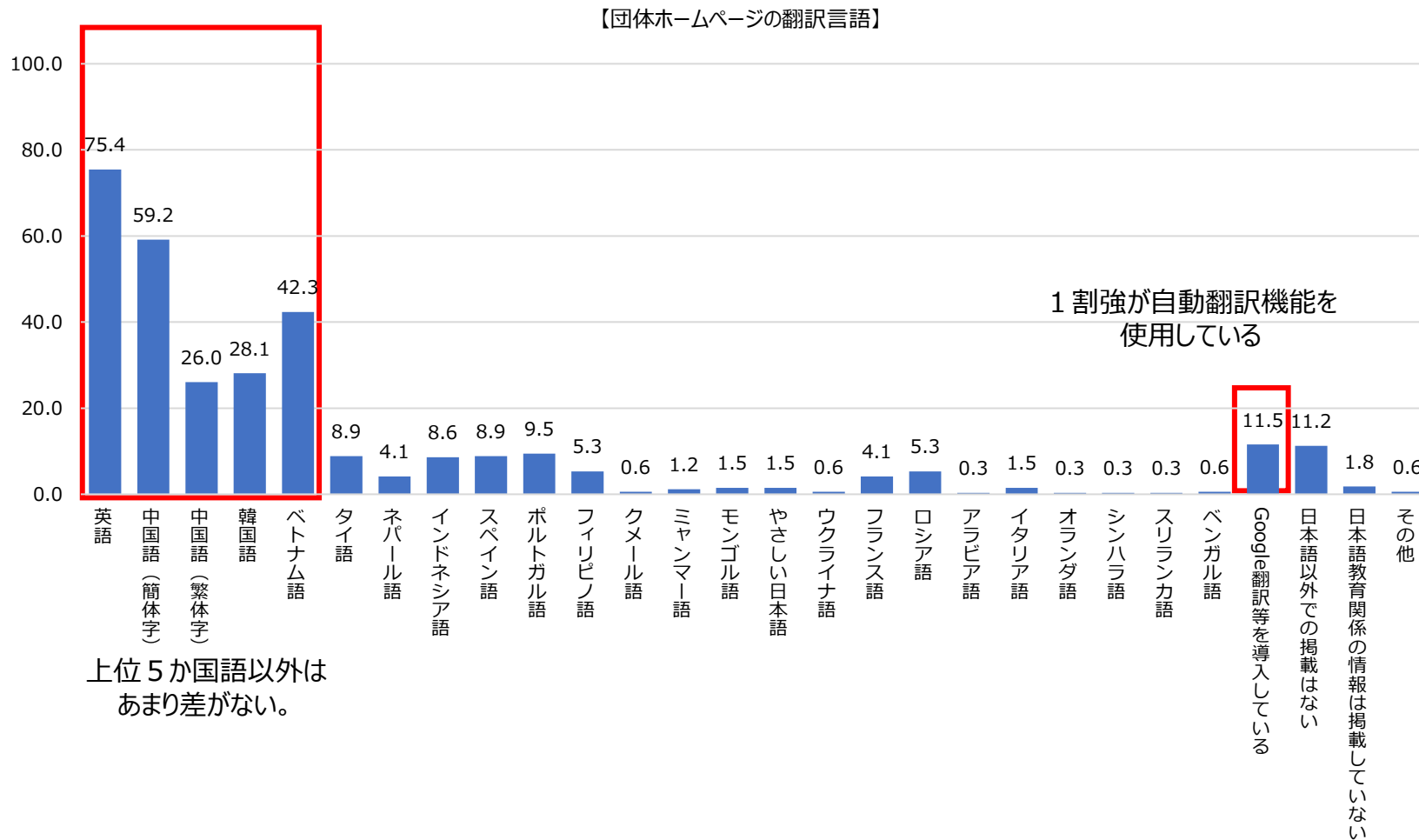
1位は英語、3位以内では英語・中国語(簡)・ベトナム語、5位以内ではそれにネパール語・韓国語。

【日本語教育機関の団体ホームページ翻訳言語について】

調査対象：法務省告示校・留学生別科および都道府県・政令指定都市、国際交流協会

<全体>

(n=338)



【日本語学習を希望する外国人への発信情報内容】

＜告示校・留学生別科＞

●掲載したい内容 (n=210)

	内容	%
1	学校等の周辺環境（都市含む）に関する情報	61.9
2	学校等までの交通の利便性	56.2
3	進学先・就職先など実績情報	51.0
4	進学・就職に関するサポート状況の情報	47.6
5	学校・クラスの雰囲気に関すること	42.9
6	住居など暮らし面でのサポートに関する情報	41.4
7	授業内容やレベルに関する情報	40.5

告示校・留学生別科では「学校周辺環境に関する情報」が6割以上で1位。

＜都道府県・政令指定都市、国際交流協会＞

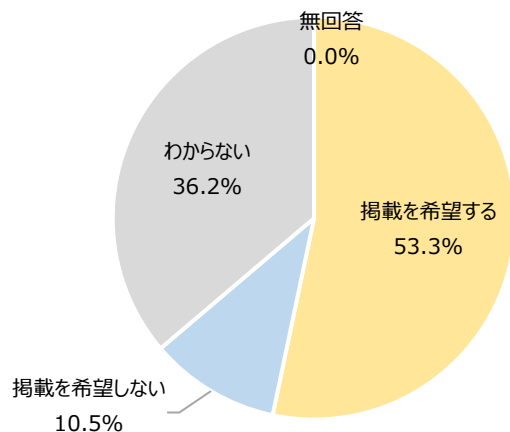
●掲載したい内容 (n=128)

	内容	%
1	教室へのアクセス情報	71.9
2	授業の形態（対面・オンラインなど）	67.2
3	日本語教室のレベルに関する情報	66.4
4	教室や地域での交流イベントに関する情報	46.9
5	使用する日本語学習教材の情報	43.0
6	クラスの雰囲気に関する情報	40.6

都道府県。政令指定都市、国際交流協会では「教室のアクセス情報」が7割以上で1位。

【国の定めた情報以外の各団体で
用意する原稿の掲載希望】 53.3%

(n=210)

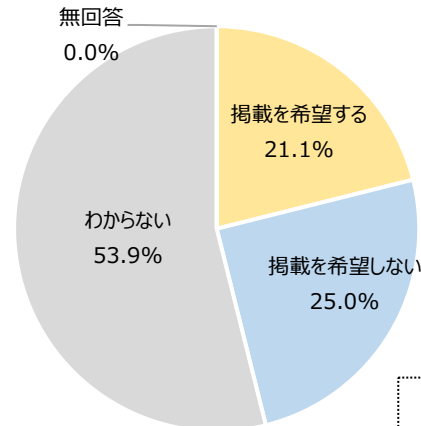


掲載希望は5割以上。

＜掲載希望内容＞
 ・SNS情報（42）
 ・ホームページ（7）
 ・各機関のPR、特徴、特色（4）
 ・学生・在学生の声（3）

【国の定めた情報以外の各団体で
用意する原稿の掲載希望】 21.1%

(n=128)



掲載希望は約2割。

＜掲載希望内容＞
 ・クラスの様子など（7）
 ・SNS情報（5）

【日本語教育機関を探す際に必要な情報】

<日本語学習者（留学生）>

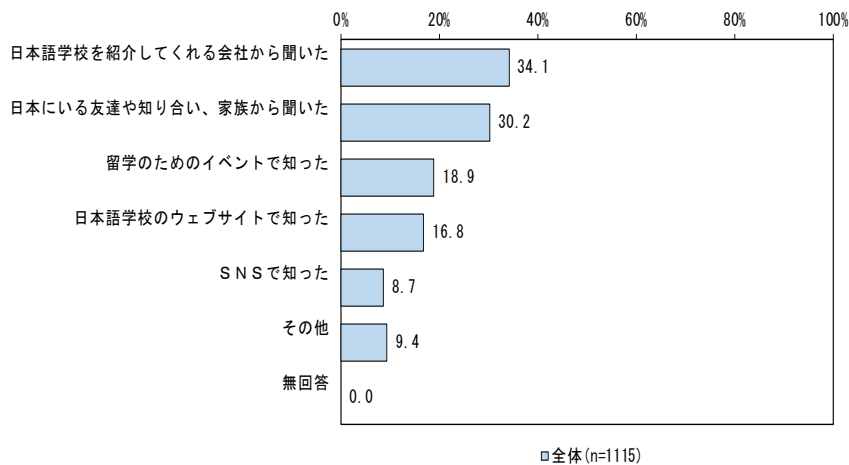
●必要な情報 (n=1,115)

	内容	%
1	卒業生の声や同じ国の人のコメント	36.3
2	授業料のほかに必要な費用ぜんぶでいくらかかるか	31.7
3	進学就職に関するサポート	30.9
4	日本語能力試験（JLPT）や日本留学試験（EJU）受験のサポートがあるかどうか	30.8
5	授業の内容やレベルについて	30.2

※30%以上の項目

卒業生などの生の声や、かかる費用、進学・就職サポートなどが上位に上げられた。

●今、学んでいる日本語学校をどうやって知ったか



<日本語学習者（日本語教室）>

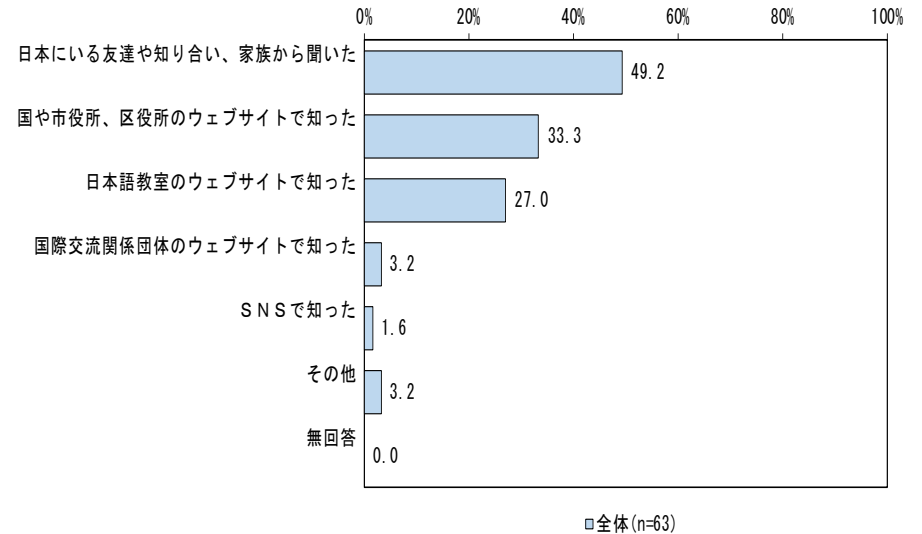
●必要な情報 (n=63)

	内容	%
1	教室がある町や場所のこと	39.7
2	授業の内容やレベルについて	38.1
3	教室までの行き方（電車、バスなどでどうやって行くか）	31.7

※30%以上の項目

教室がある町や場所、授業の内容やレベルなどが上位に上げられた。

●今、学んでいる日本語教室をどうやって知ったか



【日本語教育機関に不足していると思われる情報（日本語教師からの回答）】

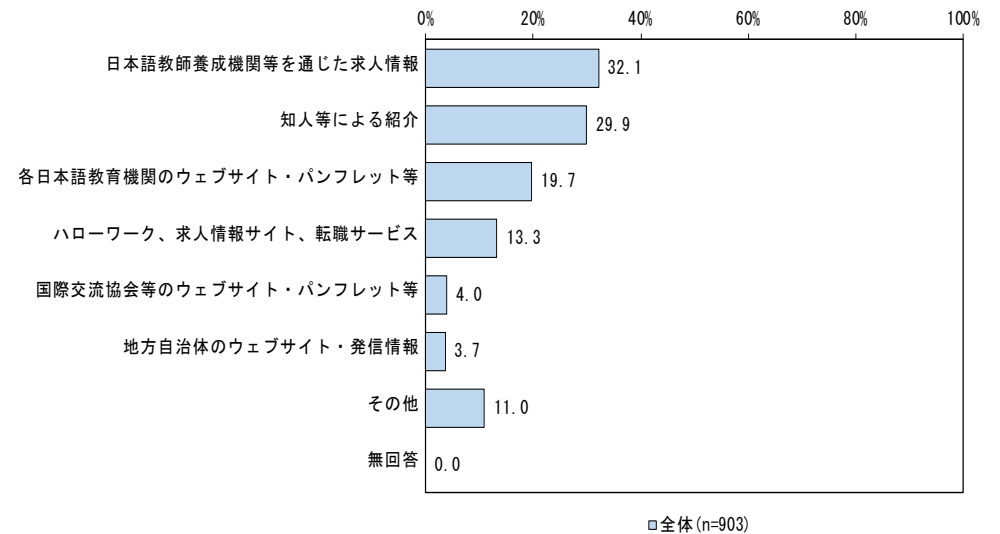
日本語学習を希望する外国人が日本語教育機関（地域日本語教室を含む）を選ぶ際に必要と思われる情報のうち、現在不足している（あまり公開されていない）と思われる情報

(n=903)

	内容	%
1	授業内容やレベルに関する情報	32.8
1	住居など暮らし面でのサポートに関する情報	32.8
3	授業以外に参加できる交流プログラム等の情報	29.6
4	授業料以外に必要な費用	28.2
5	進学・就職に関するサポート状況の情報	26.9
6	進学先・就職先など実績情報	25.0
7	学校等の周辺環境（都市を含む）に関する情報	23.7
7	奨学金に関する情報	23.7
8	学習サポートなどの情報	21.4
9	学校等の利用可能な施設、サービス	20.3
10	日本留学試験（EJU）や日本語能力試験（JLPT）受験のサポートに関すること	19.5
11	国別の在学生の状況	19.2
12	学校・クラスの雰囲気に関すること	18.4
13	担当する教師に関する情報	17.8
14	授業日数・時間数などに関する情報	13.8
15	学校等までの交通の利便性	10.6
	その他	5.5
	わからない	13.1

アンケートで示した選択肢のうち、30%以上が2項目（太字）、29%以上では9項目が「不足している情報」として挙げられた。

● 現在、勤務する日本語教育機関を知ったきっかけ

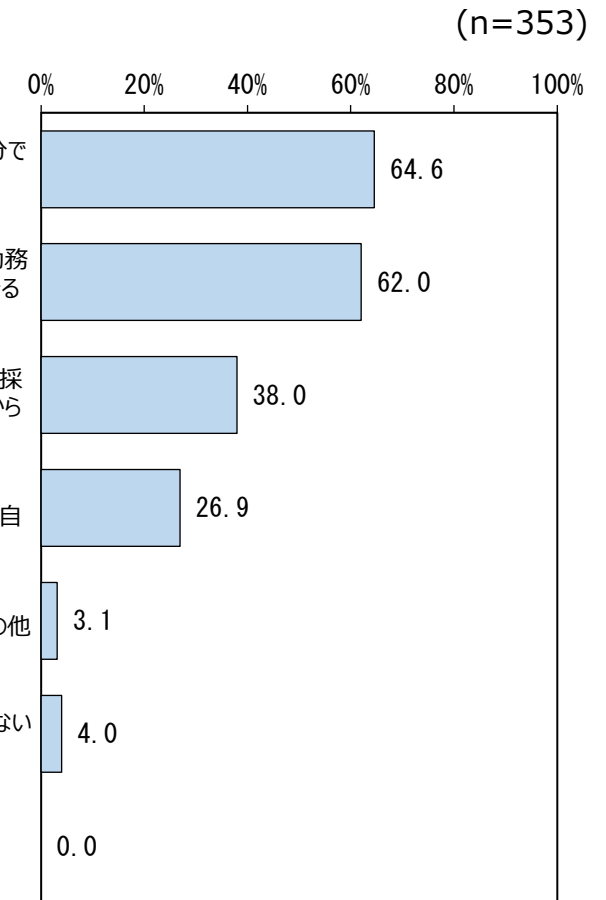
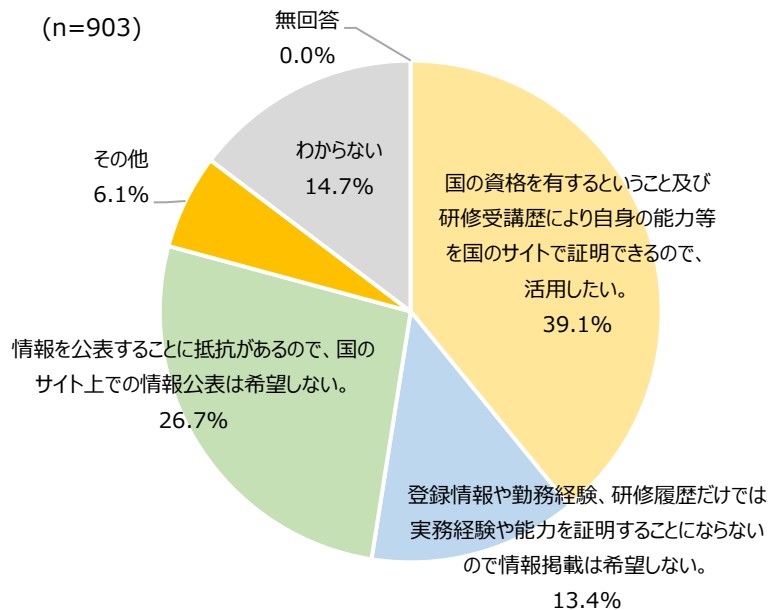


現在勤務する日本語教育機関を知ったきっかけは、「日本語教師養成機関を通じた求人情報」が3割強と最も高いが、「知人による紹介」も3割近くに上る。

登録日本語教員の情報活用について

<登録日本語教員の情報の活用希望>

<活用したい機能>



登録日本語教員の情報活用については、「活用したいが」約4割、「情報掲載・公開を希望しない」が約4割と拮抗している。

<その他の意見>

■ 公開したい（条件付き等で）

- ・情報の選択ができれば公開したい。
- ・登録情報が教師の能力の証明にはならないが、一定の能力の証明にはなるので公開したい。
- ・活用方法や個人情報の扱いに問題なければ活用したい。

■ 公開したくない、公開に迷う

- ・個人情報などの公開に不安がある。
- ・公開先の範囲が不明なため公開に迷う。
- ・公開情報の制限が可能かどうか分からないので公開に迷う。

□ 全体 (n=353)